

平成 28 年度 相模原市

一般会計歳入歳出決算書

一般会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額	269, 316, 546, 021 円
---------	----------------------

決 算 額	255, 997, 476, 054 円
-------	----------------------

歳 出

予 算 現 額	269, 316, 546, 021 円
---------	----------------------

決 算 額	249, 012, 953, 199 円
-------	----------------------

歳入歳出差引残額	6, 984, 522, 855 円
----------	--------------------

平成28年度 一般会計歳入歳出決算書
歳 入

款	項	予 算 現 額
5 市税		114,000,000,000
	5 市民税	51,701,089,000
	10 固定資産税	44,706,971,000
	15 軽自動車税	899,033,000
	20 市たばこ税	4,656,120,000
	30 事業所税	2,990,341,000
	35 都市計画税	9,046,446,000
10 地方譲与税		1,730,000,000
	7 地方揮発油譲与税	800,000,000
	10 自動車重量譲与税	900,000,000
	15 地方道路譲与税	0
	20 石油ガス譲与税	30,000,000
13 利子割交付金		220,000,000
	5 利子割交付金	220,000,000
16 配当割交付金		1,000,000,000
	5 配当割交付金	1,000,000,000
19 株式等譲渡所得割交付金		800,000,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	800,000,000
22 地方消費税交付金		11,400,000,000
	5 地方消費税交付金	11,400,000,000
25 ゴルフ場利用税交付金		170,000,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	170,000,000
31 自動車取得税交付金		700,000,000
	5 自動車取得税交付金	700,000,000
32 軽油引取税交付金		3,100,000,000
	5 軽油引取税交付金	3,100,000,000
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,310,993,000
	5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,310,993,000
37 地方特例交付金		542,000,000
	5 地方特例交付金	542,000,000
40 地方交付税		8,300,000,000
	5 地方交付税	8,300,000,000
43 交通安全対策特別交付金		240,000,000
	5 交通安全対策特別交付金	240,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
116,761,805,359	112,673,085,594	314,615,738	3,774,104,027	△1,326,914,406
53,525,841,525	50,714,754,891	249,449,739	2,561,636,895	△986,334,109
45,328,750,551	44,350,877,152	48,450,661	929,422,738	△356,093,848
950,028,251	890,221,886	5,312,918	54,493,447	△8,811,114
4,572,178,929	4,572,178,929	0	0	△83,941,071
3,179,185,100	3,165,351,600	0	13,833,500	175,010,600
9,205,821,003	8,979,701,136	11,402,420	214,717,447	△66,744,864
1,705,458,004	1,705,458,004	0	0	△24,541,996
776,309,000	776,309,000	0	0	△23,691,000
899,977,000	899,977,000	0	0	△23,000
4	4	0	0	4
29,172,000	29,172,000	0	0	△828,000
88,899,000	88,899,000	0	0	△131,101,000
88,899,000	88,899,000	0	0	△131,101,000
462,982,000	462,982,000	0	0	△537,018,000
462,982,000	462,982,000	0	0	△537,018,000
286,508,000	286,508,000	0	0	△513,492,000
286,508,000	286,508,000	0	0	△513,492,000
11,216,543,000	11,216,543,000	0	0	△183,457,000
11,216,543,000	11,216,543,000	0	0	△183,457,000
176,456,078	176,456,078	0	0	6,456,078
176,456,078	176,456,078	0	0	6,456,078
828,525,626	828,525,626	0	0	128,525,626
828,525,626	828,525,626	0	0	128,525,626
3,024,637,900	3,024,637,900	0	0	△75,362,100
3,024,637,900	3,024,637,900	0	0	△75,362,100
1,310,993,000	1,310,993,000	0	0	0
1,310,993,000	1,310,993,000	0	0	0
555,241,000	555,241,000	0	0	13,241,000
555,241,000	555,241,000	0	0	13,241,000
9,750,913,000	9,750,913,000	0	0	1,450,913,000
9,750,913,000	9,750,913,000	0	0	1,450,913,000
225,151,000	225,151,000	0	0	△14,849,000
225,151,000	225,151,000	0	0	△14,849,000

款	項	予 算 現 額
46 分担金及び負担金		2,548,588,000
	5 負担金	2,548,588,000
50 使用料及び手数料		5,693,937,000
	5 使用料	3,828,462,000
	10 手数料	1,865,475,000
55 国庫支出金		49,723,155,000
	5 国庫負担金	39,718,173,000
	10 国庫補助金	9,580,431,000
	15 国庫委託金	424,551,000
60 県支出金		14,691,232,000
	5 県負担金	9,950,751,000
	10 県補助金	3,380,844,000
	15 県委託金	1,359,637,000
65 財産収入		407,613,000
	5 財産運用収入	165,527,000
	10 財産売払収入	242,086,000
70 寄附金		129,870,000
	5 寄附金	129,870,000
75 繰入金		8,880,224,000
	10 基金繰入金	8,821,743,000
	15 財産区繰入金	58,481,000
80 繰越金		4,000,389,021
	5 繰越金	4,000,389,021
85 諸収入		16,553,645,000
	5 延滞金加算金及び過料	306,080,000
	10 市預金利子	1,000,000
	15 貸付金元利収入	11,320,612,000
	22 収益事業収入	1,400,000,000
	25 雑入	3,525,953,000
90 市債		23,174,900,000
	5 市債	23,174,900,000
歳 入 合 計		269,316,546,021

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
2, 525, 315, 977	2, 327, 856, 663	26, 504, 210	170, 955, 104	△220, 731, 337
2, 525, 315, 977	2, 327, 856, 663	26, 504, 210	170, 955, 104	△220, 731, 337
5, 559, 319, 099	5, 478, 014, 702	5, 956, 427	75, 347, 970	△215, 922, 298
3, 702, 542, 158	3, 622, 907, 201	5, 919, 967	73, 714, 990	△205, 554, 799
1, 856, 776, 941	1, 855, 107, 501	36, 460	1, 632, 980	△10, 367, 499
47, 184, 989, 095	45, 706, 279, 095	0	1, 478, 710, 000	△4, 016, 875, 905
38, 363, 097, 672	38, 329, 821, 672	0	33, 276, 000	△1, 388, 351, 328
8, 431, 683, 446	7, 040, 232, 446	0	1, 391, 451, 000	△2, 540, 198, 554
390, 207, 977	336, 224, 977	0	53, 983, 000	△88, 326, 023
13, 847, 656, 915	13, 670, 160, 915	0	177, 496, 000	△1, 021, 071, 085
9, 541, 580, 015	9, 541, 580, 015	0	0	△409, 170, 985
2, 946, 406, 367	2, 768, 910, 367	0	177, 496, 000	△611, 933, 633
1, 359, 670, 533	1, 359, 670, 533	0	0	33, 533
460, 896, 305	460, 896, 305	0	0	53, 283, 305
146, 001, 730	146, 001, 730	0	0	△19, 525, 270
314, 894, 575	314, 894, 575	0	0	72, 808, 575
121, 964, 620	121, 964, 620	0	0	△7, 905, 380
121, 964, 620	121, 964, 620	0	0	△7, 905, 380
8, 824, 621, 352	8, 824, 621, 352	0	0	△55, 602, 648
8, 776, 537, 352	8, 776, 537, 352	0	0	△45, 205, 648
48, 084, 000	48, 084, 000	0	0	△10, 397, 000
4, 047, 888, 852	4, 047, 888, 852	0	0	47, 499, 831
4, 047, 888, 852	4, 047, 888, 852	0	0	47, 499, 831
17, 184, 157, 438	15, 862, 500, 348	44, 065, 343	1, 277, 591, 747	△691, 144, 652
326, 094, 559	325, 062, 559	0	1, 032, 000	18, 982, 559
91, 872	91, 872	0	0	△908, 128
11, 049, 592, 480	11, 047, 700, 430	0	1, 892, 050	△272, 911, 570
1, 180, 854, 679	1, 180, 854, 679	0	0	△219, 145, 321
4, 627, 523, 848	3, 308, 790, 808	44, 065, 343	1, 274, 667, 697	△217, 162, 192
17, 191, 900, 000	17, 191, 900, 000	0	0	△5, 983, 000, 000
17, 191, 900, 000	17, 191, 900, 000	0	0	△5, 983, 000, 000
263, 342, 822, 620	255, 997, 476, 054	391, 141, 718	6, 954, 204, 848	△13, 319, 069, 967

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 議会費		1,004,112,000
	5 議会費	1,004,112,000
10 総務費		24,772,874,560
	5 総務管理費	15,160,751,000
	10 徴税費	2,222,633,000
	13 市民生活費	6,585,968,000
	15 選挙費	357,796,560
	20 統計調査費	124,467,000
	25 人事委員会費	129,308,000
	30 監査費	191,951,000
15 民生費		120,861,973,000
	5 社会福祉費	50,226,891,000
	10 児童福祉費	45,911,779,000
	15 生活保護費	24,723,303,000
20 衛生費		22,194,008,000
	5 保健衛生費	11,539,714,000
	10 清掃費	10,007,698,000
	15 環境保全費	646,596,000
25 労働費		734,537,000
	5 労働諸費	734,537,000
30 農林水産業費		1,006,486,000
	5 農業費	891,439,000
	10 林業費	115,047,000
35 商工費		13,363,422,000
	5 商工費	13,363,422,000
40 土木費		28,918,425,739
	5 道路橋りょう費	11,226,191,805
	10 河川費	1,356,526,494
	15 都市計画費	11,694,534,160
	20 公園費	3,804,475,280
	25 住宅費	836,698,000
45 消防費		7,862,950,000
	5 消防費	7,862,950,000
50 教育費		23,282,655,722
	5 教育総務費	4,613,302,000
	10 小学校費	7,709,746,949
	15 中学校費	4,863,873,771

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
956,756,354	0	47,355,646	47,355,646
956,756,354	0	47,355,646	47,355,646
22,602,883,848	67,394,000	2,102,596,712	2,169,990,712
13,626,855,583	13,411,000	1,520,484,417	1,533,895,417
2,126,837,561	0	95,795,439	95,795,439
6,153,331,010	53,983,000	378,653,990	432,636,990
311,252,144	0	46,544,416	46,544,416
77,136,729	0	47,330,271	47,330,271
125,999,581	0	3,308,419	3,308,419
181,471,240	0	10,479,760	10,479,760
114,116,864,434	128,438,400	6,616,670,166	6,745,108,566
46,769,258,830	110,800,000	3,346,832,170	3,457,632,170
43,891,678,845	17,638,400	2,002,461,755	2,020,100,155
23,455,926,759	0	1,267,376,241	1,267,376,241
21,153,605,979	0	1,040,402,021	1,040,402,021
10,926,218,908	0	613,495,092	613,495,092
9,635,106,754	0	372,591,246	372,591,246
592,280,317	0	54,315,683	54,315,683
708,621,433	0	25,915,567	25,915,567
708,621,433	0	25,915,567	25,915,567
723,400,450	177,496,000	105,589,550	283,085,550
635,933,406	177,496,000	78,009,594	255,505,594
87,467,044	0	27,579,956	27,579,956
13,090,332,105	0	273,089,895	273,089,895
13,090,332,105	0	273,089,895	273,089,895
25,209,466,158	2,524,222,547	1,184,737,034	3,708,959,581
9,863,391,509	786,166,882	576,633,414	1,362,800,296
1,209,896,209	106,347,465	40,282,820	146,630,285
10,797,744,573	509,026,000	387,763,587	896,789,587
2,558,895,390	1,122,682,200	122,897,690	1,245,579,890
779,538,477	0	57,159,523	57,159,523
7,459,770,052	247,164,800	156,015,148	403,179,948
7,459,770,052	247,164,800	156,015,148	403,179,948
18,570,988,754	3,736,605,360	975,061,608	4,711,666,968
4,435,244,640	0	178,057,360	178,057,360
5,076,877,471	2,367,609,400	265,260,078	2,632,869,478
3,242,439,210	1,365,630,680	255,803,881	1,621,434,561

一般会計

款	項	予 算 現 額
	18 幼稚園費	1,349,092,000
	20 社会教育費	3,072,291,002
	25 市民体育費	1,674,350,000
55 災害復旧費		160,000,000
	2 災害復旧費	160,000,000
60 公債費		24,987,990,000
	5 公債費	24,987,990,000
65 諸支出金		134,421,000
	5 諸費	134,421,000
70 予備費		32,691,000
	5 予備費	32,691,000
歳 出 合 計		269,316,546,021

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1,255,796,345	0	93,295,655	93,295,655
2,964,947,917	3,365,280	103,977,805	107,343,085
1,595,683,171	0	78,666,829	78,666,829
27,349,920	0	132,650,080	132,650,080
27,349,920	0	132,650,080	132,650,080
24,383,588,912	0	604,401,088	604,401,088
24,383,588,912	0	604,401,088	604,401,088
9,324,800	0	125,096,200	125,096,200
9,324,800	0	125,096,200	125,096,200
0	0	32,691,000	32,691,000
0	0	32,691,000	32,691,000
249,012,953,199	6,881,321,107	13,422,271,715	20,303,592,822

歳入歳出差引残額	6, 984, 522, 855 円
----------	--------------------

うち基金繰入額	4, 000, 000, 000 円
---------	--------------------

平成29年8月25日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

平成28年度 相模原市

国民健康保険事業

特別会計歳入歳出決算書

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 92,977,000,000 円

事業勘定 92,700,000,000 円

直営診療勘定 277,000,000 円

決 算 額 88,517,251,755 円

事業勘定 88,303,838,342 円

直営診療勘定 213,413,413 円

歳 出

予 算 現 額 92,977,000,000 円

事業勘定 92,700,000,000 円

直営診療勘定 277,000,000 円

決 算 額 86,467,850,725 円

事業勘定 86,259,897,073 円

直営診療勘定 207,953,652 円

歳入歳出差引残額 2,049,401,030 円

事業勘定 2,043,941,269 円

直営診療勘定 5,459,761 円

国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計
(事 業 勘 定)

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 国民健康保険税		18,801,000,000
	5 国民健康保険税	18,801,000,000
10 使用料及び手数料		100,000
	5 手数料	100,000
15 国庫支出金		15,642,000,000
	5 国庫負担金	14,532,000,000
	10 国庫補助金	1,110,000,000
20 療養給付費交付金		1,500,000,000
	5 療養給付費交付金	1,500,000,000
22 前期高齢者交付金		21,500,000,000
	5 前期高齢者交付金	21,500,000,000
25 県支出金		4,723,000,000
	5 県負担金	578,000,000
	10 県補助金	4,145,000,000
30 共同事業交付金		20,850,000,000
	5 共同事業交付金	20,850,000,000
35 繰入金		9,300,000,000
	5 一般会計繰入金	9,300,000,000
40 繰越金		100,000,000
	5 繰越金	100,000,000
45 諸収入		283,900,000
	5 延滞金及び過料	158,000,000
	15 雑入	125,900,000
歳 入 合 計		92,700,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
26,502,275,340	16,989,383,207	1,121,875,809	8,391,016,324	△1,811,616,793
26,502,275,340	16,989,383,207	1,121,875,809	8,391,016,324	△1,811,616,793
92,400	92,400	0	0	△7,600
92,400	92,400	0	0	△7,600
16,140,111,766	16,140,111,766	0	0	498,111,766
13,420,411,766	13,420,411,766	0	0	△1,111,588,234
2,719,700,000	2,719,700,000	0	0	1,609,700,000
1,272,995,346	1,272,995,346	0	0	△227,004,654
1,272,995,346	1,272,995,346	0	0	△227,004,654
20,503,787,934	20,503,787,934	0	0	△996,212,066
20,503,787,934	20,503,787,934	0	0	△996,212,066
4,626,480,312	4,626,480,312	0	0	△96,519,688
546,162,150	546,162,150	0	0	△31,837,850
4,080,318,162	4,080,318,162	0	0	△64,681,838
18,884,456,280	18,884,456,280	0	0	△1,965,543,720
18,884,456,280	18,884,456,280	0	0	△1,965,543,720
8,000,000,000	8,000,000,000	0	0	△1,300,000,000
8,000,000,000	8,000,000,000	0	0	△1,300,000,000
1,503,936,835	1,503,936,835	0	0	1,403,936,835
1,503,936,835	1,503,936,835	0	0	1,403,936,835
492,584,475	382,594,262	9,319,500	100,670,713	98,694,262
206,642,463	206,642,463	0	0	48,642,463
285,942,012	175,951,799	9,319,500	100,670,713	50,051,799
97,926,720,688	88,303,838,342	1,131,195,309	8,491,687,037	△4,396,161,658

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		945,000,000
	5 総務管理費	478,026,000
	10 徴税費	466,494,000
	15 運営協議会費	480,000
10 保険給付費		55,100,000,000
	5 療養諸費	48,175,500,000
	10 高額療養費	6,454,900,000
	15 移送費	3,900,000
	20 出産育児諸費	399,200,000
	25 葬祭諸費	66,500,000
12 後期高齢者支援金等		10,500,000,000
	5 後期高齢者支援金等	10,500,000,000
13 前期高齢者納付金等		10,000,000
	5 前期高齢者納付金等	10,000,000
15 老人保健拠出金		1,000,000
	5 老人保健拠出金	1,000,000
20 介護納付金		3,680,000,000
	5 介護納付金	3,680,000,000
25 共同事業拠出金		21,000,100,000
	5 共同事業拠出金	21,000,100,000
30 保健事業費		888,000,000
	2 特定健康診査等事業費	879,380,000
	5 保健事業費	8,620,000
35 公債費		900,000
	5 公債費	900,000
40 諸支出金		475,000,000
	5 償還金及び還付加算金	465,000,000
	15 繰出金	10,000,000
45 予備費		100,000,000
	5 予備費	100,000,000
歳 出 合 計		92,700,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
812,771,522	0	132,228,478	132,228,478
423,189,242	0	54,836,758	54,836,758
389,485,080	0	77,008,920	77,008,920
97,200	0	382,800	382,800
51,120,538,559	0	3,979,461,441	3,979,461,441
44,768,123,066	0	3,407,376,934	3,407,376,934
6,023,843,141	0	431,056,859	431,056,859
2,442,149	0	1,457,851	1,457,851
275,830,203	0	123,369,797	123,369,797
50,300,000	0	16,200,000	16,200,000
10,434,772,834	0	65,227,166	65,227,166
10,434,772,834	0	65,227,166	65,227,166
7,587,965	0	2,412,035	2,412,035
7,587,965	0	2,412,035	2,412,035
273,671	0	726,329	726,329
273,671	0	726,329	726,329
3,657,658,563	0	22,341,437	22,341,437
3,657,658,563	0	22,341,437	22,341,437
19,233,761,766	0	1,766,338,234	1,766,338,234
19,233,761,766	0	1,766,338,234	1,766,338,234
647,450,434	0	240,549,566	240,549,566
640,678,247	0	238,701,753	238,701,753
6,772,187	0	1,847,813	1,847,813
0	0	900,000	900,000
0	0	900,000	900,000
345,081,759	0	129,918,241	129,918,241
336,770,759	0	128,229,241	128,229,241
8,311,000	0	1,689,000	1,689,000
0	0	100,000,000	100,000,000
0	0	100,000,000	100,000,000
86,259,897,073	0	6,440,102,927	6,440,102,927

国民健康保険事業特別会計
(直 営 診 療 勘 定)

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 診療収入		199,700,000
	5 外来収入	184,100,000
	10 その他の診療収入	15,600,000
10 使用料及び手数料		800,000
	3 使用料	162,000
	5 手数料	638,000
20 繰入金		65,000,000
	5 他会計繰入金	55,000,000
	10 事業勘定繰入金	10,000,000
25 繰越金		3,000,000
	5 繰越金	3,000,000
30 諸収入		8,500,000
	7 受託事業収入	7,900,000
	10 雑入	600,000
歳 入 合 計		277,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
145,458,535	145,458,535	0	0	△54,241,465
125,736,108	125,736,108	0	0	△58,363,892
19,722,427	19,722,427	0	0	4,122,427
582,569	582,569	0	0	△217,431
36,109	36,109	0	0	△125,891
546,460	546,460	0	0	△91,540
54,311,000	54,311,000	0	0	△10,689,000
46,000,000	46,000,000	0	0	△9,000,000
8,311,000	8,311,000	0	0	△1,689,000
3,836,562	3,836,562	0	0	836,562
3,836,562	3,836,562	0	0	836,562
9,224,747	9,224,747	0	0	724,747
8,581,059	8,581,059	0	0	681,059
643,688	643,688	0	0	43,688
213,413,413	213,413,413	0	0	△63,586,587

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		141,264,000
	5 施設管理費	141,264,000
10 医業費		109,593,000
	5 医業費	109,593,000
20 公債費		24,543,000
	5 公債費	24,543,000
28 諸支出金		100,000
	5 償還金及び還付加算金	100,000
30 予備費		1,500,000
	5 予備費	1,500,000
歳 出 合 計		277,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
120,563,390	0	20,700,610	20,700,610
120,563,390	0	20,700,610	20,700,610
62,947,999	0	46,645,001	46,645,001
62,947,999	0	46,645,001	46,645,001
24,442,263	0	100,737	100,737
24,442,263	0	100,737	100,737
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
0	0	1,500,000	1,500,000
0	0	1,500,000	1,500,000
207,953,652	0	69,046,348	69,046,348

歳入歳出差引残額	2, 049, 401, 030 円
事業勘定	2, 043, 941, 269 円
直営診療勘定	5, 459, 761 円

うち基金繰入額	0 円
事業勘定	0 円
直営診療勘定	0 円

平成29年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

平成 28 年度 相模原市

介 護 保 険 事 業

特別会計歳入歳出決算書

介護保険事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額	45, 305, 000, 000 円
---------	---------------------

決 算 額	44, 318, 348, 926 円
-------	---------------------

歳 出

予 算 現 額	45, 305, 000, 000 円
---------	---------------------

決 算 額	43, 344, 932, 066 円
-------	---------------------

歳入歳出差引残額	973, 416, 860 円
----------	-----------------

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 保険料		10,923,492,000
	5 介護保険料	10,923,492,000
10 使用料及び手数料		3,451,000
	10 手数料	3,451,000
15 国庫支出金		8,384,382,000
	5 国庫負担金	7,536,246,000
	10 国庫補助金	848,136,000
20 支払基金交付金		12,078,429,000
	5 支払基金交付金	12,078,429,000
25 県支出金		6,462,703,000
	5 県負担金	6,136,699,000
	7 県補助金	326,004,000
30 財産収入		20,361,000
	5 財産運用収入	20,361,000
40 繰入金		7,410,000,000
	5 一般会計繰入金	6,810,000,000
	10 基金繰入金	600,000,000
45 繰越金		5,000,000
	5 繰越金	5,000,000
50 諸収入		17,182,000
	5 延滞金及び過料	268,000
	15 雑入	16,914,000
歳 入 合 計		45,305,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
11,552,228,318	11,133,678,531	115,503,461	303,046,326	210,186,531
11,552,228,318	11,133,678,531	115,503,461	303,046,326	210,186,531
4,648,000	4,648,000	0	0	1,197,000
4,648,000	4,648,000	0	0	1,197,000
8,728,711,139	8,728,711,139	0	0	344,329,139
7,462,557,023	7,462,557,023	0	0	△73,688,977
1,266,154,116	1,266,154,116	0	0	418,018,116
11,609,198,288	11,609,198,288	0	0	△469,230,712
11,609,198,288	11,609,198,288	0	0	△469,230,712
6,211,840,912	6,211,840,912	0	0	△250,862,088
5,903,979,541	5,903,979,541	0	0	△232,719,459
307,861,371	307,861,371	0	0	△18,142,629
1,941,154	1,941,154	0	0	△18,419,846
1,941,154	1,941,154	0	0	△18,419,846
6,460,445,581	6,460,445,581	0	0	△949,554,419
6,460,445,581	6,460,445,581	0	0	△349,554,419
0	0	0	0	△600,000,000
136,797,317	136,797,317	0	0	131,797,317
136,797,317	136,797,317	0	0	131,797,317
31,755,021	31,088,004	4,000	663,017	13,906,004
432,300	432,300	0	0	164,300
31,322,721	30,655,704	4,000	663,017	13,741,704
44,737,565,730	44,318,348,926	115,507,461	303,709,343	△986,651,074

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		1,003,973,000
	5 総務管理費	328,266,000
	10 徴収費	58,071,000
	15 介護認定審査会費	617,636,000
10 保険給付費		42,070,606,000
	5 介護サービス等諸費	40,714,386,000
	10 高額介護サービス等費	1,356,220,000
20 地域支援事業費		2,187,060,000
	5 地域支援事業費	2,187,060,000
25 基金積立金		20,361,000
	5 基金積立金	20,361,000
30 公債費		1,000,000
	5 公債費	1,000,000
35 諸支出金		21,000,000
	5 償還金及び還付加算金	21,000,000
45 予備費		1,000,000
	5 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		45,305,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
922, 119, 104	0	81, 853, 896	81, 853, 896
293, 941, 085	0	34, 324, 915	34, 324, 915
55, 012, 668	0	3, 058, 332	3, 058, 332
573, 165, 351	0	44, 470, 649	44, 470, 649
40, 462, 543, 726	0	1, 608, 062, 274	1, 608, 062, 274
39, 374, 364, 582	0	1, 340, 021, 418	1, 340, 021, 418
1, 088, 179, 144	0	268, 040, 856	268, 040, 856
1, 941, 453, 734	0	245, 606, 266	245, 606, 266
1, 941, 453, 734	0	245, 606, 266	245, 606, 266
1, 941, 154	0	18, 419, 846	18, 419, 846
1, 941, 154	0	18, 419, 846	18, 419, 846
0	0	1, 000, 000	1, 000, 000
0	0	1, 000, 000	1, 000, 000
16, 874, 348	0	4, 125, 652	4, 125, 652
16, 874, 348	0	4, 125, 652	4, 125, 652
0	0	1, 000, 000	1, 000, 000
0	0	1, 000, 000	1, 000, 000
43, 344, 932, 066	0	1, 960, 067, 934	1, 960, 067, 934

歳入歳出差引残額	973, 416, 860 円
----------	-----------------

うち基金繰入額	668, 236, 591 円
---------	-----------------

平成29年8月25日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

平成28年度 相模原市

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

特別会計歳入歳出決算書

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額	199, 000, 000 円
---------	-----------------

決 算 額	359, 353, 057 円
-------	-----------------

歳 出

予 算 現 額	199, 000, 000 円
---------	-----------------

決 算 額	155, 522, 344 円
-------	-----------------

歳入歳出差引残額	203, 830, 713 円
----------	-----------------

歳 入

款	項	予 算 現 額
3 国庫支出金		0
	5 国庫補助金	0
5 繰入金		7,000,000
	5 一般会計繰入金	7,000,000
10 繰越金		50,000,000
	5 繰越金	50,000,000
15 諸収入		142,000,000
	5 貸付金元利収入	140,610,000
	15 雑入	1,390,000
歳 入 合 計		199,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
921,600	921,600	0	0	921,600
921,600	921,600	0	0	921,600
6,000,000	6,000,000	0	0	△1,000,000
6,000,000	6,000,000	0	0	△1,000,000
185,452,939	185,452,939	0	0	135,452,939
185,452,939	185,452,939	0	0	135,452,939
530,869,154	166,978,518	5,135,273	358,755,363	24,978,518
527,744,819	166,085,783	5,135,273	356,523,763	25,475,783
3,124,335	892,735	0	2,231,600	△497,265
723,243,693	359,353,057	5,135,273	358,755,363	160,353,057

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		198,850,000
	5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	198,850,000
10 公債費		100,000
	5 公債費	100,000
15 諸支出金		50,000
	5 償還金及び還付加算金	50,000
歳 出 合 計		199,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
155,522,344	0	43,327,656	43,327,656
155,522,344	0	43,327,656	43,327,656
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
0	0	50,000	50,000
0	0	50,000	50,000
155,522,344	0	43,477,656	43,477,656

歳入歳出差引残額 203, 830, 713 円

うち基金繰入額 0 円

平成29年8月25日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

平成 2 8 年度 相模原市

後 期 高 齢 者 医 療 事 業

特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額	7, 841, 000, 000 円
---------	--------------------

決 算 額	7, 500, 406, 086 円
-------	--------------------

歳 出

予 算 現 額	7, 841, 000, 000 円
---------	--------------------

決 算 額	7, 049, 668, 274 円
-------	--------------------

歳入歳出差引残額	450, 737, 812 円
----------	-----------------

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 後期高齢者医療保険料		6,574,000,000
	5 後期高齢者医療保険料	6,574,000,000
10 使用料及び手数料		10,000
	10 手数料	10,000
25 繰入金		1,150,000,000
	5 一般会計繰入金	1,150,000,000
30 繰越金		60,000,000
	5 繰越金	60,000,000
35 諸収入		56,990,000
	5 延滞金及び過料	1,000,000
	10 償還金及び還付加算金	15,000,000
	20 雑入	40,990,000
歳 入 合 計		7,841,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
6,389,036,277	6,277,789,901	16,198,690	95,047,686	△296,210,099
6,389,036,277	6,277,789,901	16,198,690	95,047,686	△296,210,099
0	0	0	0	△10,000
0	0	0	0	△10,000
1,033,000,000	1,033,000,000	0	0	△117,000,000
1,033,000,000	1,033,000,000	0	0	△117,000,000
129,125,299	129,125,299	0	0	69,125,299
129,125,299	129,125,299	0	0	69,125,299
60,490,886	60,490,886	0	0	3,500,886
780,000	780,000	0	0	△220,000
12,660,970	12,660,970	0	0	△2,339,030
47,049,916	47,049,916	0	0	6,059,916
7,611,652,462	7,500,406,086	16,198,690	95,047,686	△340,593,914

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		145,900,000
	5 総務管理費	145,900,000
10 分担金及び負担金		7,670,000,000
	5 広域連合負担金	7,670,000,000
12 公債費		100,000
	5 公債費	100,000
15 諸支出金		15,000,000
	5 償還金及び還付加算金	15,000,000
20 予備費		10,000,000
	5 予備費	10,000,000
歳 出 合 計		7,841,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
122,496,449	0	23,403,551	23,403,551
122,496,449	0	23,403,551	23,403,551
6,914,669,915	0	755,330,085	755,330,085
6,914,669,915	0	755,330,085	755,330,085
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
12,501,910	0	2,498,090	2,498,090
12,501,910	0	2,498,090	2,498,090
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
7,049,668,274	0	791,331,726	791,331,726

歳入歳出差引残額

450, 737, 812 円

うち基金繰入額

0 円

平成29年8月25日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

平成28年度 相模原市

自動車駐車場事業

特別会計歳入歳出決算書

自動車駐車場事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額	2, 058, 000, 000 円
---------	--------------------

決 算 額	2, 086, 230, 529 円
-------	--------------------

歳 出

予 算 現 額	2, 058, 000, 000 円
---------	--------------------

決 算 額	1, 911, 035, 998 円
-------	--------------------

歳入歳出差引残額	175, 194, 531 円
----------	-----------------

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 駐車場事業収入		1,017,000,000
	5 事業収入	1,017,000,000
15 財産収入		2,000,000
	5 財産運用収入	2,000,000
20 繰入金		890,000,000
	5 繰入金	890,000,000
25 繰越金		149,000,000
	5 繰越金	149,000,000
歳 入 合 計		2,058,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
1,034,334,087	1,034,334,087	0	0	17,334,087
1,034,334,087	1,034,334,087	0	0	17,334,087
1,219,481	1,219,481	0	0	△780,519
1,219,481	1,219,481	0	0	△780,519
862,000,000	862,000,000	0	0	△28,000,000
862,000,000	862,000,000	0	0	△28,000,000
188,676,961	188,676,961	0	0	39,676,961
188,676,961	188,676,961	0	0	39,676,961
2,086,230,529	2,086,230,529	0	0	28,230,529

歲 出

款	項	予 算 現 額
5 駐車場事業費		791,885,000
	5 駐車場管理費	791,885,000
10 公債費		1,265,115,000
	5 公債費	1,265,115,000
15 予備費		1,000,000
	5 予備費	1,000,000
歲 出 合 計		2,058,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
647,922,379	0	143,962,621	143,962,621
647,922,379	0	143,962,621	143,962,621
1,263,113,619	0	2,001,381	2,001,381
1,263,113,619	0	2,001,381	2,001,381
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
1,911,035,998	0	146,964,002	146,964,002

歳入歳出差引残額 175, 194, 531 円

うち基金繰入額 0 円

平成29年8月25日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

平成28年度 相模原市
麻溝台・新磯野第一整備地区
土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算書

麻溝台・新磯野第一整備地区
土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 1, 138, 000, 000 円

決 算 額 418, 621, 200 円

歳 出

予 算 現 額 1, 138, 000, 000 円

決 算 額 315, 880, 745 円

歳入歳出差引残額 102, 740, 455 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 国庫支出金		494,510,000
	5 国庫補助金	494,510,000
10 繰入金		249,190,000
	5 繰入金	249,190,000
20 使用料及び手数料		0
	10 手数料	0
25 市債		394,300,000
	5 市債	394,300,000
歳 入 合 計		1,138,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
461,510,000	108,820,000	0	352,690,000	△385,690,000
461,510,000	108,820,000	0	352,690,000	△385,690,000
230,000,000	230,000,000	0	0	△19,190,000
230,000,000	230,000,000	0	0	△19,190,000
1,200	1,200	0	0	1,200
1,200	1,200	0	0	1,200
79,800,000	79,800,000	0	0	△314,500,000
79,800,000	79,800,000	0	0	△314,500,000
771,311,200	418,621,200	0	352,690,000	△719,378,800

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 麻溝台・新磯野第一整備地区 土地地区画整理事業費		1, 134, 637, 000
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区 土地地区画整理事業費	1, 134, 637, 000
10 公債費		3, 063, 000
	5 公債費	3, 063, 000
15 予備費		300, 000
	5 予備費	300, 000
歳 出 合 計		1, 138, 000, 000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
315,740,098	728,320,342	90,576,560	818,896,902
315,740,098	728,320,342	90,576,560	818,896,902
140,647	0	2,922,353	2,922,353
140,647	0	2,922,353	2,922,353
0	0	300,000	300,000
0	0	300,000	300,000
315,880,745	728,320,342	93,798,913	822,119,255

歳入歳出差引残額 102, 740, 455 円

うち基金繰入額 0 円

平成29年8月25日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

平成 2 8 年度 相模原市

簡 易 水 道 事 業

特別会計歳入歳出決算書

簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額	589, 000, 000 円
---------	-----------------

決 算 額	473, 267, 991 円
-------	-----------------

歳 出

予 算 現 額	589, 000, 000 円
---------	-----------------

決 算 額	429, 543, 469 円
-------	-----------------

歳入歳出差引残額	43, 724, 522 円
----------	----------------

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 分担金及び負担金		12,798,000
	5 分担金	416,000
	10 負担金	12,382,000
10 使用料及び手数料		18,670,000
	5 使用料	18,650,000
	10 手数料	20,000
15 国庫支出金		139,000,000
	10 国庫補助金	139,000,000
25 財産収入		500,000
	5 財産運用収入	500,000
30 繰入金		103,000,000
	5 繰入金	103,000,000
35 繰越金		27,770,000
	5 繰越金	27,770,000
40 諸収入		9,262,000
	10 雑入	9,262,000
45 市債		278,000,000
	5 市債	278,000,000
歳 入 合 計		589,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9,657,158	9,657,158	0	0	△3,140,842
462,858	462,858	0	0	46,858
9,194,300	9,194,300	0	0	△3,187,700
22,117,057	20,039,250	0	2,077,807	1,369,250
22,076,057	19,998,250	0	2,077,807	1,348,250
41,000	41,000	0	0	21,000
139,000,000	102,100,000	0	36,900,000	△36,900,000
139,000,000	102,100,000	0	36,900,000	△36,900,000
223,011	223,011	0	0	△276,989
223,011	223,011	0	0	△276,989
90,000,000	90,000,000	0	0	△13,000,000
90,000,000	90,000,000	0	0	△13,000,000
37,802,382	37,802,382	0	0	10,032,382
37,802,382	37,802,382	0	0	10,032,382
9,246,190	9,246,190	0	0	△15,810
9,246,190	9,246,190	0	0	△15,810
204,200,000	204,200,000	0	0	△73,800,000
204,200,000	204,200,000	0	0	△73,800,000
512,245,798	473,267,991	0	38,977,807	△115,732,009

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		32,643,000
	5 総務管理費	32,643,000
10 簡易水道事業費		532,937,000
	5 簡易水道事業費	532,937,000
15 基金積立金		500,000
	5 基金積立金	500,000
20 公債費		22,520,000
	6 元金	9,177,000
	10 利子	13,343,000
25 予備費		400,000
	5 予備費	400,000
歳 出 合 計		589,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
27,682,398	0	4,960,602	4,960,602
27,682,398	0	4,960,602	4,960,602
383,506,371	120,000,000	29,430,629	149,430,629
383,506,371	120,000,000	29,430,629	149,430,629
223,011	0	276,989	276,989
223,011	0	276,989	276,989
18,131,689	0	4,388,311	4,388,311
9,176,262	0	738	738
8,955,427	0	4,387,573	4,387,573
0	0	400,000	400,000
0	0	400,000	400,000
429,543,469	120,000,000	39,456,531	159,456,531

歳入歳出差引残額 43, 724, 522 円

うち基金繰入額 0 円

平成29年8月25日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

平成 2 8 年度 相模原市

公 共 用 地 先 行 取 得 事 業

特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額	3, 175, 420, 000 円
---------	--------------------

決 算 額	1, 201, 369, 715 円
-------	--------------------

歳 出

予 算 現 額	3, 175, 420, 000 円
---------	--------------------

決 算 額	1, 201, 079, 154 円
-------	--------------------

歳入歳出差引残額	290, 561 円
----------	------------

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 財産収入		243,000,000
	5 財産売却収入	243,000,000
10 繰入金		12,000,000
	5 繰入金	12,000,000
20 市債		2,920,300,000
	5 市債	2,920,300,000
25 繰越金		120,000
	5 繰越金	120,000
歳 入 合 計		3,175,420,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
229,918,222	229,918,222	0	0	△13,081,778
229,918,222	229,918,222	0	0	△13,081,778
3,631,493	3,631,493	0	0	△8,368,507
3,631,493	3,631,493	0	0	△8,368,507
967,700,000	967,700,000	0	0	△1,952,600,000
967,700,000	967,700,000	0	0	△1,952,600,000
120,000	120,000	0	0	0
120,000	120,000	0	0	0
1,201,369,715	1,201,369,715	0	0	△1,974,050,285

歲 出

款	項	予 算 現 額
10 公共用地先行取得事業費		2,921,420,000
	5 公共用地先行取得事業費	2,921,420,000
15 公債費		254,000,000
	5 公債費	254,000,000
歲 出 合 計		3,175,420,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
968,638,044	78,890,561	1,873,891,395	1,952,781,956
968,638,044	78,890,561	1,873,891,395	1,952,781,956
232,441,110	0	21,558,890	21,558,890
232,441,110	0	21,558,890	21,558,890
1,201,079,154	78,890,561	1,895,450,285	1,974,340,846

歳入歳出差引残額 290, 561 円

うち基金繰入額 0 円

平成29年8月25日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

平成28年度 相模原市

財 産 区

特別会計歳入歳出決算書

財産区特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額	213, 200, 000 円
---------	-----------------

決 算 額	209, 177, 788 円
-------	-----------------

歳 出

予 算 現 額	213, 200, 000 円
---------	-----------------

決 算 額	197, 225, 381 円
-------	-----------------

歳入歳出差引残額	11, 952, 407 円
----------	----------------

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 県支出金		450,000
	5 県補助金	450,000
15 財産収入		200,681,000
	5 財産運用収入	200,671,000
	10 財産売却収入	10,000
20 繰入金		7,822,000
	5 基金繰入金	7,822,000
25 繰越金		4,247,000
	5 繰越金	4,247,000
歳 入 合 計		213,200,000

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
450,000	450,000	0	0	0
450,000	450,000	0	0	0
200,561,996	200,561,996	0	0	△119,004
200,497,568	200,497,568	0	0	△173,432
64,428	64,428	0	0	54,428
1,630,000	1,630,000	0	0	△6,192,000
1,630,000	1,630,000	0	0	△6,192,000
6,535,792	6,535,792	0	0	2,288,792
6,535,792	6,535,792	0	0	2,288,792
209,177,788	209,177,788	0	0	△4,022,212

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		153,474,000
	5 総務管理費	153,474,000
10 諸支出金		58,481,000
	5 繰出金	58,481,000
15 予備費		1,245,000
	5 予備費	1,245,000
歳 出 合 計		213,200,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
149,141,381	0	4,332,619	4,332,619
149,141,381	0	4,332,619	4,332,619
48,084,000	0	10,397,000	10,397,000
48,084,000	0	10,397,000	10,397,000
0	0	1,245,000	1,245,000
0	0	1,245,000	1,245,000
197,225,381	0	15,974,619	15,974,619

歳入歳出差引残額 11, 952, 407 円

うち基金繰入額 0 円

平成29年8月25日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

平成 28 年度 相模原市

公 債 管 理

特別会計歳入歳出決算書

公債管理特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額	41, 198, 000, 000 円
---------	---------------------

決 算 額	39, 779, 965, 717 円
-------	---------------------

歳 出

予 算 現 額	41, 198, 000, 000 円
---------	---------------------

決 算 額	39, 779, 965, 717 円
-------	---------------------

歳入歳出差引残額	0 円
----------	-----

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 財産収入		35,000,000
	5 財産運用収入	35,000,000
10 繰入金		36,289,100,000
	5 他会計繰入金	35,789,100,000
	10 基金繰入金	500,000,000
15 市債		4,873,900,000
	5 市債	4,873,900,000
歳 入 合 計		41,198,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
33,117,712	33,117,712	0	0	△1,882,288
33,117,712	33,117,712	0	0	△1,882,288
35,651,948,005	35,651,948,005	0	0	△637,151,995
35,151,948,005	35,151,948,005	0	0	△637,151,995
500,000,000	500,000,000	0	0	0
4,094,900,000	4,094,900,000	0	0	△779,000,000
4,094,900,000	4,094,900,000	0	0	△779,000,000
39,779,965,717	39,779,965,717	0	0	△1,418,034,283

歲 出

款	項	予 算 現 額
5 公債費		41,198,000,000
	5 公債費	41,198,000,000
歲 出 合 計		41,198,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額 との比較
39,779,965,717	0	1,418,034,283	1,418,034,283
39,779,965,717	0	1,418,034,283	1,418,034,283
39,779,965,717	0	1,418,034,283	1,418,034,283

歳入歳出差引残額 0 円

うち基金繰入額 0 円

平成29年8月25日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

平成28年度 相模原市

下水道事業会計決算書

1 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計
第1款 公 共 下 水 道 益 事 業 収 益	16,253,655,000	0	0	16,253,655,000
第1項 公 共 下 水 道 益 営 業 収 益	10,794,316,000	0	0	10,794,316,000
第2項 公 共 下 水 道 益 営 業 外 収 益	5,217,181,000	0	0	5,217,181,000
第3項 公 共 下 水 道 益 特 別 利 益	242,158,000	0	0	242,158,000
第2款 農 業 集 落 排 水 益 事 業 収 益	28,924,000	0	0	28,924,000
第1項 農 業 集 落 排 水 益 営 業 収 益	3,120,000	0	0	3,120,000
第2項 農 業 集 落 排 水 益 営 業 外 収 益	25,804,000	0	0	25,804,000
第3款 市設置高度処理型 浄化槽事業収益	95,283,000	0	0	95,283,000
第1項 市設置高度処理型 浄化槽営業収益	23,460,000	0	0	23,460,000
第2項 市設置高度処理型 浄化槽営業外収益	71,823,000	0	0	71,823,000
収 入 合 計	16,377,862,000	0	0	16,377,862,000

下水道事業決算報告書

(単位：円)

決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
16,410,777,759	157,122,759	(うち消費税及び地方消費税相当額 693,261,151円)
11,012,034,535	217,718,535	
5,087,889,161	△ 129,291,839	
310,854,063	68,696,063	
33,518,074	4,594,074	(うち消費税及び地方消費税相当額 225,638円)
3,050,252	△ 69,748	
30,467,822	4,663,822	
90,475,088	△ 4,807,912	(うち消費税及び地方消費税相当額 1,780,151円)
24,058,444	598,444	
66,416,644	△ 5,406,356	
16,534,770,921	156,908,921	

支 出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計
第1款 公 共 下 水 道 用 事 業 費	15,660,885,000	493,737,000	0	0	0	16,154,622,000
第1項 公 共 下 水 道 用 営 業 費	13,129,382,000	493,737,000	9,137,000	△ 30,786,000	0	13,601,470,000
第2項 公 共 下 水 道 用 営 業 外 費	2,521,503,000	0	0	30,786,000	0	2,552,289,000
第3項 公 共 下 水 道 用 予 備 費	10,000,000	0	△ 9,137,000	0	0	863,000
第2款 農 業 集 落 排 水 用 事 業 費	46,762,000	3,437,000	0	0	0	50,199,000
第1項 農 業 集 落 排 水 用 営 業 費	44,422,000	3,437,000	0	0	0	47,859,000
第2項 農 業 集 落 排 水 用 営 業 外 費	2,340,000	0	0	0	0	2,340,000
第3款 市設置高度処理型 浄化槽事業費用	230,735,000	0	0	0	0	230,735,000
第1項 市設置高度処理型 浄化槽営業費用	226,143,000	0	0	0	0	226,143,000
第2項 市設置高度処理型 浄化槽営業外費用	4,592,000	0	0	0	0	4,592,000
支 出 合 計	15,938,382,000	497,174,000	0	0	0	16,435,556,000

(単位：円)

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
0	16,154,622,000	15,562,591,687	26,762,400	565,267,913	(うち消費税及び地方消費税相当額 261,706,192円)
0	13,601,470,000	13,010,303,965	26,762,400	564,403,635	
0	2,552,289,000	2,552,287,722	0	1,278	
0	863,000	0	0	863,000	
0	50,199,000	43,180,035	0	7,018,965	(うち消費税及び地方消費税相当額 1,015,195円)
0	47,859,000	41,396,168	0	6,462,832	
0	2,340,000	1,783,867	0	556,133	
0	230,735,000	176,705,125	0	54,029,875	(うち消費税及び地方消費税相当額 5,835,162円)
0	226,143,000	174,783,017	0	51,359,983	
0	4,592,000	1,922,108	0	2,669,892	
0	16,435,556,000	15,782,476,847	26,762,400	626,316,753	

2 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に関わる財源充当額
第1款 公 共 下 水 道 入 資 本 的 収 入	6,891,296,000	207,100,000	7,098,396,000	1,683,368,000	6,000,000
第1項 公 共 下 水 道 債 企 業 債	3,357,000,000	127,100,000	3,484,100,000	1,268,500,000	6,000,000
第2項 公 共 下 水 道 金 他 会 計 負 担 金	2,764,762,000	0	2,764,762,000	0	0
第3項 公 共 下 水 道 金 分 担 金	45,511,000	0	45,511,000	0	0
第4項 公 共 下 水 道 金 負 担 金	43,175,000	0	43,175,000	0	0
第5項 公 共 下 水 道 金 国 庫 補 助 金	412,986,000	80,000,000	492,986,000	399,353,000	0
第6項 公 共 下 水 道 金 県 補 助 金	255,862,000	0	255,862,000	15,515,000	0
第7項 公 共 下 水 道 その他資本的収入	12,000,000	0	12,000,000	0	0
第2款 農 業 集 落 排 水 入 資 本 的 収 入	9,224,000	0	9,224,000	0	0
第1項 農 業 集 落 排 水 債 企 業 債	400,000	0	400,000	0	0
第2項 農 業 集 落 排 水 金 他 会 計 負 担 金	8,724,000	0	8,724,000	0	0
第3項 農 業 集 落 排 水 金 分 担 金	100,000	0	100,000	0	0
第3款 市設置高度処理型 浄化槽資本的収入	674,267,000	0	674,267,000	0	0
第1項 市設置高度処理型 浄化槽企業債	416,000,000	0	416,000,000	0	0
第2項 市設置高度処理型 浄化槽他会計負担金	1,755,000	0	1,755,000	0	0
第3項 市設置高度処理型 浄化槽分担金	14,215,000	0	14,215,000	0	0
第4項 市設置高度処理型 浄化槽国庫補助金	68,874,000	0	68,874,000	0	0
第5項 市設置高度処理型 浄化槽県補助金	173,423,000	0	173,423,000	0	0
収 入 合 計	7,574,787,000	207,100,000	7,781,887,000	1,683,368,000	6,000,000

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
8,787,764,000	5,844,637,323	△ 2,943,126,677	(うち消費税及び地方消費税相当額 0円)
4,758,600,000	2,275,100,000	△ 2,483,500,000	翌年度繰越額に係る財源 385,500,000円
2,764,762,000	2,796,651,000	31,889,000	
45,511,000	32,315,200	△ 13,195,800	
43,175,000	36,320,400	△ 6,854,600	
892,339,000	524,839,000	△ 367,500,000	翌年度繰越額に係る財源 122,780,000円
271,377,000	170,303,200	△ 101,073,800	
12,000,000	9,108,523	△ 2,891,477	
9,224,000	8,724,000	△ 500,000	(うち消費税及び地方消費税相当額 0円)
400,000	0	△ 400,000	
8,724,000	8,724,000	0	
100,000	0	△ 100,000	
674,267,000	524,104,900	△ 150,162,100	(うち消費税及び地方消費税相当額 0円)
416,000,000	224,700,000	△ 191,300,000	
1,755,000	1,755,000	0	
14,215,000	15,375,900	1,160,900	
68,874,000	63,360,000	△ 5,514,000	
173,423,000	218,914,000	45,491,000	
9,471,255,000	6,377,466,223	△ 3,093,788,777	

支 出

区 分	予 算						地方公営企業法第26条の規定による繰越額
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流 用増減額	小 計		
第1款 公 共 下 水 道 資 本 的 支 出	10,790,273,000	207,100,000	0	0	10,997,373,000	1,984,276,000	
第1項 公 共 下 水 道 建 設 改 良 費	3,483,285,000	207,100,000	0	0	3,690,385,000	1,984,276,000	
第2項 公 共 下 水 道 固 定 資 産 購 入 費	275,933,000	0	0	0	275,933,000	0	
第3項 公 共 下 水 道 企 業 債 償 還 金	7,031,055,000	0	0	0	7,031,055,000	0	
第2款 農 業 集 落 排 水 資 本 的 支 出	9,225,000	0	0	0	9,225,000	0	
第1項 農 業 集 落 排 水 建 設 改 良 費	500,000	0	0	0	500,000	0	
第2項 農 業 集 落 排 水 企 業 債 償 還 金	8,725,000	0	0	0	8,725,000	0	
第3款 市設置高度処理型 浄化槽資本的支出	676,574,000	0	0	0	676,574,000	0	
第1項 市設置高度処理型 浄化槽建設改良費	674,818,000	0	0	0	674,818,000	0	
第2項 市設置高度処理型 浄化槽企業債償還金	1,756,000	0	0	0	1,756,000	0	
支 出 合 計	11,476,072,000	207,100,000	0	0	11,683,172,000	1,984,276,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額508,280,000円及び前年度支出の財源に充当した前方消費税資本的収支調整額139,202,289円、繰越工事資金245,536,000円、当年度分損益勘定留保資金3,791,167,725

(単位：円)

額		決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
継続費 通次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
6,136,126	12,987,785,126	9,794,038,542	1,961,083,520	260,136,126	2,221,219,646	972,526,938	(うち消費税及び 地方消費税相当額 184,242,348円)
6,136,126	5,680,797,126	2,563,532,951	1,961,083,520	260,136,126	2,221,219,646	896,044,529	
0	275,933,000	199,451,481	0	0	0	76,481,519	
0	7,031,055,000	7,031,054,110	0	0	0	890	
0	9,225,000	8,724,758	0	0	0	500,242	(うち消費税及び 地方消費税相当額 0円)
0	500,000	0	0	0	0	500,000	
0	8,725,000	8,724,758	0	0	0	242	
0	676,574,000	482,528,937	9,530,000	0	9,530,000	184,515,063	(うち消費税及び 地方消費税相当額 34,343,161円)
0	674,818,000	480,773,337	9,530,000	0	9,530,000	184,514,663	
0	1,756,000	1,755,600	0	0	0	400	
6,136,126	13,673,584,126	10,285,292,237	1,970,613,520	260,136,126	2,230,749,646	1,157,542,243	

年度同意済企業債209,600,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額4,625,706,014円は、当年度分消費税及び地
 円で補てんした。なお不足する額449,800,000円は、当年度同意済企業債449,800,000円をもって措置する。

平成 2 8 年度相模原市下水道事業損益計算書
(平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
(1)	下水道使用料	8,683,568,475		
(2)	他会計負担金	1,660,393,000		
(3)	その他営業収益	839,900	10,344,801,375	
2	営業費用			
(1)	管渠費	742,912,255		
(2)	ポンプ場費	215,875,765		
(3)	処理場費	9,300,300		
(4)	浄化槽費	76,950,049		
(5)	流域下水道管理費	2,263,462,038		
(6)	普及指導費	2,018,068		
(7)	業務費	400,082,370		
(8)	総係費	610,862,554		
(9)	減価償却費	8,140,720,976		
(10)	資産減耗費	495,742,226	12,957,926,601	
	営業利益			△ 2,613,125,226
3	営業外収益			
(1)	他会計負担金	534,129,631		
(2)	国庫補助金	157,460,000		
(3)	県補助金	486,000		
(4)	長期前受金戻入	4,489,006,794		
(5)	雑収益	3,807,365	5,184,889,790	
4	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	2,188,555,297		
(2)	雑支出	80,267,810	2,268,823,107	2,916,066,683
	経常利益			302,941,457
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	11,123,996		
(2)	過年度長期前受金戻入	299,026,332	310,150,328	310,150,328
	当年度純利益			613,091,785
	前年度繰越利益剰余金			251,697,701
	その他未処分利益剰余金変動額			636,415,655
	当年度未処分利益剰余金			1,501,205,141

平成 28 年度相模原市

(平成 28 年 4 月 1 日から平

	資本金	剰	
		資本剰	
		受贈財産評価額	補助金
前年度末残高	98,818,781,624	369,472,369	0
前年度処分額	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	0	0	0
処分後残高	98,818,781,624	369,472,369	0
当年度変動額	△ 493,736,970	159,475,567	0
一般会計出資金の受入	0	0	0
資本剰余金の受入	0	159,475,567	0
企業債の償還	0	0	0
当年度純利益	0	0	0
利益剰余金への組入	△ 493,736,970	0	0
当年度末残高	98,325,044,654	528,947,936	0

平成 28 年度相模原市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	98,325,044,654	528,947,936	1,501,205,141
議会の議決による処分額	142,678,685	0	△ 142,678,685
減債積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	142,678,685	0	△ 142,678,685
処分後残高	98,467,723,339	528,947,936	(繰越利益剰余金) 1,358,526,456

下水道事業剰余金計算書

成29年3月31日まで

(単位：円)

余金				資本合計
余金	利益剰余金			
資本剰余金合計	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
369,472,369	0	394,376,386	394,376,386	99,582,630,379
0	142,678,685	△ 142,678,685	0	0
0	142,678,685	△ 142,678,685	0	0
0	142,678,685	△ 142,678,685	0	0
0	0	0	0	0
369,472,369	142,678,685	(繰越利益剰余金) 251,697,701	394,376,386	99,582,630,379
159,475,567	△ 142,678,685	1,249,507,440	1,106,828,755	772,567,352
0	0	0	0	0
159,475,567	0	0	0	159,475,567
0	△ 142,678,685	142,678,685	0	0
0	0	613,091,785	613,091,785	613,091,785
0	0	493,736,970	493,736,970	0
528,947,936	0	(当年度未処分利益剰余金) 1,501,205,141	1,501,205,141	100,355,197,731

平成 28 年度相模原市下水道事業貸借対照表
(平成 29 年 3 月 31 日)

資 産 の 部

1	固定資産			(単位：円)
(1)	有形固定資産			
	イ 土地	11,424,944,996		
	ロ 建物	833,320,793		
	減価償却累計額	△ 107,261,301	726,059,492	
	ハ 構築物	249,840,068,029		
	減価償却累計額	△ 29,178,035,732	220,662,032,297	
	ニ 機械及び装置	2,474,477,299		
	減価償却累計額	△ 918,696,895	1,555,780,404	
	ホ 車両運搬具	66,500		
	減価償却累計額	△ 63,175	3,325	
	ヘ 工具、器具及び備品	12,221,243		
	減価償却累計額	△ 9,059,574	3,161,669	
	ト リース資産	3,957,000		
	減価償却累計額	△ 263,800	3,693,200	
	チ 建設仮勘定		394,649,189	
	有形固定資産合計		234,770,324,572	
(2)	無形固定資産			
	イ 施設利用権	15,497,279,062		
	無形固定資産合計		15,497,279,062	
(3)	投資その他の資産			
	イ 出資金	13,690,000		
	ロ 預託金	8,220		
	投資その他の資産合計		13,698,220	
	固定資産合計		250,281,301,854	
2	流動資産			
(1)	現金預金	234,546,225		
(2)	未収金	2,053,850,522		
	貸倒引当金	△ 20,028,164	2,033,822,358	
(3)	前払金	694,294,206		
(4)	仮払金	592,477		
	流動資産合計		2,963,255,266	
	資 産 合 計		253,244,557,120	

負 債 の 部

(単位：円)

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	81,531,220,394	
企業債合計		81,531,220,394

(2) リース債務		3,133,944
-----------	--	-----------

(3) 前受金		1,060,454
固定負債合計		81,535,414,792

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	7,114,410,886	
企業債合計		7,114,410,886

(2) リース債務		854,712
-----------	--	---------

(3) 未払金		1,876,835,487
---------	--	---------------

(4) 引当金		
イ 賞与引当金	56,517,000	
引当金合計		56,517,000

(5) 前受金		1,060,454
---------	--	-----------

(6) 預り金		13,351,603
流動負債合計		9,063,030,142

5 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 受贈財産評価額	13,973,205,468	
収益化累計額	△ 1,822,423,008	12,150,782,460

ロ 国庫補助金	39,619,352,353	
収益化累計額	△ 4,208,956,594	35,410,395,759

ハ 県補助金	8,845,635,852	
収益化累計額	△ 846,577,116	7,999,058,736

ニ 他会計負担金	10,974,337,906	
収益化累計額	△ 10,935,938,375	38,399,531

ホ 受益者負担金等	7,539,298,107	
収益化累計額	△ 876,907,542	6,662,390,565

ヘ その他	33,296,830	
収益化累計額	△ 3,409,426	29,887,404

繰延収益合計		62,290,914,455
--------	--	----------------

負 債 合 計		152,889,359,389
---------	--	-----------------

資 本 の 部

(単位：円)

6	資本金			98,325,044,654
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	528,947,936		
	資本剰余金合計		528,947,936	
(2)	利益剰余金			
	イ 当年度末処分利益剰余金	1,501,205,141		
	利益剰余金合計		1,501,205,141	
	剰余金合計			2,030,153,077
	資 本 合 計			100,355,197,731
	負 債 資 本 合 計			253,244,557,120

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 28～50年

機械及び装置 6～20年

工具、器具及び備品 5年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

施設利用権 50年

ソフトウェア 5年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式としている。

2 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、39,358,660千円である。

(2) 建設仮勘定の整理方法

建設改良工事でその工期が1事業年度を越えるものは、建設仮勘定をもって整理する。

3 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(2) リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成25年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内	2,315千円
1 年超	839千円
計	3,154千円

4 セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び市設置高度処理型浄化槽事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、それらを報告セグメントとしている。

ア 各報告セグメントの事業内容

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理及び雨水排除
農業集落排水事業	農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理
市設置高度処理型 浄化槽事業	高度処理型浄化槽の整備、し尿・生活雑排水等の処理

イ 各報告セグメントの財務情報

(単位：円)

	公共下水道事業	農業集落排水事業	市設置高度処理型 浄化槽事業	合 計
営業収益	10,319,698,468	2,824,614	22,278,293	10,344,801,375
営業費用	12,748,597,773	40,380,973	168,947,855	12,957,926,601
営業損益	△ 2,428,899,305	△ 37,556,359	△ 146,669,562	△ 2,613,125,226
経常損益	393,988,887	△ 8,872,404	△ 82,175,026	302,941,457
セグメント資産	249,922,851,287	639,563,708	2,682,142,125	253,244,557,120
セグメント負債	149,930,187,903	631,789,604	2,327,381,882	152,889,359,389
その他の項目				
他会計繰入金	4,982,591,000	11,063,000	6,346,000	5,000,000,000
減価償却費	8,037,833,012	27,643,385	75,244,579	8,140,720,976
特別利益	310,150,328	0	0	310,150,328
固定資産の増加	△ 5,285,291,521	△ 27,643,385	379,314,891	△ 4,933,620,015

平成29年8月25日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和 38 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 10 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 11 条第 11 項第 5 号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

14 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 11 条第 10 項の規定

の適用については、同項の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 8 条まで	第 2 8 条まで及び附則第 5 条
イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 1 条第 1 1 項第 5 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市職員の退職手当に関する条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第 1 1 条第 1 0 項(第 2 号に係る部分に限り、新条例附則第 1 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した相模原市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員(同条第

2 項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。次項において同じ。)であって、相模原市職員の退職手当に関する条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条例第 3 項の退職手当の支給を受け終わった日が平成 29 年 10 月 1 日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 14 号)第 4 条の規定による改正後の職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号。以下この項において「改正後職業安定法」という。)第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第 11 条第 1 項(第 5 号に係る部分に限り、相模原市職員の退職手当に関する条例第 11 条第 15 項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成 30 年 1 月 1 日以後である場合について適用する。

提案の理由

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 14 号)による雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の改正に伴い、失業者の退職手当に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 69 号関係資料

相模原市職員の退職手当に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

失業者の退職手当に係る規定の改正

(1) 給付日数の延長に係る規定の改正(第 11 条第 10 項関係)

退職職員が次のいずれかに該当する場合、所定給付日数分を超えて失業等給付の基本手当に相当する退職手当の支給をすることができることとするもの

ア 特定退職者(事業の倒産、縮小、廃止等により離職した失業等給付の受給資格者に相当する者として規則で定める者をいう。)であって、災害により離職した者等に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、再就職のために必要な職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの

イ 厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、災害により離職した者等に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、再就職のために必要な職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの

(2) 移転費に相当する退職手当に係る規定の改正(第 11 条第 11 項関係)

失業等給付の移転費に相当する退職手当の支給対象者について、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就く者を加えるもの

(3) 給付日数の延長に関する暫定措置に係る規定の追加(附則関係)

平成 34 年 3 月 31 日以前の退職職員であって、雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、再就職のために必要な職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの(1(1)アに掲げる者を除く。)について、所定給付日数分を超えて、基本手当に相当する退職手当を支給することができることとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 29 年 10 月 1 日。ただし、1(2)に係る規定は、平成 30 年 1 月 1 日

(2) 経過措置

ア 1(1)に係る規定は、退職職員であって、所定給付日数から待機日数を減じた日数分の退職手当又は雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の規定を

適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分の退職手当の支給を受け終わった日が平成 29 年 10 月 1 日以後であるものに適用することとするもの

イ 1(2)に係る規定は、退職職員であって、平成 30 年 1 月 1 日以後に職業に就いたものに適用することとするもの

相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年相模原市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号ア(イ)中「第 3 条第 3 号」の次に「及び第 3 条の 2」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 第 3 条の 2 に規定する場合に該当する非常勤職員(当該非常勤職員の養育する子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合)

第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日(当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 か月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳 6

か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

第 5 条第 6 号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 1 8 年法律第 7 7 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 6 条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 1 3 条第 7 号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、「生じる」を「生ずる」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案の理由

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 1 4 号)による地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 1 1 0 号)の改正に伴う非常勤職員の育児休業の期間の再度の延長に係る規定の追加及び同一の子について育児休業の再度の取得等を行うことができる特別の事情に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 7 0 号関係資料

相模原市職員の育児休業等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 非常勤職員の育児休業の期間の再度の延長に係る規定の追加(第 3 条の 2 関係)

非常勤職員の育児休業の期間について、育児休業に係る子が 2 歳に達する日まで延長できる当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として、次のいずれにも該当する場合を規定するもの

ア 育児休業に係る子について、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 か月到達日(育児休業の期間の末日が同日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において法律の規定による育児休業をしている場合

イ 育児休業に係る子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

(2) 同一の子について育児休業の再度の取得等を行うことができる特別の事情に係る規定の改正(第 5 条、第 6 条及び第 1 3 条関係)

育児休業の再度の取得、育児休業の期間の再度の延長及び再度の育児短時間勤務を行うことができる特別の事情に、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えるもの

2 施行期日

平成 2 9 年 1 0 月 1 日

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例
相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「関し」を「ついて」に改める。

別表第 1 中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下この号において「法」という。)

等に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単 位	金 額
1	法 第 2 0 条 の 1 0	市民税及び県民税又は 固定資産税及び都市計 画税に係る納税証明書 の交付	1 件 (年度ごとに 1 件)	300 円 (多機能端末機に より交付する場合 は、250 円)
2	—	市民税及び県民税に係 る課税証明書の交付	1 件 (年度ごとに 1 件)	300 円 (多機能端末機に より交付する場合 は、250 円)

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 月 4 日から施行する。

提案の理由

多機能端末機による市民税及び県民税又は固定資産税及び都市計画税に係る納

税証明書並びに市民税及び県民税に係る課税証明書の交付の事務に係る手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 7 1 号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)等に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第 1 関係)

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)による市民税及び県民税又は固定資産税及び都市計画税に係る納税証明書並びに市民税及び県民税に係る課税証明書の交付の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単 位	金 額
市民税及び県民税又は固定資産税及び都市計画税に係る納税証明書の交付	1 件	250 円
市民税及び県民税に係る課税証明書の交付	(年 度 ご と に 1 件)	(多 機 能 端 末 機 に よ り 交 付 す る 場 合)

2 施行期日

平成 3 0 年 1 月 4 日

相模原市市税条例の一部を改正する条例について
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市税条例の一部を改正する条例
相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。
目次中「第 8 条」を「第 8 条の 2」に、「第 20 条」を「第 19 条の 2」に改める。

第 1 章第 2 節中第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(督促状の発付期限)

第 8 条の 2 督促状は、納期限までに徴収金が完納されない場合において、納期限後 30 日以内に発するものとする。

第 11 条中「100 分の 6」を「100 分の 8」に改める。

第 2 章第 2 節中第 20 条の前に次の 1 条を加える。

(固定資産税の課税標準の特例)

第 19 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

第 21 条中「第 15 条の 3 第 3 項」の次に「並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」を加える。

第 22 条の見出し中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同条第 1 項中「あん分」を「按分」に改め、同条第 2 項中「あん分」を「按分」に改め、「翌々年度」の次に「(法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(以下この項及び第 27 条において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日(以下この項及び第 27 条において「避難等解

除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(以下この項及び第27条において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第27条において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第27条において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)」を加え、同条第3項中「あん分」を「按分」に改め、「特定仮換地等納税義務者」の次に「と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」」を加える。

第27条第1項中「翌々年度」の次に「(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)」を加え、同条第2項中「翌々年度分」の次に「(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)」を加える。

附則第4条の2中第12項を第14項とし、第11項の次に次の2項を加える。

12 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

13 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成

30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第8条中「法附則第41条第4項」を「政令附則第23条第2項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定及び次項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 改正後の相模原市市税条例(次項において「新条例」という。)第11条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例第 19 条の 2 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案の理由

督促状の発付期限に係る規定の追加、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 2 号)による地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正に伴う市民税所得割の税率を定める規定の改正、固定資産税等の課税標準の特例に係る割合を定める規定の追加、共用土地に係る固定資産税額等の^{あん}按分の申出及び被災住宅用地の申告に係る規定の改正並びに軽自動車税の税率の特例に係る規定の追加、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年総務省令第 26 号)による地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号)の改正に伴う区分所有に係る家屋の補正の方法の申出に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 7 2 号関係資料

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 督促状の発付期限に係る規定の追加(第 8 条の 2 関係)

督促状については、地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)の規定により、納期限までに徴収金が完納されない場合に納期限後 2 0 日以内に発しななければならないとされているが、同法の規定により、条例で当該期間と異なる期間を定めることができることとされていることから、納期限後 3 0 日以内に発するものとするもの

(2) 市民税所得割の税率を定める規定の改正(第 1 1 条関係)

県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲に伴い、指定都市に住所を有する者の市民税所得割の標準税率が 1 0 0 分の 6 から 1 0 0 分の 8 に引き上げられることから、市民税所得割の税率を 1 0 0 分の 8 とするもの(現行 1 0 0 分の 6)

(3) 固定資産税等の課税標準の特例に係る割合を定める規定の追加(第 1 9 条の 2 及び附則第 4 条の 2 関係)

アからウまでに掲げる固定資産に対する固定資産税等の課税標準は、課税標準となるべき価格に地方税法に規定する範囲内において条例で定める割合を乗じて得た額とされたことから、条例で定める割合をそれぞれアからウまでに定めるとおりとするもの

ア 家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産

保育の受皿整備の促進を図るため、参酌すべき割合より引き下げた割合とするもの

対象	地方税法に規定する範囲	条例で定める割合
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は定員が 5 人以下の事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産(他の用途に供されていないものに限る。)に係る固定資産	2 分の 1 を参酌して 3 分の 1 以上 3 分の 2 以下(現行	3 分の 1

税(地方税法の規定により都市計画税についても適用)	2 分の 1)	
---------------------------	----------	--

イ 一定の事業所内保育施設の用に供する固定資産

保育の受皿整備の促進を図るため、参酌すべき割合より引き下げた割合とするもの

対象	地方税法に規定する範囲	条例で定める割合
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)の規定により企業主導型保育事業の運営費に係る政府の補助を受けた事業主等が、一定の事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税又は都市計画税(5 年度分に限る。)	2 分の 1 を参酌して 3 分の 1 以上 3 分の 2 以下	3 分の 1

ウ 緑地保全・緑化推進法人が設置し、及び管理する一定の市民緑地の用に供する土地

参酌すべき割合以外とする特段の理由はないことから、参酌すべき割合どおりとするもの

対象	地方税法に規定する範囲	条例で定める割合
都市緑地法(昭和 4 8 年法律第 7 2 号)に規定する緑地保全・緑化推進法人が、平成 2 9 年 6 月 1 5 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に土地を所有し、又は無償で借り受けて設置し、及び管理する市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税又は都市計画税(3 年度分に限る。)	3 分の 2 を参酌して 2 分の 1 以上 6 分の 5 以下	3 分の 2

(4) 区分所有に係る家屋の補正の方法の申出に係る規定の改正(第 2 1 条関係)

区分所有に係る居住用超高層建築物の各区分所有者の固定資産税又は都市計画税を算定する場合における床面積の^{あん}按分割合の補正について、区分所有者全員が協議して定めた補正方法により行うための市長への申出は、区分所有者の

代表者が毎年 1 月 31 日までに規則で定める申出書に当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付して市長に提出して行わなければならないこととするもの

(5) 共用土地に係る固定資産税額等の按分の申出及び被災住宅用地の申告に係る規定の改正(第 22 条及び第 27 条関係)

固定資産税又は都市計画税に係る次に掲げる市長への申出等で、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく避難の指示等が行われた場合又は被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)に規定する被災市街地復興推進地域が定められた場合に係るものについて、その内容に応じて申出書等の提出期限を定めるもの

ア 特定被災共用土地等に対して課する固定資産税又は都市計画税について、被災年度の翌年度以後一定の期間、納税義務者全員の合意により定めた割合により按分するための市長への申出

イ 被災住宅用地等に対して課する固定資産税又は都市計画税について、被災年度の翌年度以後一定の期間、当該土地を住宅用地とみなし、課税標準の特例措置等を適用するための市長への申告

特定被災共用土地

震災等により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地で、被災年度分の固定資産税又は都市計画税について、区分所有者である納税義務者全員の合意により定めた割合を市長に申し出、当該割合により按分した額を各納税義務者の固定資産税又は都市計画税の額としたもの

被災住宅用地

震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、被災年度分の固定資産税又は都市計画税について住宅用地としての課税標準の特例措置を受けたもの

(6) 軽自動車税の税率の特例に係る規定の追加(附則第 6 条関係)

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車であって、一定の環境性能を有するものに係る軽自動車税について、車両番号の指定を受けた年度の翌年度分の当該軽自動車税に限り、その環境性能に応じて税率を軽減するもの(現行の軽自動車税に

係る特例措置を重点化した上で２年間延長)

ア 軽乗用車

区分		税率	対象となる軽乗用車の特例税率		
			電気軽自動車等	平成 32 年度 燃費基準 + 30 % (現 行 20 %) 等達成 車	平成 32 年度 燃費基準 + 10 % (現 行 0 %) 等達成 車
三輪のもの		3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上 のもの	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円

イ 軽貨物車

区分		税率	対象となる軽貨物車の特例税率		
			電気軽自動車等	平成 27 年度 燃費基準 + 35 % 等達成 車	平成 27 年度 燃費基準 + 15 % 等達成 車
三輪のもの		3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上 のもの	営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
	自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、１(2)及び２(2)アに係る規定は、平成 3 0 年 1 月 1 日

(2) 経過措置

ア １(2)に係る規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 9 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によることとするもの

イ １(3)アに係る規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 9 年度分までの固定資産税については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例について

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例
相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 9 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「リフレッシュセンターの利用の」を「第 5 条第 1 項の規定により利用の」に改める。

第 1 0 条第 5 号中「入館した」を「入所した」に改める。

第 1 3 条の見出し中「制限」を「制限等」に改める。

第 1 6 条中「これを」の次に「原状に」を加える。

第 2 2 条第 8 号中「建物、設備等」を「施設等」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 7 条関係)

(1) 基本利用料金

区分	1 日(午前 9 時から午後 1 0 時まで)
ふれあいルーム 1	3 , 7 0 0 円
ふれあいルーム 2	3 , 5 0 0 円
研修室	1 , 9 0 0 円
調理実習室	2 , 1 0 0 円
会議室	1 , 3 0 0 円

(2) 加算利用料金

ア 利用者が商業の宣伝、商品の販売その他これらに類する目的のために利

用するときは、基本利用料金に 120 パーセントを乗じて得た額を加算する。
ただし、商業の宣伝、商品の販売その他これらに類する目的のために利用し、かつ、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を 1,000 円を超えて徴収するときは、基本利用料金に 150 パーセントを乗じて得た額を加算する。

イ アに規定する以外の場合で、利用者が入場料等を徴収するときは、基本利用料金に次に定める率を乗じて得た額を加算する。

1 人当たりの入場料等の最高額	率
300 円以下	30 パーセント
300 円を超え 1,000 円以下	80 パーセント
1,000 円超	130 パーセント

(3) 延長等に係る利用料金

利用の承認を受けた時間の延長又は繰上げの承認を得て利用する場合の当該延長又は繰上げに係る利用料金は、1 時間につき、当該利用に係る 1 日の基本利用料金の額(ただし、加算利用料金の加算がある場合には、これを加えた額)に 10 パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、延長又は繰上げに係る利用の承認を受けた時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成 30 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例
相模原市立老人福祉センター条例(昭和 47 年相模原市条例第 21 号)の一部を
次のように改正する。

第 1 条中「老人福祉センター」を「相模原市立老人福祉センター」に改め、「定
める」の次に「ものとする」を加える。

第 2 条中「対し、」を「関する」に改め、「ともに、」の次に「老人に対して」
を、「ための」の次に「便宜を供与する」を加え、「老人福祉センターを」を「相
模原市立老人福祉センター(以下「老人福祉センター」という。)を」に改める。

第 11 条第 1 項中「施設」を「老人福祉センター」に改める。

第 20 条中「に定めるもののほか」を「の施行について」に改める。

附則第 3 項中「当分の間、」を「平成 30 年 3 月 31 日までの間における」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市立津久井老人福祉センターの在り方の見直しに伴い、津久井町の編入
に伴う経過措置に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するもので
ある。

相模原市立藤野農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について

相模原市立藤野農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立藤野農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

相模原市立藤野農村環境改善センター条例(平成 18 年相模原市条例第 102 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 8 条関係)

(1) 基本使用料

区分	1 時間当たりの金額
多目的ホール	3 9 0 円
和室会議室	1 8 0 円
農産加工・調理実習室	1 2 0 円
農事研修室	1 0 0 円
会議室	1 2 0 円
健康相談室	9 0 円

(2) 加算使用料

利用者が商業の宣伝、商品の販売その他これらに類する目的のために利用するときは、基本使用料に 150 パーセントを乗じて得た額(10 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成30年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立藤野農村環境改善センターの利用に係る使用料の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 7 5 号関係資料

相模原市立藤野農村環境改善センター条例の改正の概要

1 改正の内容

藤野農村環境改善センターの利用に係る使用料の規定の改正(別表関係)

基本使用料

区分	1 時間当たりの金額		
	現行		改正後
	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 1 0 時	午前 9 時～午後 1 0 時
多目的ホール	6 0 0 円	9 0 0 円	3 9 0 円
和室会議室	4 0 0 円	6 0 0 円	1 8 0 円
農産加工・調理実習室	4 0 0 円	6 0 0 円	1 2 0 円
農事研修室	2 5 0 円	4 0 0 円	1 0 0 円
会議室	2 5 0 円	4 0 0 円	1 2 0 円
健康相談室	2 5 0 円	4 0 0 円	9 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

1 に係る規定は、平成 3 0 年 7 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例
相模原市立地域センター条例(平成 17 年相模原市条例第 111 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項中「から別表第 3 まで」を「及び別表第 2」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条、第 5 条関係)

名称	施設区分	1 時間当たりの使用料
相模原市立三井地域センター	和室(大)	200 円
	和室(小)	100 円
相模原市立小網地域センター	集会室	400 円
	会議室	100 円
	和室	100 円
相模原市立津久井中央地域センター	会議室	200 円
	和室	100 円
相模原市立串川地域センター	多目的ホール	500 円
	会議室	100 円
	和室(大)	200 円
	和室(小)	100 円
	調理室	100 円
相模原市立西青山地域センター	和室 1	100 円

相模原市立串川ひがし地域センター	和室 2	100 円
	集会室	400 円
	会議室	100 円
	視聴覚室	100 円
相模原市立鳥屋地域センター	講堂	500 円
	会議室 1	100 円
	会議室 2	100 円
	和室	200 円
相模原市立青根地域センター	和室 1	100 円
	和室 2	100 円
	集会室	400 円

備考 相模原市立津久井中央地域センターにあつては、利用時間に 30 分の端数があるときの当該端数に係る使用料は、この表に掲げる使用料の額に 50 パーセントを乗じて得た額とする。

別表第 2 を削る。

別表第 3 中

200 円
100 円

を

260 円
130 円

に改め、同表を別表第 2 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 30 年 6 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立地域センターの利用に係る使用料の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 7 6 号関係資料

相模原市立地域センター条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市立地域センターの会議室等の利用に係る使用料の規定の改正(別表第 1 関係)

名称	施設区分	現行				改正後 1 時間当 たりの使 用料
		午 前 (午 前 9 時か ら正午ま で)	午 後 (午 後 1 時か ら午後 5 時まで)	夜 間 (午 後 6 時か ら午後 1 0 時まで)	全 日 (午 前 9 時か ら午後 1 0 時まで)	
相 模 原 市 立 三 井 地 域 セ ン タ ー	和室(大)	520円	730円	1,050円	2,100円	200円
	和室(小)	310円	420円	520円	1,050円	100円
相 模 原 市 立 小 網 地 域 セ ン タ ー	集会室	520円	730円	1,050円	2,100円	400円
	会議室	310円	420円	520円	1,050円	100円
	和室	520円	730円	1,050円	2,100円	100円
相 模 原 市 立 津 久 井 中 央 地 域 セ ン タ ー	会議室 (現会合室)	520円	730円	1,050円	2,100円	200円
	和室	310円	420円	520円	1,050円	100円
相 模 原 市 立 串 川 地 域 セ ン タ ー	多目的ホール	2,100円	3,150円	5,250円	9,450円	500円
	会議室	310円	420円	520円	1,050円	100円
	和室(大) (現和室(A))	520円	730円	1,050円	2,100円	200円
	和室(小) (現和室(B))	310円	420円	520円	1,050円	100円
	調理室	1,050円	1,050円	1,050円	2,620円	100円
相 模 原 市 立 西 青 山 地 域 セ ン	和室 1 (現和室(A))	310円	—	520円	—	100円

ター	和室 2 (現和室(B))	310円	—	520円	—	100円
相模原市立串 川ひがし地域 センター	集会室 (現多目的室)	520円	730円	1,050円	2,100円	400円
	会議室	310円	420円	520円	1,050円	100円
	視聴覚室	310円	420円	520円	1,050円	100円
相模原市立鳥 屋地域センタ ー	講堂	2,100円	3,150円	5,250円	9,450円	500円
	会議室 1	310円	420円	520円	1,050円	100円
	会議室 2	310円	420円	520円	1,050円	100円
	和室	520円	730円	1,050円	2,100円	200円
相模原市立青 根地域センタ ー	和室 1	310円	420円	520円	1,050円	100円
	和室 2	310円	420円	520円	1,050円	100円
	集会室	520円	730円	1,050円	2,100円	400円

(2) 相模原市立西青山地域センターの浴室の利用に係る使用料の規定の改正(別表第2関係)

名称	施設区分	使用単位	利用者区分	現行	改正後
相模原市立西青山 地域センター	浴室	1回	大人	200円	260円
			小人(中学生以下)	100円	130円

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 経過措置

1(1)に係る規定は、平成30年6月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について
相模原市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例
相模原市立公民館条例(昭和 39 年相模原市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「公民館」を「相模原市立公民館」に改める。

第 2 条中「公民館」を「相模原市立公民館(以下「公民館」という。)」に、「別表」を「別表第 1」に改める。

第 3 条の見出し中「及び制限」を削り、同条第 1 項中「者」を「もの」に改め、同条第 2 項中「教育委員会は、」の次に「公民館の」を加え、「がある」を削り、「ときは、その」を「範囲内で、前項の」に改める。

第 4 条第 2 号中「施設等」を「公民館の施設等」に改め、同条第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、公民館の管理上」に、「認めた」を「認められる」に改める。

第 11 条中「に定めるもののほか、」を「の施行について」に改め、同条を第 14 条とし、第 10 条を第 13 条とし、第 9 条を第 12 条とする。

第 8 条第 1 項中「第 5 条」を「第 8 条」に、「又は利用を制限された」を「利用の制限を受け、又は利用を中止された」に改め、同条を第 11 条とし、第 7 条を第 10 条とし、第 6 条を第 9 条とする。

第 5 条中「制限する」を「制限し、若しくは中止させる」に改め、同条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、教育委員会は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

第 5 条第 1 号中「申込み」を「申請」に改め、同条第 2 号中「前条各号」を「第

4 条各号」に改め、同条第 3 号中「利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)」を「利用者」に改め、「第 3 条第 2 項の」の次に「規定による利用の承認の」を加え、同条に次の 2 号を加える。

(4) 災害その他やむを得ない理由により教育委員会が必要と認めたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用者(利用目的に応じて入館した者を含む。)
がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第 5 条を第 8 条とし、同条の前に次の 3 条を加える。

(使用料)

第 5 条 第 3 条第 1 項の規定により利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)は、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、教育委員会規則で定める場合は、後納とすることができる。

(使用料の減免)

第 6 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 7 条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則第 4 項中「当分の間、」を「平成 3 0 年 5 月 3 1 日までの間における」に改め、「施設」の次に「(津久井中央公民館のホールを除く。)」を加える。

附則中第 1 1 項を第 1 2 項とし、附則第 1 0 項中「第 1 0 条」を「第 1 3 条」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 9 項の表以外の部分中「かかわらず、」の次に「平成 3 0 年 5 月 3 1 日までの間における」を、「施設」の次に「の利用」を加え、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項中「当分の間、」を「平成 3 0 年 5 月 3 1 日までの間における」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、附則第 5 項中「第 1 0 条」を「第 1 3 条」に改め、同項を附則第 6 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

5 この条例に定めるもののほか、平成 3 0 年 9 月 3 0 日までの間における津久井中央公民館のホールの利用については、旧津久井町条例に定める使用料の徴収、

減免その他使用料に関する規定(旧津久井町条例において準用する規定を含む。)は、なお効力を有する。この場合において、徴収する使用料の額は、旧津久井町条例に規定する津久井中央公民館のホールに係る使用料の額とする。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 5 条関係)

(1) 施設使用料

公民館の名称	施設	1 時間当たりの使用料
大沢公民館	大会議室	5 0 0 円
	中会議室	1 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	1 0 0 円
	工作室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	1 0 0 円
	多目的室	2 0 0 円
上溝公民館	大会議室	5 0 0 円
	中会議室	1 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	1 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室 1	1 0 0 円
	和室 2	1 0 0 円
橋本公民館	大会議室	5 0 0 円
	中会議室	3 0 0 円
	小会議室	2 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	工作室	3 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	4 0 0 円
	視聴覚室	2 0 0 円

相原公民館	ミーティング室	2 0 0 円
	大会議室	5 0 0 円
	中会議室	1 0 0 円
	小会議室 1	1 0 0 円
	小会議室 2	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	工作室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	多目的室	2 0 0 円
小山公民館	大会議室	5 0 0 円
	中会議室	2 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	多目的室	2 0 0 円
大野南公民館	大会議室 1	4 0 0 円
	大会議室 2	5 0 0 円
	中会議室	1 0 0 円
	小会議室 1	1 0 0 円
	小会議室 2	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	茶室	2 0 0 円
	和室	2 0 0 円
	多目的室	4 0 0 円
	コミュニティ室	2 0 0 円
新磯公民館	大会議室	5 0 0 円
	小会議室 1	1 0 0 円
	小会議室 2	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	和室	1 0 0 円

麻溝公民館	多目的室	2 0 0 円
	大会議室	4 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	講習室	2 0 0 円
田名公民館	大会議室	5 0 0 円
	中会議室	1 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	工作室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	1 0 0 円
大野北公民館	大会議室	5 0 0 円
	中会議室	2 0 0 円
	小会議室 1	1 0 0 円
	小会議室 2	1 0 0 円
	料理実習室	3 0 0 円
	工作室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	3 0 0 円
大野中公民館	大会議室	5 0 0 円
	中会議室	1 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	3 0 0 円
星が丘公民館	大会議室	4 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円

	茶室	1 0 0 円
	和室	2 0 0 円
清新公民館	大会議室	4 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	コミュニティ室	2 0 0 円
中央公民館	大会議室	4 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	コミュニティ室	2 0 0 円
相模台公民館	大会議室	5 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	コミュニティ室	2 0 0 円
相武台公民館	大会議室	5 0 0 円
	中会議室	2 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	工作室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	多目的室 1	2 0 0 円
	多目的室 2	2 0 0 円
東林公民館	大会議室	5 0 0 円

	中会議室	2 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	工作室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	多目的ホール 1	5 0 0 円
	多目的ホール 2	2 0 0 円
横山公民館	大会議室	4 0 0 円
	小会議室	2 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	3 0 0 円
光が丘公民館	大会議室	5 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	コミュニティ室	2 0 0 円
大沼公民館	大会議室	4 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室 1	1 0 0 円
	和室 2	1 0 0 円
上鶴間公民館	大会議室	4 0 0 円
	小会議室	1 0 0 円
	料理実習室	2 0 0 円
	茶室	1 0 0 円
	和室	3 0 0 円

大野台公民館	コミュニティ室		2 0 0 円
	大会議室		5 0 0 円
	小会議室		1 0 0 円
	料理実習室		2 0 0 円
	工作室		1 0 0 円
	茶室		1 0 0 円
	和室		2 0 0 円
陽光台公民館	大会議室		5 0 0 円
	小会議室		1 0 0 円
	料理実習室		2 0 0 円
	工作室		1 0 0 円
	茶室		1 0 0 円
	和室		3 0 0 円
	コミュニティ室		2 0 0 円
城山公民館	大会議室		5 0 0 円
	第 1 会議室		1 0 0 円
	第 2 会議室		1 0 0 円
	実習室		3 0 0 円
	茶華道教室		1 0 0 円
	談話室		3 0 0 円
	体育室	1 / 2	2 5 0 円
		全面	5 0 0 円
	学習研修室		2 0 0 円
津久井中央公民館	料理実習室		1 0 0 円
	研修室 A		2 0 0 円
	研修室 B		1 0 0 円
	研修室 C		2 0 0 円
	視聴覚室		2 0 0 円
	講義室		1 0 0 円
	多目的室		2 0 0 円

	準備室 1		1 0 0 円
	準備室 2		1 0 0 円
	ホール		2 , 1 0 0 円
青根公民館	中会議室		2 0 0 円
	小会議室		1 0 0 円
相模湖公民館	会議室		1 0 0 円
	和室		1 0 0 円
	研修室		1 0 0 円
	コミュニティホール		5 0 0 円
千木良公民館	第 1 会議室		1 0 0 円
	第 2 会議室		2 0 0 円
	第 3 会議室		1 0 0 円
	和室		1 0 0 円
	別館調理室		3 0 0 円
	別館大会議室		5 0 0 円
藤野中央公民館	大会議室	会議室 1	3 0 0 円
		会議室 2	1 0 0 円
		全面	4 0 0 円
	小会議室		1 0 0 円
	料理実習室		1 0 0 円
	和室		1 0 0 円
	多目的室		1 0 0 円
	交流スペース A		1 0 0 円
	交流スペース B		1 0 0 円
沢井公民館	会議室		2 0 0 円
	料理実習室		1 0 0 円
	和室		1 0 0 円
佐野川公民館	会議室 1		2 0 0 円
	会議室 2		2 0 0 円
	料理実習室		2 0 0 円

備考 津久井中央公民館にあっては、利用時間に 30 分の端数があるときの当該端数に係る使用料は、施設使用料の額に 50 パーセントを乗じて得た額とする。

(2) 附属施設使用料

公民館の名称	施設	1 時間につき	1 時間を超え 30 分につき
佐野川公民館	夜間照明	1 , 0 0 0 円	5 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 5 条から第 7 条までの規定は、平成 30 年 6 月 1 日(津久井中央公民館のホールにあっては、平成 30 年 10 月 1 日)以後の利用に係る使用料について適用する。
- 3 改正後の別表第 2 第 1 号(津久井中央公民館のホールに係る部分を除く。)及び第 2 号の規定は、平成 30 年 6 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用する。
- 4 改正後の別表第 2 第 1 号(津久井中央公民館のホールに係る部分に限る。)の規定は、平成 30 年 10 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用する。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う公民館の利用に係る使用料の規定並びに使用料の減免及び不還付に係る規定の追加、利用承認の取消し等に係る規定並びに津久井町、相模湖町、城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 77 号関係資料

相模原市立公民館条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 相模原市立公民館(以下「公民館」という。)の利用に係る使用料の規定の追加(第 5 条及び別表第 2 関係)

公民館の利用者は、各公民館の施設等の区分に応じて定めた使用料を納付しなければならないこととするもの

- (2) 使用料の減免に係る規定の追加(第 6 条関係)

1 (1)に係る規定にかかわらず、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができることとするもの

- (3) 使用料の不還付に係る規定の追加(第 7 条関係)

教育委員会が特別の理由があると認めるときを除き、既に納付された使用料は、還付しないこととするもの

- (4) 利用承認の取消し等に係る規定の改正(第 8 条関係)

利用の承認の取消し及び利用の制限に係る規定を整理するもの

- (5) 津久井町、相模湖町、城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置に係る規定の改正(附則関係)

編入前の津久井町、相模湖町、城山町及び藤野町(以下「旧 4 町」という。)の区域に所在する公民館の施設の利用について旧 4 町の公民館条例等の使用料の徴収、減免その他使用料に関する規定を適用させていた経過措置の期限を平成 30 年 5 月 31 日(津久井中央公民館のホールにあっては、平成 30 年 9 月 30 日)までとし、それらの日までの間における公民館の施設の利用について適用させることとするもの

2 施行期日等

- (1) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

- (2) 経過措置

1 (1)から(3)までに係る規定は、平成 30 年 6 月 1 日(津久井中央公民館のホールにあっては、平成 30 年 10 月 1 日)以後の利用に係る使用料につい

て適用することとするもの

相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例
相模原市立津久井生涯学習センター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 5 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「者」を「もの」に改める。

第 7 条第 1 項中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 7 条関係)

(1) 集会室等使用料

区分	1 時間当たりの使用料
集会室 A	1 0 0 円
集会室 B	1 0 0 円
集会室 C	1 0 0 円
会合室	1 0 0 円
美術音楽室	1 3 0 円
和室	1 0 0 円

備考

- 1 利用時間に 3 0 分の端数があるときの当該端数に係る使用料は、集会室等使用料の額に 5 0 パーセントを乗じて得た額(その額に 1 0 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする。
- 2 利用の承認を受けた時間の延長又は繰上げの承認を得て利用する場合において、延長又は繰上げに係る利用の承認を受けた時間に 1 時間未満の

端数があるときは、これを 1 時間とみなす。

(2) 体育館使用料

区分	1 時間当たりの使用料
体育館	3 2 0 円

備考

- 1 利用時間に 3 0 分の端数があるときの当該端数に係る使用料は、体育館使用料の額に 5 0 パーセントを乗じて得た額とする。
- 2 利用の承認を受けた時間の延長又は繰上げの承認を得て利用する場合において、延長又は繰上げに係る利用の承認を受けた時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成 3 0 年 6 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立津久井生涯学習センターの利用に係る使用料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 7 8 号関係資料

相模原市立津久井生涯学習センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立津久井生涯学習センターの利用に係る使用料の規定の改正(別表関係)

(1) 集会室等使用料

区分	現行				改正後
	午前(9 時から 1 2 時まで)	午後(1 3 時から 1 7 時まで)	夜間(1 8 時から 2 1 時 3 0 分まで)	全日(9 時から 2 1 時 3 0 分まで)	1 時間当たりの使用料
集会室 A	520 円	520 円	730 円	1,570 円	100円
集会室 B	520 円	520 円	730 円	1,570 円	100円
集会室 C	520 円	520 円	730 円	1,570 円	100円
会合室	520 円	520 円	730 円	1,570 円	100円
美術音楽室	520 円	520 円	730 円	1,570 円	130円
和室	520 円	520 円	730 円	1,570 円	100円

(2) 体育館使用料

区分	利用区分	現行		改正後
		使用料		1 時間当たりの使用料
		施設使用料	電気料	
体育館	全日(9 時から 2 1 時 3 0 分まで)	3,150円	630円	320 円
	午前(9 時から 1 2 時まで)	1,570円	310円	
	午後(1 3 時から 1 7 時まで)	1,570円	310円	

	夜間(1 8 時から 2 1 時 3 0 分まで)	1,570円	310円	
屋外運動場	全日(9 時から 1 7 時まで)	1,050円	—	—
	午前(9 時から 1 2 時まで)	520円	—	
	午後(1 3 時から 1 7 時まで)	520円	—	

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

1 に係る規定は、平成 3 0 年 6 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

工事請負契約について(国道 413 号(仮称)横山トンネル道路改良工事)
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成 29 年 8 月 25 日提出

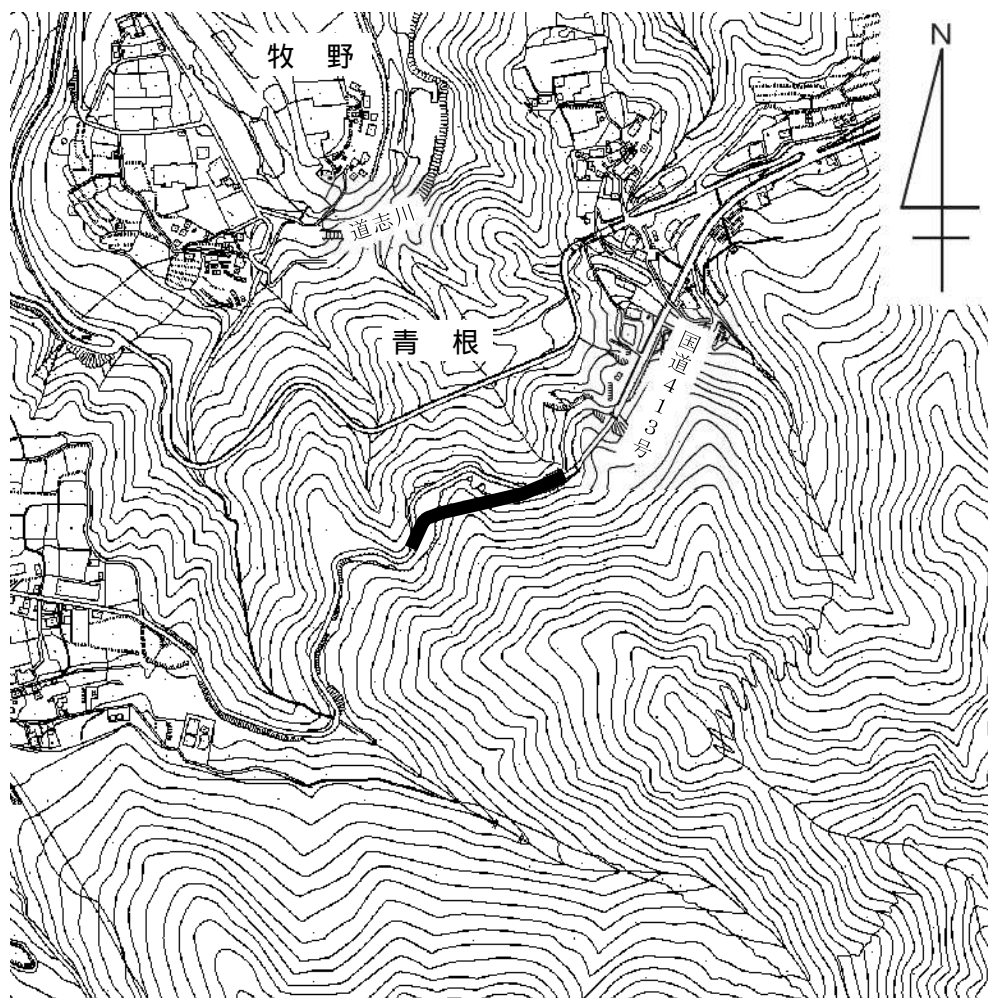
相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 工事の名称
国道 413 号(仮称)横山トンネル道路改良工事
- 2 工事の場所
相模原市緑区青根 707 番 67 地先から青根 687 番 9 地先まで
- 3 契約金額
638,280,000 円
- 4 契約の相手方
相模原市中央区小山 2 丁目 7 番 22 号
入江建設・防長土建共同企業体
代表者 株式会社入江建設
代表取締役 入 江 功
- 5 履行期限
本契約締結の日から 800 日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札(総合評価方式)

提案の理由

国道 413 号(仮称)横山トンネル道路改良工事に係る工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年相模原市条例第 22 号)第 2 条の規定により提案するものである。

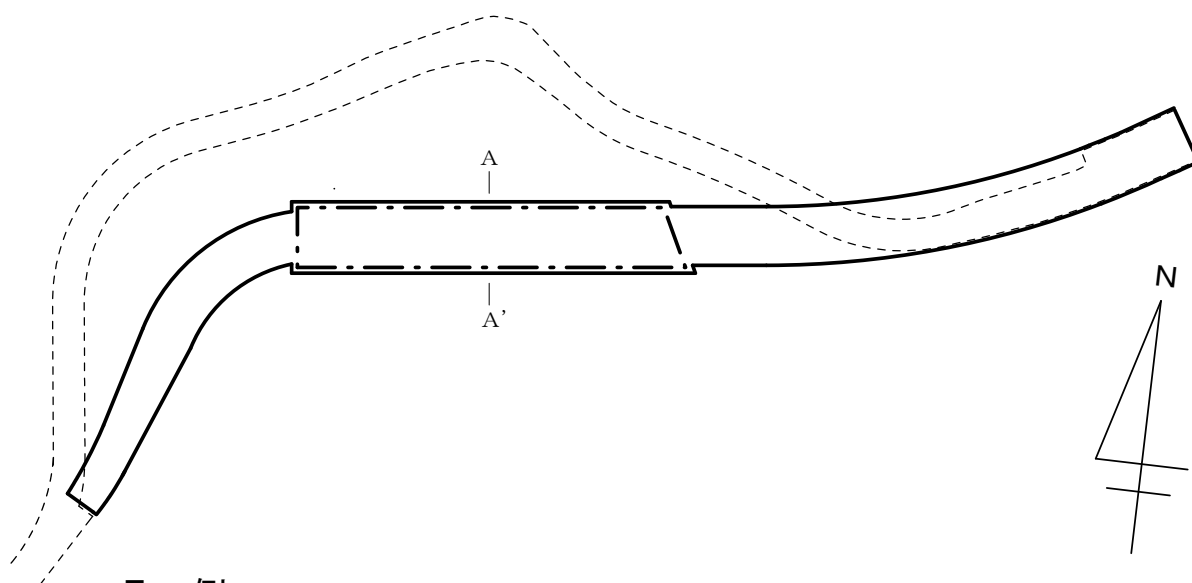
案内図



凡例

—— 工事場所

平 面 図



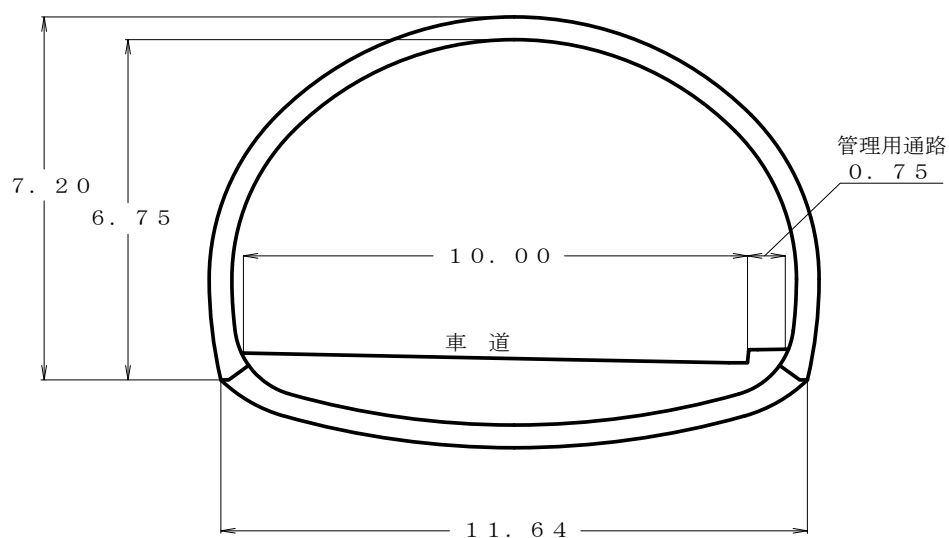
凡 例

- 工 事 部 分
- トンネル部分
- 現 況 国 道

工事の概要

延 長	1 9 8 . 0 m
トンネル延長	6 8 . 0 m
主 な 工 種	トンネル工(機械掘削工法) 舗装工 道路附属施設工

A－A' 断面図 (単位 m)



議案第 7 9 号関係資料(その 2)

契約の相手方の概要

- 1 所在地及び名称
- 相模原市中央区小山 2 丁目 7 番 2 2 号
- 入江建設・防長土建共同企業体
- 2 代表者
- 株式会社入江建設 代表取締役 入江 功
- 3 構成員
- 相模原市中央区小山 2 丁目 7 番 2 2 号
- 株式会社入江建設 代表取締役 入江 功
- 相模原市中央区宮下 2 丁目 1 3 番 7 号
- 有限会社防長土建 代表取締役 土田 貞行
- 4 各構成員の概要

構 成 員			株式会社入江建設	有限会社防長土建
資 本 金			34,000 千円	20,000 千円
従 業 員 数			22 人	7 人
年 間 工 事 完 成 高			2,158,376 千円	679,643 千円
建設業法による許可の 番 号 及 び 年 月 日			国土交通大臣 許可(特 - 28) 第 17058 号 平成 29 年 2 月 1 日	国土交通大臣 許可(特 - 25) 第 22624 号 平成 25 年 4 月 17 日
営 業 年 数			42 年	51 年
	1	発注者	相 模 原 市	相 模 原 市
		工 事 名	公共下水道境川第 2 8 バ イパス雨水幹線整備工事 (1 工区)	津久井広域道路(仮称)東 中野橋新設工事(その 1)
		受注金額	1,052,071 千円 (378,745 千円)	154,713 千円

最近における 主な受注工事		施工期	平成21年6月～ 平成23年12月	平成24年6月～ 平成25年5月
	2	発注者	相 模 原 市	相 模 原 市
		工事名	公共下水道溝上大野台雨水幹線整備工事(1工区)	津久井広域道路インターチェンジ接続工事(その8)
		受注金額	698,500 千円 (237,490 千円)	129,995 千円
		施工期	平成21年6月～ 平成23年3月	平成25年5月～ 平成25年12月

受注金額欄の()内の金額は、JVの出資比率に応じた請負分である。

議案第 7 9 号関係資料(その 3)

入札参加業者の概要

No	所 在 地 及 び 名 称	代 表 者	資 本 金	年 間 工 事 完 成 高
1	相模原市中央区小山 2 丁 目 7 番 2 2 号 入江建設・防長土建共同 企業体	株式会社入江建 設 代表取締役 入江 功	千円 54,000	千円 2,838,019
2	相模原市南区当麻 4 1 番 地 ハギワラ・日栄建設共同 企業体	株式会社ハギワ ラ 代表取締役 萩原 明人	50,000	1,951,810

議案第 7 9 号関係資料(その 4)

入札状況

No	入 札 参 加 業 者	入 札 状 況				備考
		技 術 評価点	入 札 価 格	評価値	順位	
1	入江建設・防長土建共同 企業体	110.8	円 591,000,000	0.1874	1	落札
2	ハギワラ・日栄建設共同 企業体		650,000,000			予定価 格超過

開 札 日 時 平成 2 9 年 7 月 1 3 日 午前 9 時 0 0 分

予 定 価 格 5 9 1 , 4 1 0 , 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を
除いた額)

調査基準価格 5 4 3 , 7 2 0 , 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を
除いた額)

失格基準価格 5 3 2 , 8 4 5 , 6 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を
除いた額)

入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約
金額)となる。

入札参加業者から提出された評価項目(企業の技術力、企業の施工能力及び
企業の社会性・信頼性)に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点
を算出し、標準点(1 0 0 点)と合算した技術評価点を入札価格で除し、1 0 0
万を乗じて得た数値が評価値となり、評価値が最も高い入札参加業者が落札者
となる。

工事請負契約について(北清掃工場基幹的設備等改良工事)
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 工事の名称
北清掃工場基幹的設備等改良工事
- 2 工事の場所
相模原市緑区下九沢 2 0 7 4 番 2
- 3 契約金額
6 , 8 9 7 , 5 2 8 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方
横浜市西区みなとみらい 4 丁目 4 番 2 号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社サービス事業部
サービス営業部長 里 木 雅 彦
- 5 履行期限
本契約締結の日から 1 , 2 7 0 日以内
- 6 契約締結の方法
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年
政令第 3 7 2 号)第 1 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による随意契約

提案の理由

北清掃工場基幹的設備等改良工事に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 2 2 号)第 2 条の規定により提案するものである。

議案第 80 号関係資料(その 1)

北清掃工場基幹的設備等改良工事の概要

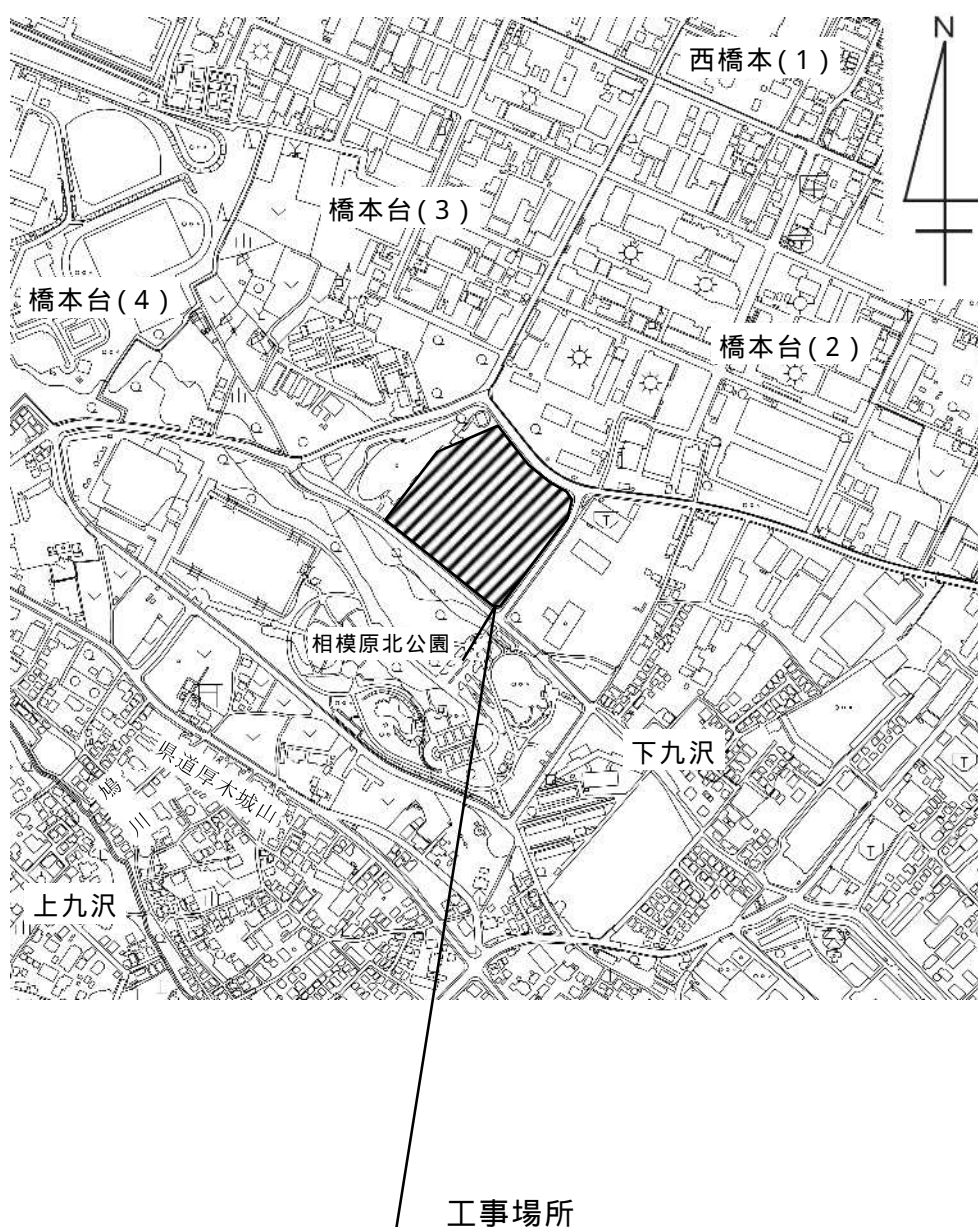
1 工事内容

- (1) 老朽化対策のための改良工事
- (2) 二酸化炭素排出量削減のための改良工事

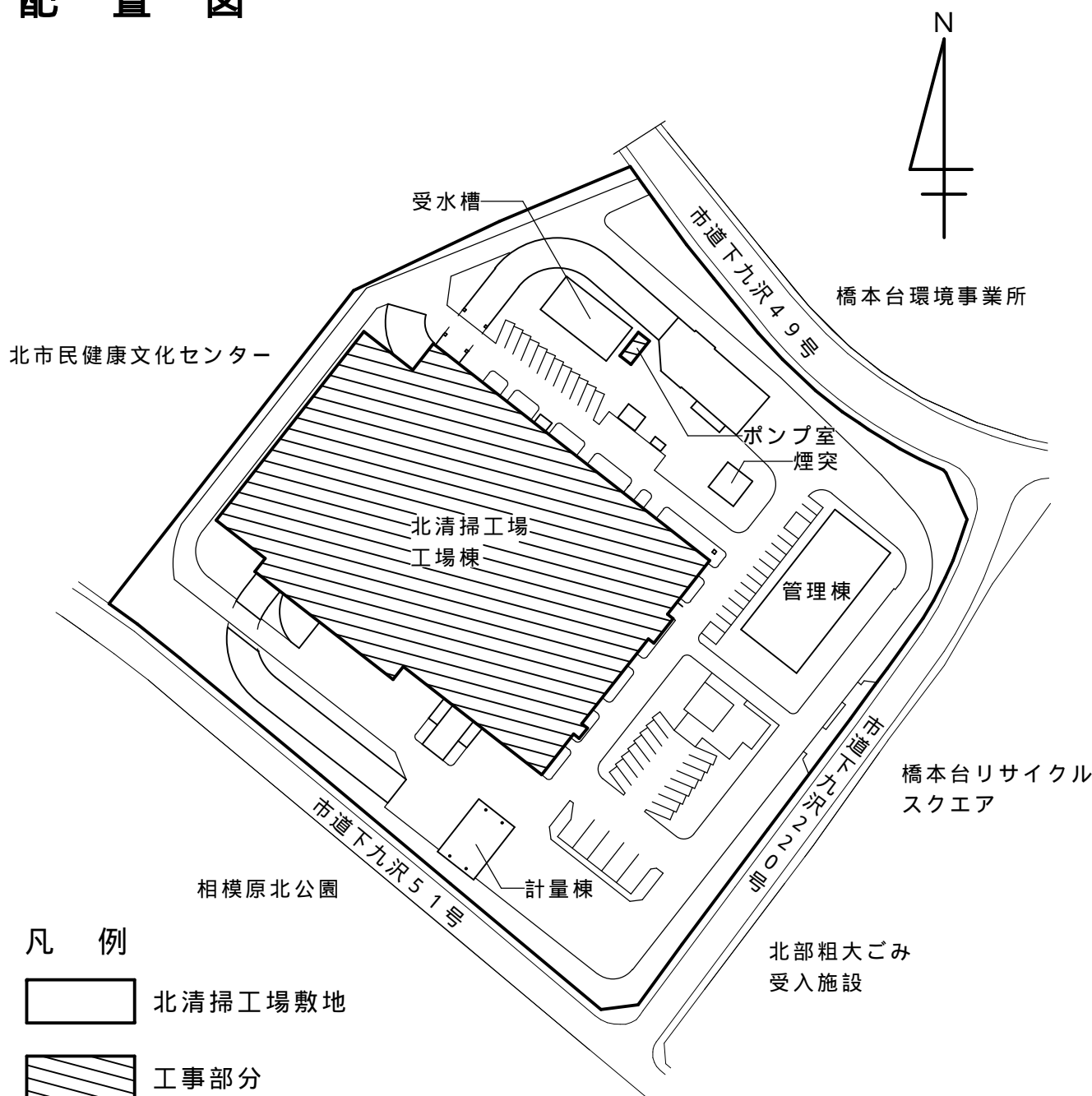
2 主な工事箇所

- (1) 受入供給設備
 - ごみクレーンの改良(インバータ化)
- (2) 燃焼設備
 - 低空気比燃焼システムの導入並びに給じん装置及び燃焼制御装置の改良
- (3) 焼却ガス冷却設備
 - ボイラ水管の改良
- (4) 排ガス処理設備
 - 薬剤供給装置及びコンベヤの更新
- (5) 余熱利用設備
 - 蒸気タービン発電機の改良
- (6) 通風設備
 - 押込送風機及び誘引通風機の更新(インバータ化)
- (7) 灰出し設備
 - 灰クレーンの改良(インバータ化)及び灰搬出装置の更新
- (8) 電気設備
 - 電気ケーブル及び電気盤の更新
- (9) 計装設備
 - 中央制御装置の更新
- (10) 粗大ごみ処理設備
 - 破碎機の改良

案 内 図



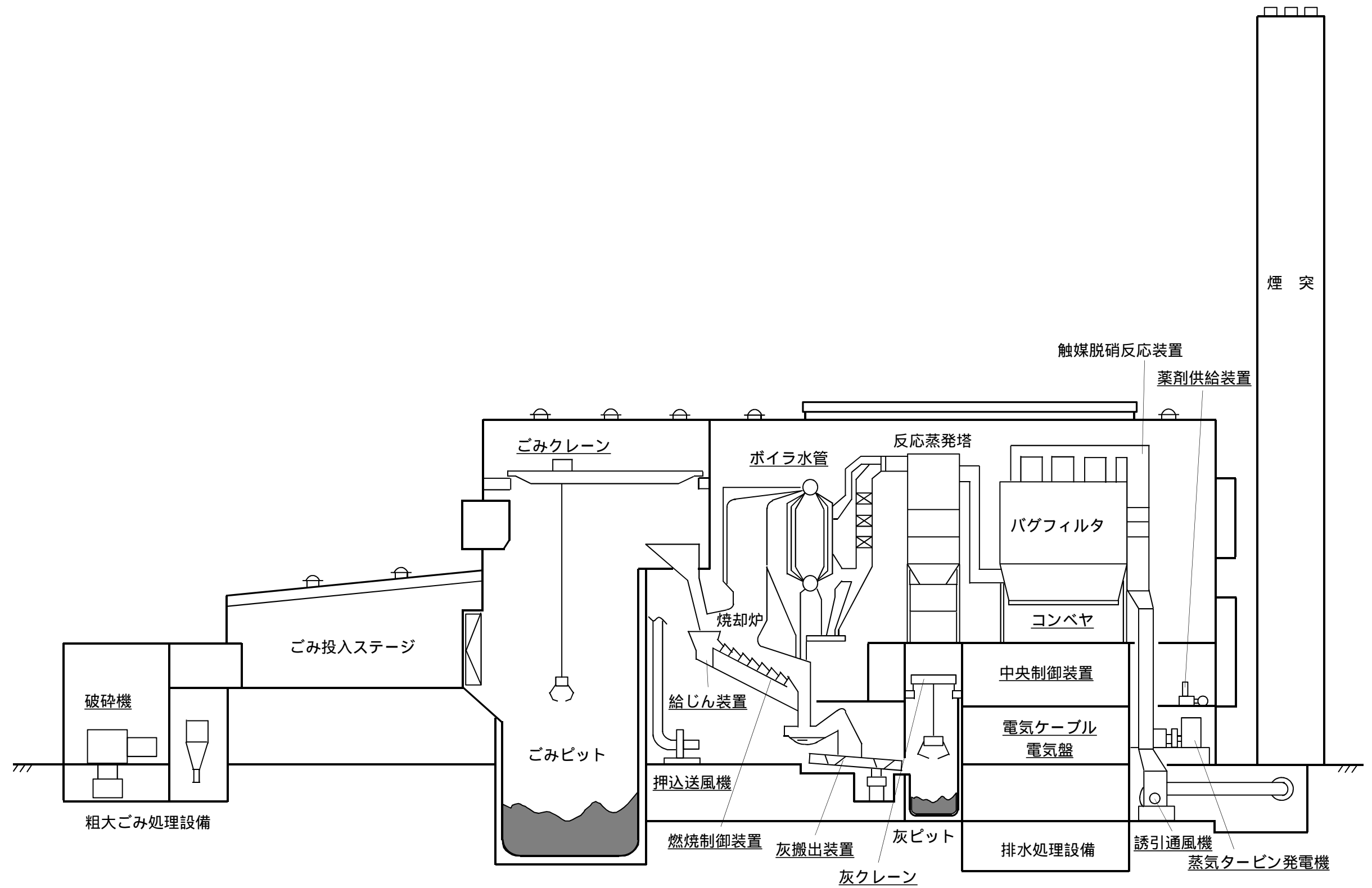
配置図



施設の概要

施設規模		ごみ焼却施設 450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉) 粗大ごみ処理施設 85 t / 日 (5 時間)
焼却炉形式		連続燃焼式ストーカ炉
設置年月日		平成3年12月
主な施設、 構造等	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階地上6階 建築面積 8,400 m ² 、延べ床面積 20,100 m ²
	管理棟	鉄筋コンクリート造地上3階 建築面積 688 m ² 、延べ床面積 1,806 m ²

断面図



凡 例

下線部分 主な工事箇所

議案第 8 0 号関係資料(その 3)

契約の相手方の概要

- 1 所在地及び名称
横浜市西区みなとみらい 4 丁目 4 番 2 号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社サービス事業部
- 2 代表者
サービス営業部長 里木 雅彦
- 3 資本金
1 , 0 0 0 , 0 0 0 千円
- 4 従業員数
5 7 8 人
- 5 年間工事完成高
3 5 , 0 5 9 , 1 8 9 千円
- 6 建設業法による許可の番号及び年月日
国土交通大臣許可(特 - 2 9)第 6 9 7 0 号
平成 2 9 年 6 月 3 0 日
- 7 営業年数
3 9 年
- 8 最近における主な受注工事

発 注 者	大 分 市	広 島 市
工 事 名	福宗環境センター清掃工場長寿 命化工事	南工場燃焼設備等改修工事
受 注 金 額	2,362,500 千円	1,858,500 千円
施 工 期	平成 24 年 8 月 ~ 平成 27 年 3 月	平成 25 年 7 月 ~ 平成 29 年 3 月

議案第 8 0 号関係資料(その 4)

選定業者及び見積価格

No	所 在 地 及 び 名 称	代 表 者	見 積 価 格	備 考
1	横浜市西区みなとみらい 4 丁目 4 番 2 号 三菱重工環境・化学エンジニア リング株式会社サービス事業部	サービス営業 部長 里木 雅彦	円 6,386,600,000	採用

見積書提出日時 平成 2 9 年 7 月 1 1 日 午前 9 時 3 0 分

予 定 価 格 6 , 4 9 9 , 0 3 0 , 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

見積価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が採用価格(契約金額)となる。

工事請負契約について(麻溝まちづくりセンター・公民館移転整備工事)
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日提出

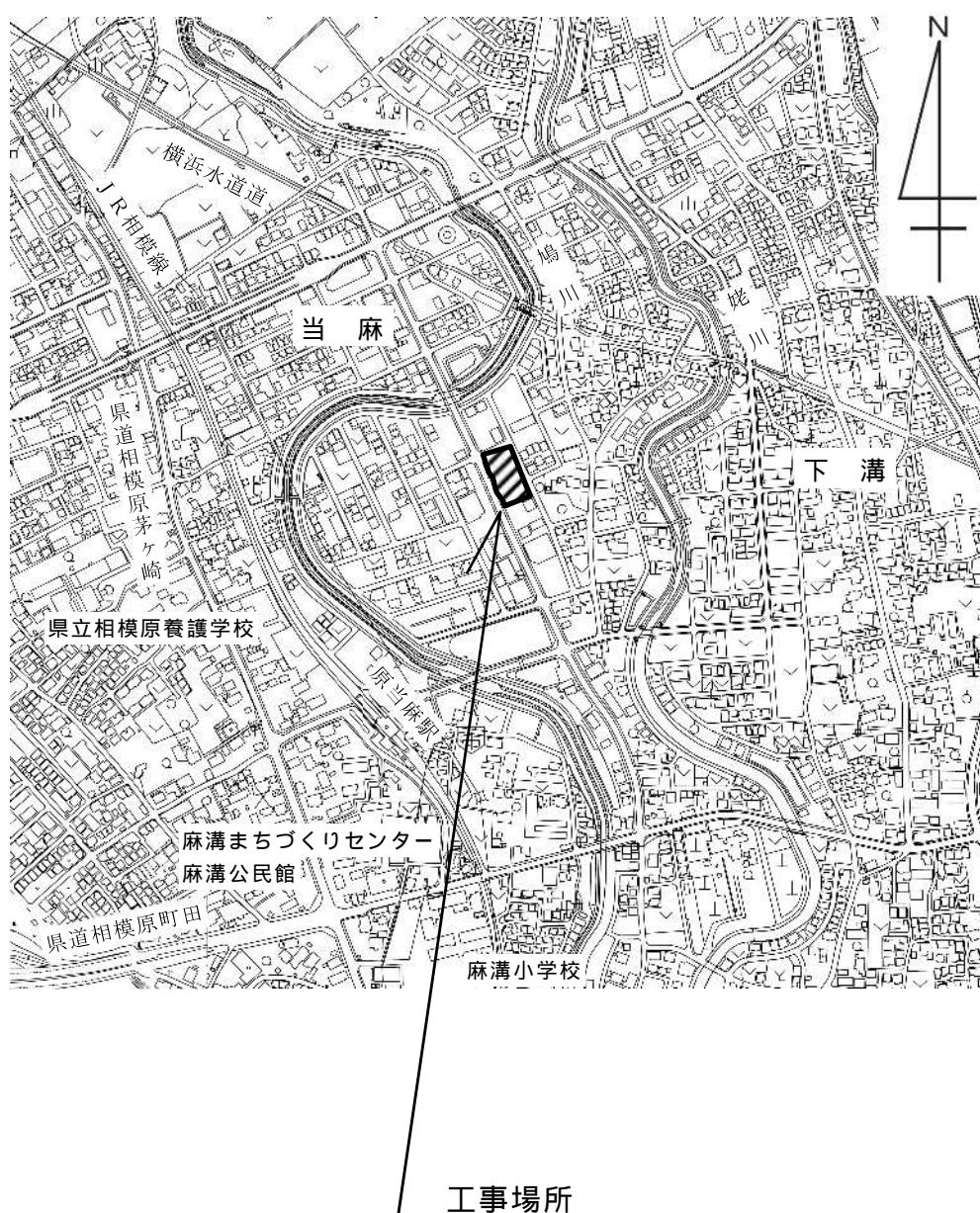
相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 工事の名称
麻溝まちづくりセンター・公民館移転整備工事
- 2 工事の場所
相模原市南区下溝 5 9 4 番 6 外
- 3 契約金額
4 5 1 , 4 6 1 , 6 0 0 円
- 4 契約の相手方
相模原市緑区西橋本 5 丁目 3 番 1 1 号
相陽建設株式会社
代表取締役 古 橋 裕 一
- 5 履行期限
本契約締結の日から 4 1 0 日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札(総合評価方式)

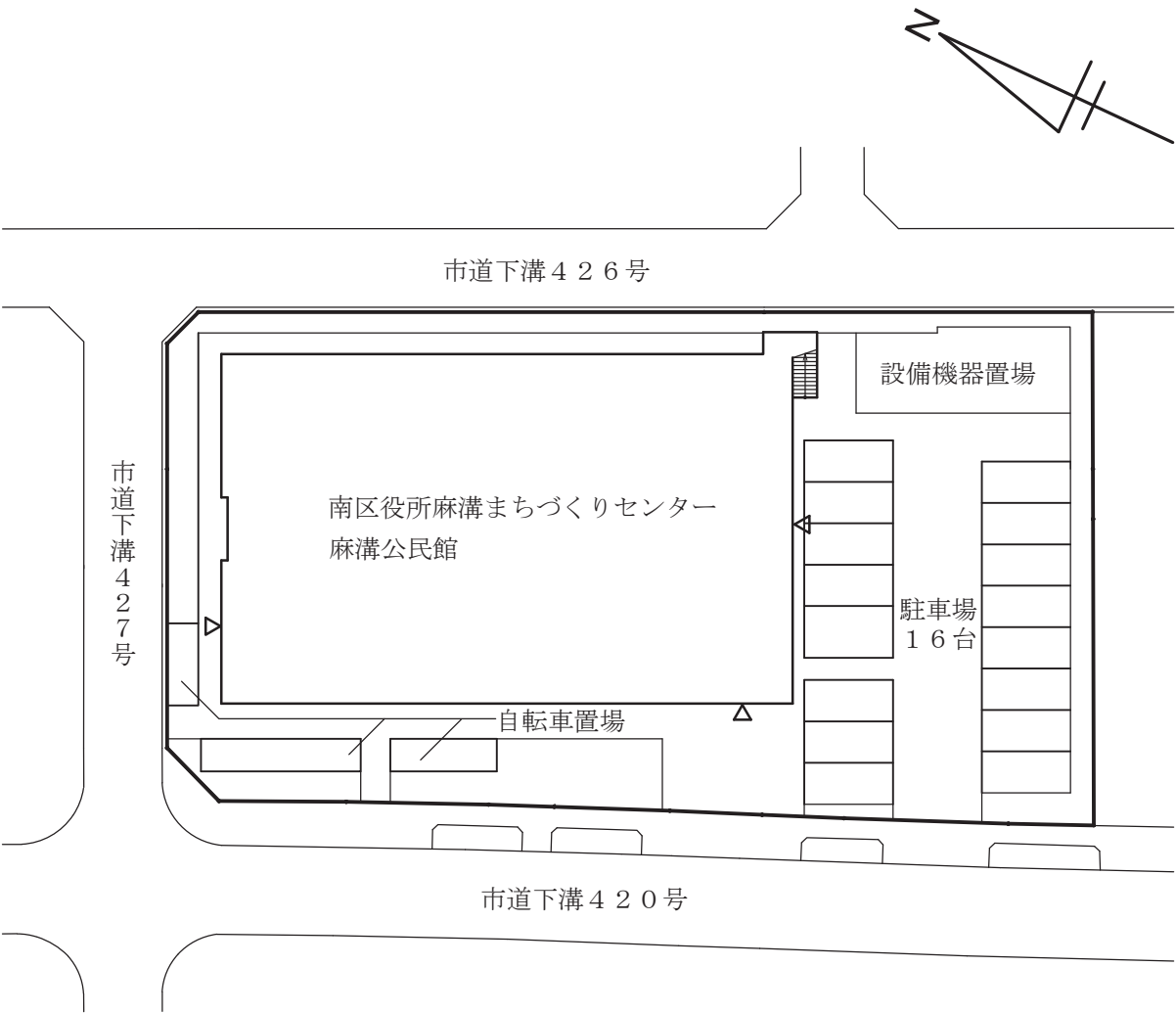
提案の理由

麻溝まちづくりセンター・公民館移転整備工事に係る工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 2 2 号)第 2 条の規定により提案するものである。

案 内 図



配 置 図



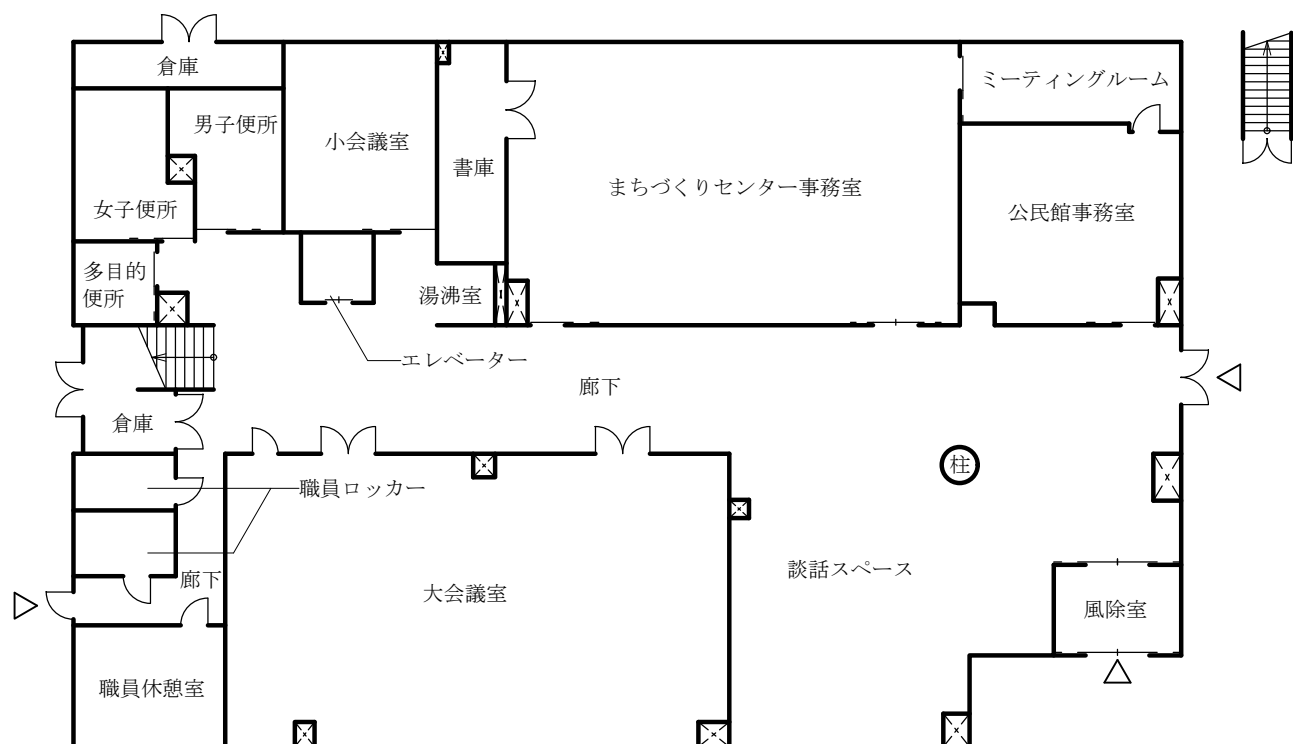
凡 例

 工事部分

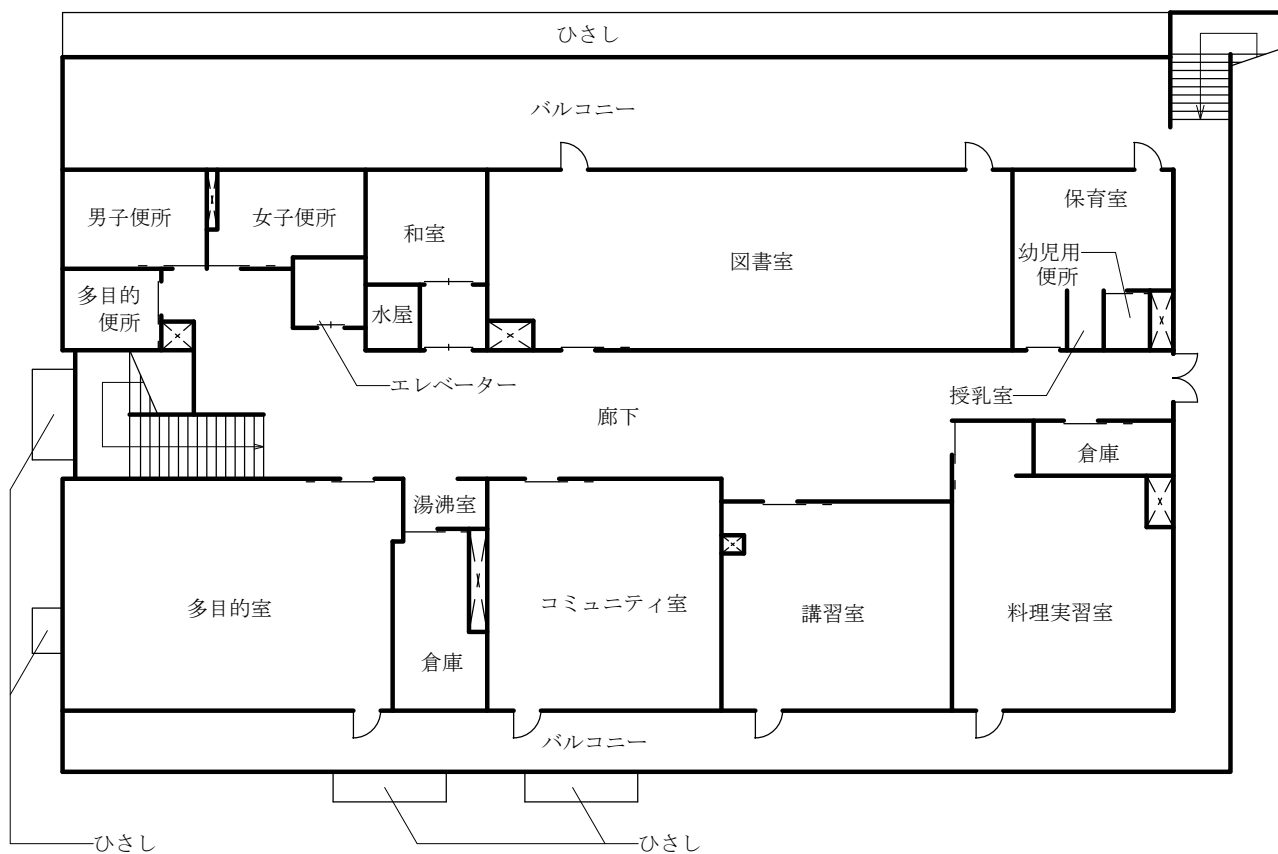
工事の概要

構 造	鉄筋コンクリート造2階建
建 築 面 積	912.60㎡
延べ床面積	1,490.78㎡

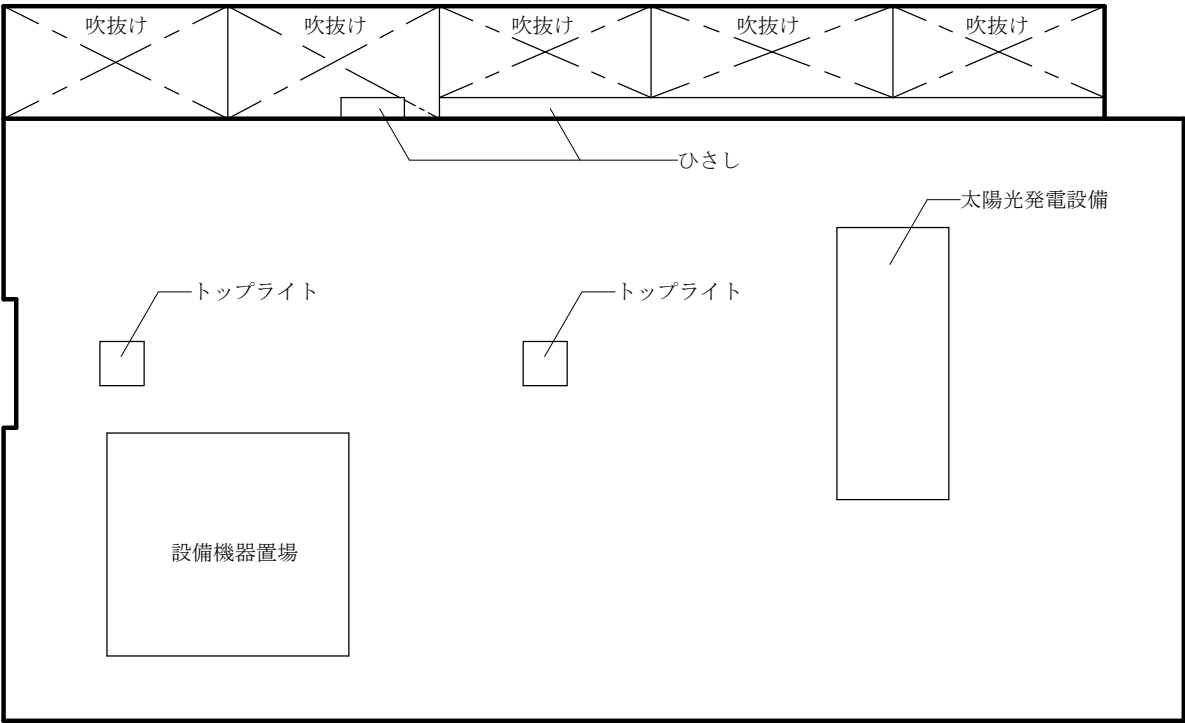
1 階平面図



2階平面図



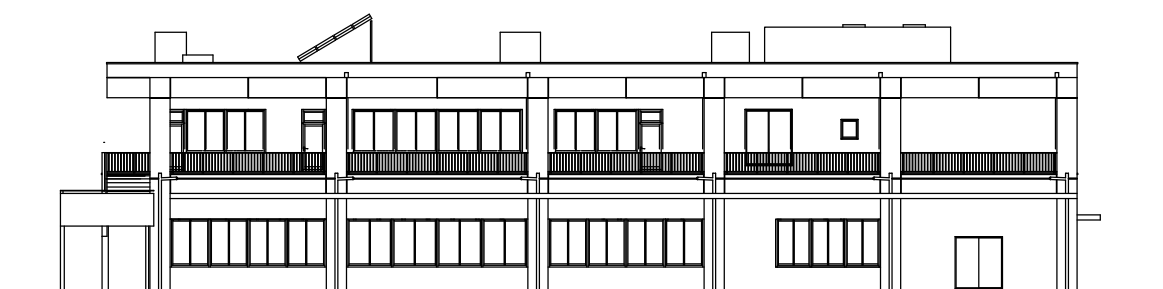
屋上平面図



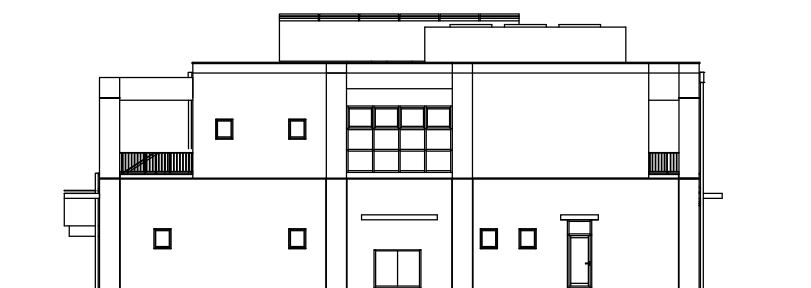
西立面图



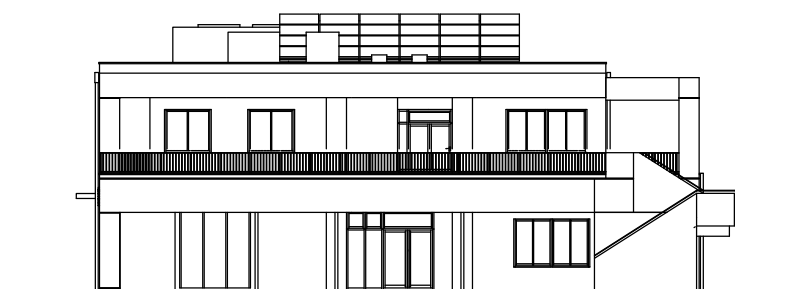
東立面图



北立面图



南立面图



議案第 8 1 号関係資料(その 2)

契約の相手方の概要

- 1 所在地及び名称
相模原市緑区西橋本 5 丁目 3 番 1 1 号
相陽建設株式会社
- 2 代表者
代表取締役 古橋 裕一
- 3 資本金
7 7 , 0 0 0 千円
- 4 従業員数
5 2 人
- 5 年間工事完成高
2 , 1 3 5 , 4 0 8 千円
- 6 建設業法による許可の番号及び年月日
神奈川県知事許可(特 - 2 4)第 3 6 7 5 7 号
平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日
- 7 営業年数
4 6 年
- 8 最近における主な受注工事

発 注 者	相 模 原 市	相 模 原 市
工 事 名	(仮称)上溝学校給食センター新 築工事	相模原市立総合体育館改修建築 工事
受 注 金 額	480,196 千円	1,388,923 千円 (347,230 千円)
施 工 期	平成 24 年 9 月 ~ 平成 26 年 1 月	平成 20 年 9 月 ~ 平成 21 年 9 月

受注金額欄の()内の金額は、ＪＶの出資比率に応じた請負分である。

議案第 8 1 号関係資料(その 3)

入札参加業者の概要

No	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完 成 高
1	相模原市緑区西橋本 5 丁目 3 番 1 1 号 相陽建設株式会社	代表取締役 古橋 裕一	千円 77,000	千円 2,135,408
2	相模原市緑区向原 1 丁目 2 番 1 3 号 株式会社タジリ住建	代表取締役 田尻 欽則	38,400	717,156
3	相模原市南区下溝 6 0 6 番地 2 1 芳賀建設工業株式会社	代表取締役 芳賀 錠二	50,000	700,272
4	相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 4 番 7 号 株式会社櫻内工務店	代表取締役 櫻内 康裕	50,000	2,007,790
5	相模原市南区麻溝台 7 丁目 1 3 番 1 9 号 株式会社正建	代表取締役 義見 亮太	30,000	1,193,076
6	相模原市南区麻溝台 8 丁目 1 2 番 5 号 株式会社力ナコー	代表取締役 大久保 貴章	47,000	1,727,884

議案第 8 1 号関係資料(その 4)

入札状況

№	入 札 参 加 業 者	入 札 状 況				備考
		技 術 評価点	入 札 価 格	評価値	順 位	
1	相陽建設株式会社	114.5	円 418,020,000	0.2739	1	落札
2	株式会社タジリ住建	108.5	398,800,000	0.2720	2	
3	芳賀建設工業株式会社	109.0	401,753,000	0.2713	3	
4	株式会社櫻内工務店		375,000,000			失格
5	株式会社正建		345,670,000			失格
6	株式会社カナコー					辞退

開 札 日 時 平成 2 9 年 7 月 1 3 日 午前 9 時 0 0 分

予 定 価 格 4 3 8 , 0 4 0 , 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 4 0 4 , 0 1 0 , 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

失格基準価格 3 9 0 , 8 2 4 , 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

入札参加業者から提出された評価項目(企業の施工能力及び企業の社会性・信頼性)に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点を算出し、標準

点(1 0 0 点)と合算した技術評価点を入札価格で除し、1 0 0 万を乗じて得た数値が評価値となり、評価値が最も高い入札参加業者が落札者となる。

動産の取得について(はしご付消防自動車)
次のとおり、物品を取得する。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 目的
消防車両の整備
- 2 品名及び数量
はしご付消防自動車(1 台)
(積載品及び附属品一式)
- 3 相手方
東京都港区西新橋 3 丁目 2 5 番 3 1 号
株式会社モリタ東京営業部
部長 山 北 忠 司
- 4 取得価格
2 0 3 , 0 4 0 , 0 0 0 円

提案の理由

はしご付消防自動車を取得いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 2 2 号)第 3 条の規定により提案するものである。

議案第 8 2 号関係資料(その 1)

物品の取得の概要

1 物品の規格等

区 分		規 格 等
シャ ー シ 部	車 両 全 長	1 0 . 9 0 m
	車 両 全 幅	2 . 5 0 m
	車 両 全 高	3 . 6 0 m
	ホ イ ー ル ベ ー ス	5 . 7 0 m
	最 小 回 転 半 径	7 . 9 0 m
	最 高 出 力	2 7 9 k w
	総 排 気 量	8 , 8 6 6 c c
	シ リ ン ダ ー 数	直列 6 気筒
は し ご 部	は し ご 地 上 高	3 0 . 9 0 m
	はしご先端屈折部分長	2 . 5 4 m
	起 立 角 度	- 1 0 ~ 7 5 度
	は し ご 連 数	5 連
	最 大 作 業 半 径	1 8 . 0 0 m
	傾 斜 矯 正 角 度	7 度
	バスケット許容積載荷重	4 0 0 k g
	操 作 方 法	操作台及びバスケットで操作

2 配置場所

南消防署本署(同署に配置しているはしご付消防自動車の更新)

3 納入期限

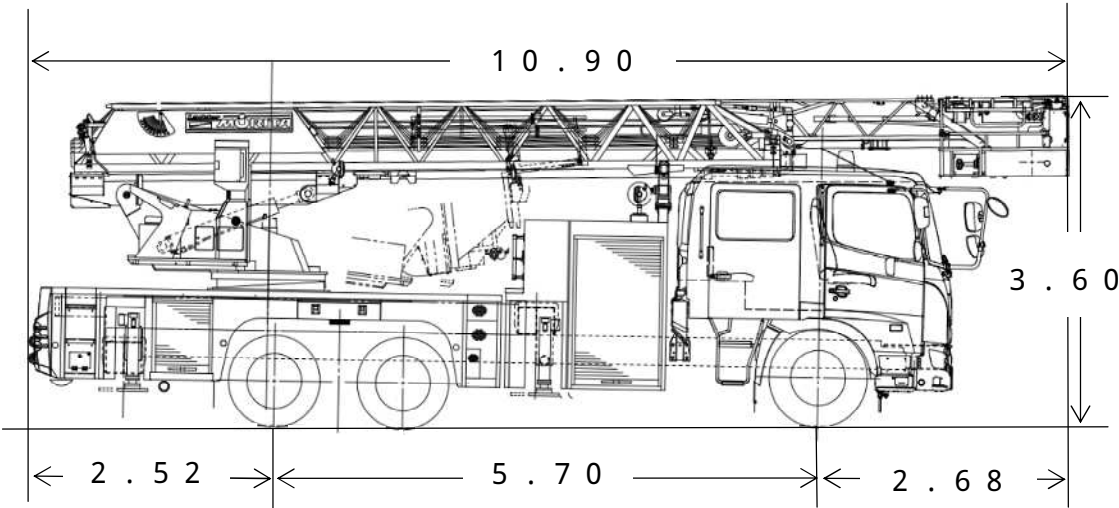
平成 3 0 年 3 月 1 2 日

4 契約締結の方法

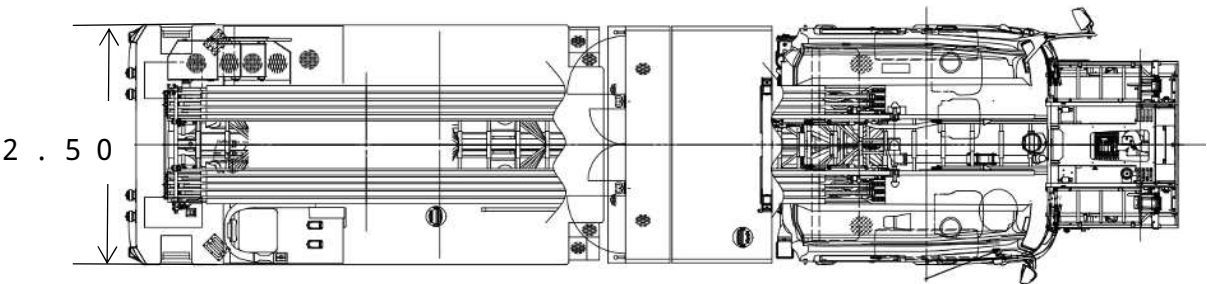
条件付一般競争入札

議案第 8 2 号関係資料(その 2)

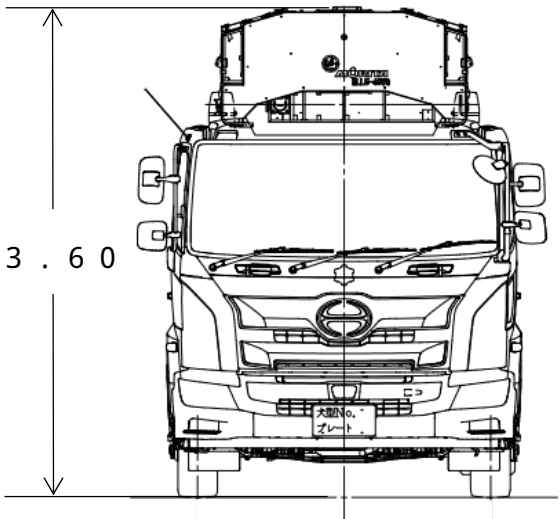
側 面 図 (単位 m)



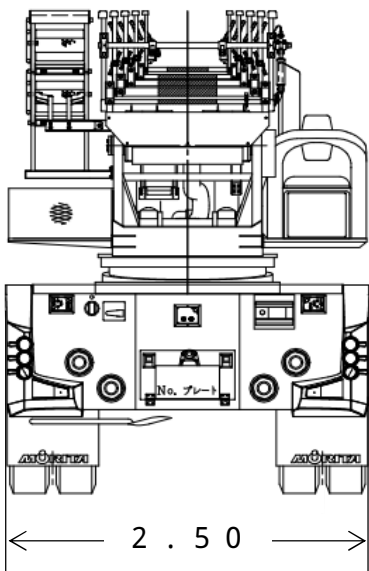
平 面 図 (単位 m)



正 面 図 (単位 m)



背 面 図 (単位 m)



議案第 8 2 号関係資料(その 3)

相手方の概要

- 1 所在地及び名称
東京都港区西新橋 3 丁目 2 5 番 3 1 号
株式会社モリタ東京営業部
- 2 代表者
部長 山北 忠司
- 3 資本金
1 , 0 0 0 , 0 0 0 千円
- 4 従業員数
3 6 6 人
- 5 最近における主な受注状況

発 注 者	旭 市	射 水 市
契 約 名	はしご付消防自動車の購入	3 0 m 級はしご付消防車
受 注 金 額	198,947 千円	209,520 千円
納 入 期 限	平成 28 年 12 月 28 日	平成 28 年 11 月 30 日

議案第 8 2 号関係資料(その 4)

入札状況

№	入札参加業者	入札状況		備考
		順位	入札価格	
1	株式会社モリタ 東京営業部	1	千円 188,000	落札

開 札 日 時 平成 2 9 年 7 月 6 日 午前 1 0 時 0 0 分

予 定 価 格 非公表

入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(取得価格)となる。

市道の認定について
次のとおり、市道の路線を認定する。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
大島 485 号	緑区大島 1702 番 9 地先	緑区大島 1702 番 12 地先	6 . 0	1 7 7	別図 1
大島 486 号	緑区大島 1702 番 27 地先	緑区大島 1714 番 11 地先	4 . 5 ～ 5 . 0	3 6	
大島 487 号	緑区大島 2469 番 8 地先	緑区大島 2469 番 13 地先	4 . 5 ～ 5 . 0	4 3	別図 2
下九沢 479 号	緑区下九沢 2028 番 23 地先	緑区下九沢 2028 番 14 地先	4 . 5	6 9	別図 3
町屋 5 号	緑区町屋 3 丁目 3453 番 1 地先	緑区町屋 3 丁目 3455 番 5 地先	4 . 0 ～ 5 . 1	6 6	別図 4
上溝 920 号	中央区上溝 4478 番 13 地先	中央区上溝 4478 番 17 地先	4 . 5 ～ 5 . 0	4 0	別図 5
上溝 921 号	中央区上溝 434 番 1 地先	中央区上溝 442 番 7 地先	5 . 0 ～ 6 . 0	4 9	別図 6
上矢部 108 号	中央区上矢部 4 丁目 1039 番 3 地先	中央区上矢部 4 丁目 1039 番 7 地先	4 . 5 ～ 5 . 0	4 9	別図 7
田名 1171 号	中央区田名 3164 番 13 地先	中央区田名 3164 番 7 地先	4 . 5	5 7	別図 8
東淵野辺 34 号	中央区東淵野辺 3 丁目 2095 番 9 地先	中央区東淵野辺 3 丁目 2095 番 20 地先	4 . 0 ～ 4 . 5	5 5	別図 9
東淵野辺 35 号	中央区東淵野辺 1 丁目 1049 番 25 地先	中央区東淵野辺 1 丁目 1049 番 32 地先	4 . 0 ～ 4 . 5	5 1	別図 10

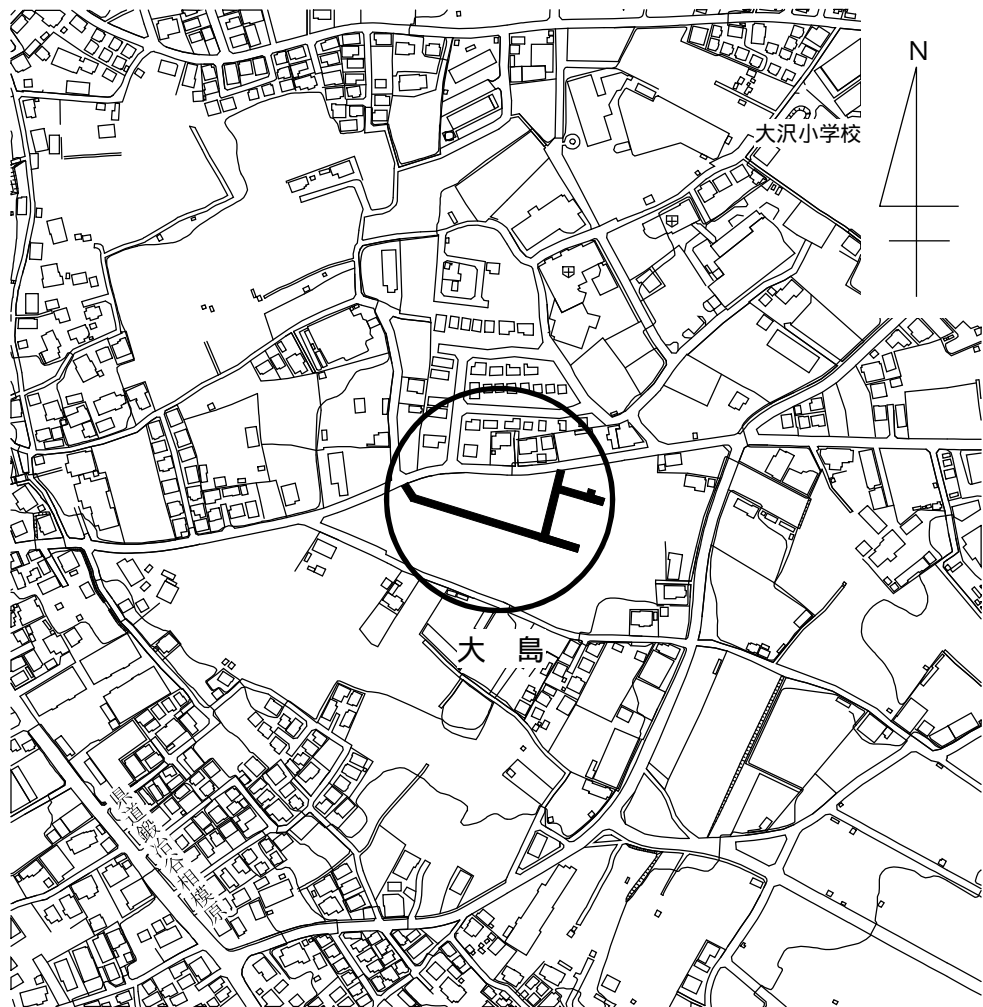
東淵野辺 36号	中央区東淵野辺3丁目 2208番453地先	中央区東淵野辺3丁目 2208番462地先	5.0	88	別図11
東淵野辺 37号	中央区東淵野辺3丁目 2208番472地先	中央区東淵野辺3丁目 2208番465地先	4.5	44	
上鶴間本町 36号	南区上鶴間本町4丁目 2241番5地先	南区上鶴間本町4丁目 2241番12地先	4.5 ~ 5.0	68	別図12
古淵 87号	南区古淵1丁目 1467番5地先	南区古淵1丁目 1468番11地先	4.0 ~ 5.4	50	別図13
下溝 533号	南区下溝 45番6地先	南区下溝 45番11地先	5.0	44	別図14
豊 13号	南区豊町 4279番32地先	南区豊町 4279番46地先	4.0 ~ 6.0	101	別図15
豊 14号	南区豊町 4279番59地先	南区豊町 4279番54地先	4.5 ~ 5.0	35	
田名 1172号	中央区田名 4061番15地先	中央区田名 4061番1地先	4.0	58	別図16
大野台 245号	南区大野台5丁目 2545番12地先	南区大野台5丁目 2545番3地先	4.5 ~ 5.0	81	別図17
相南 51号	南区相南1丁目 5206番68地先	南区相南1丁目 5206番87地先	4.0	96	別図18

提案の理由

開発行為及び寄附に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提案するものである。

別 図 1

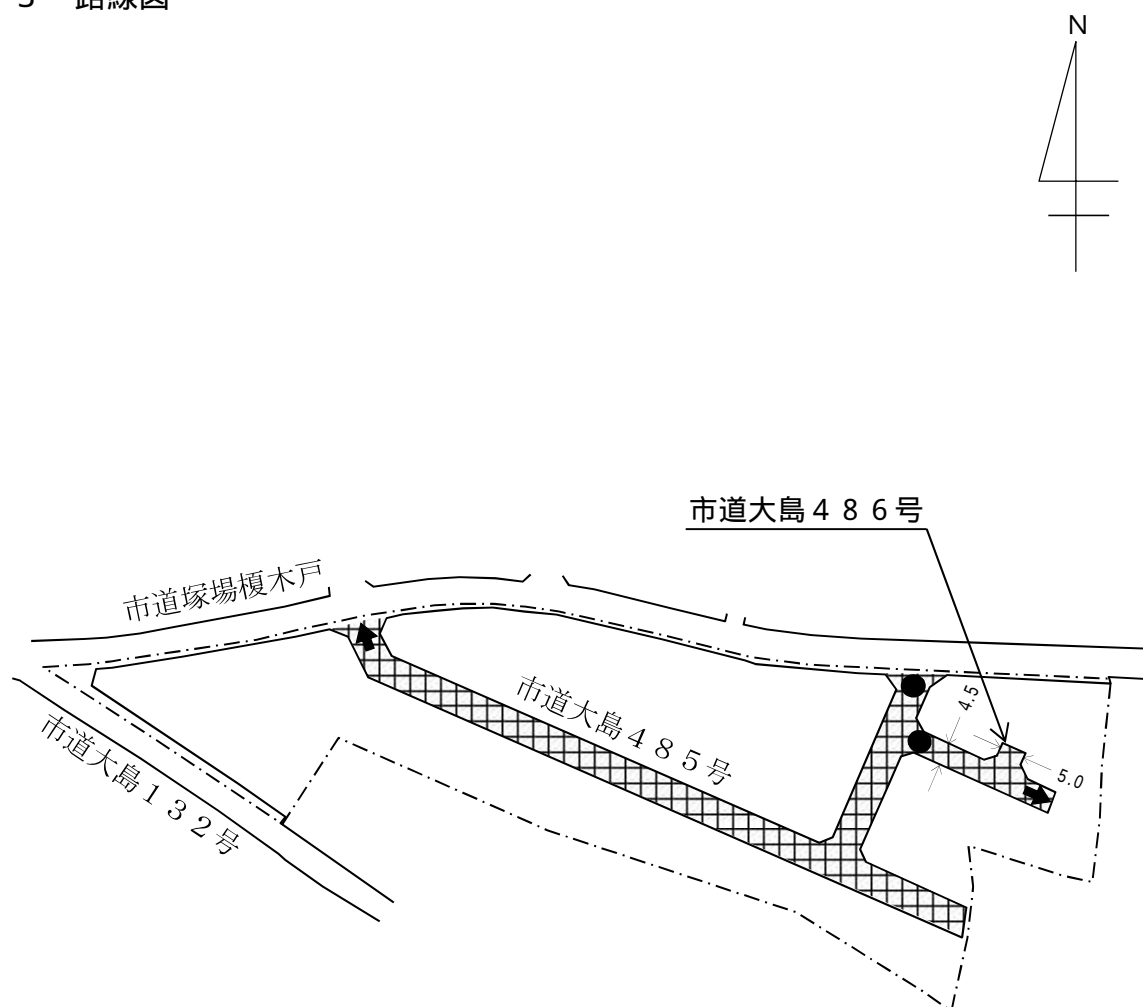
1 案内図



2 道路の概要

路線名	大島485号	大島486号
認定の理由	開発行為による帰属	
開発行為の所在	緑区大島1702番1 外58筆	
開発行為の面積	8,414.63㎡	
予定建築物の用途等	専用住宅39宅地	
区域区分等	市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の規定による開発許可の基準に適合)	
路面の状況	舗装、側溝あり	
備考		車返しあり

3 路線図



凡 例

- 開発区域
 認定路線

市道大島485号

幅員 6.0m

延長 177m

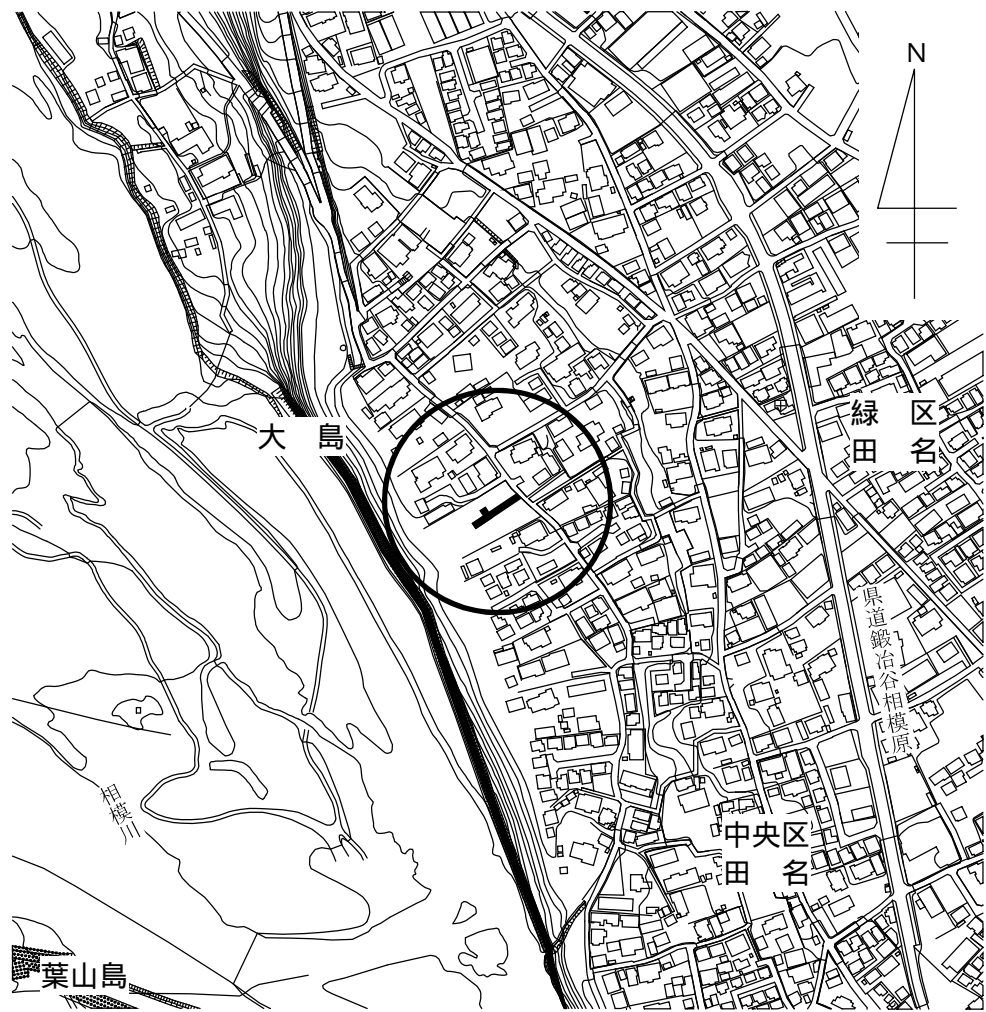
市道大島486号

幅員 4.5 ~ 5.0m

延長 36m

別 図 2

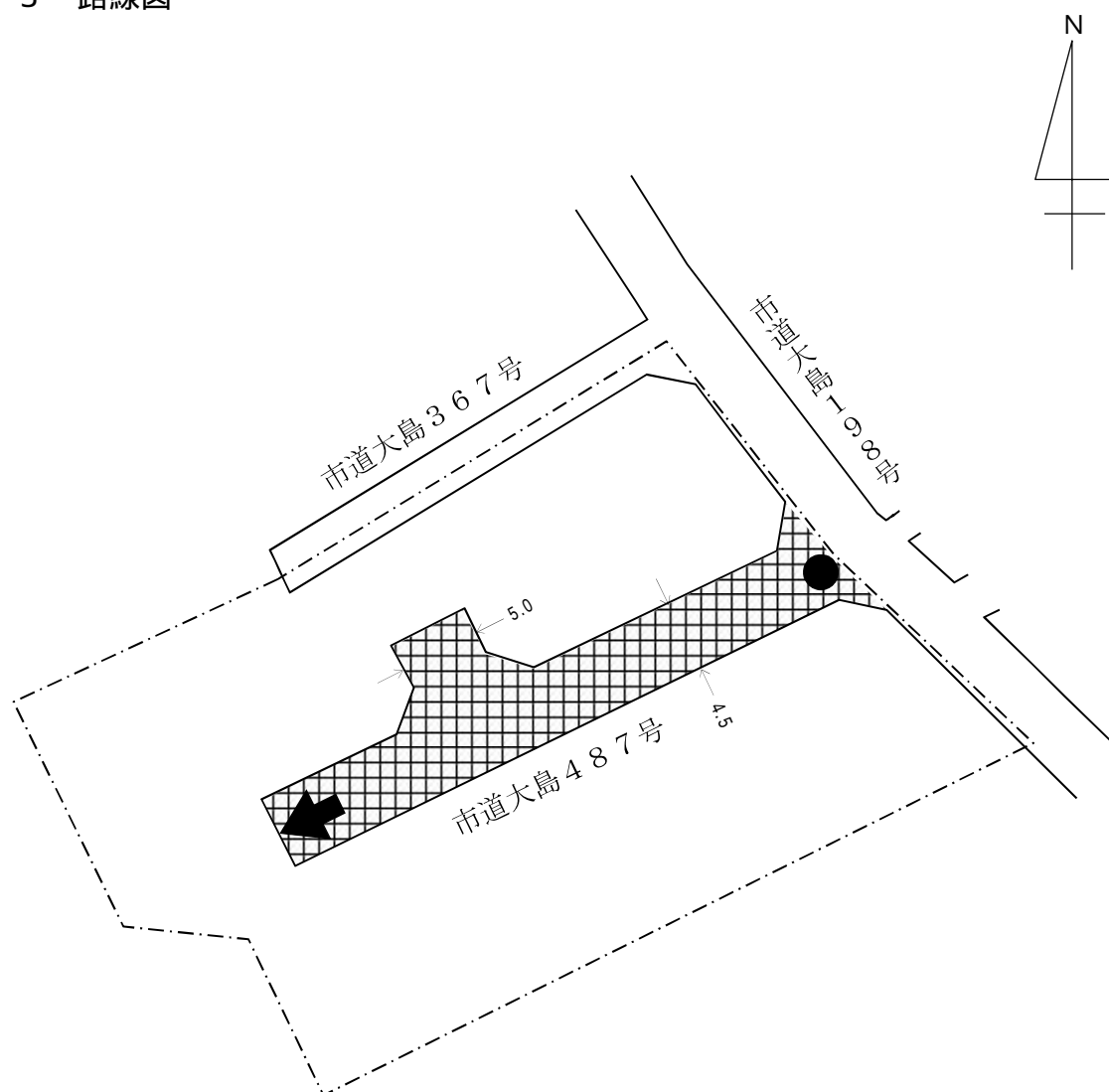
1 案内図



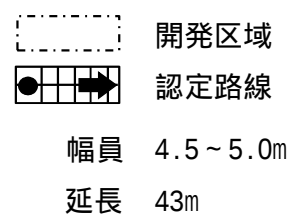
2 道路の概要

路線名	大島487号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区大島2469番1 外11筆
開発行為の面積	1,421.69㎡
予定建築物の用途等	専用住宅9宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

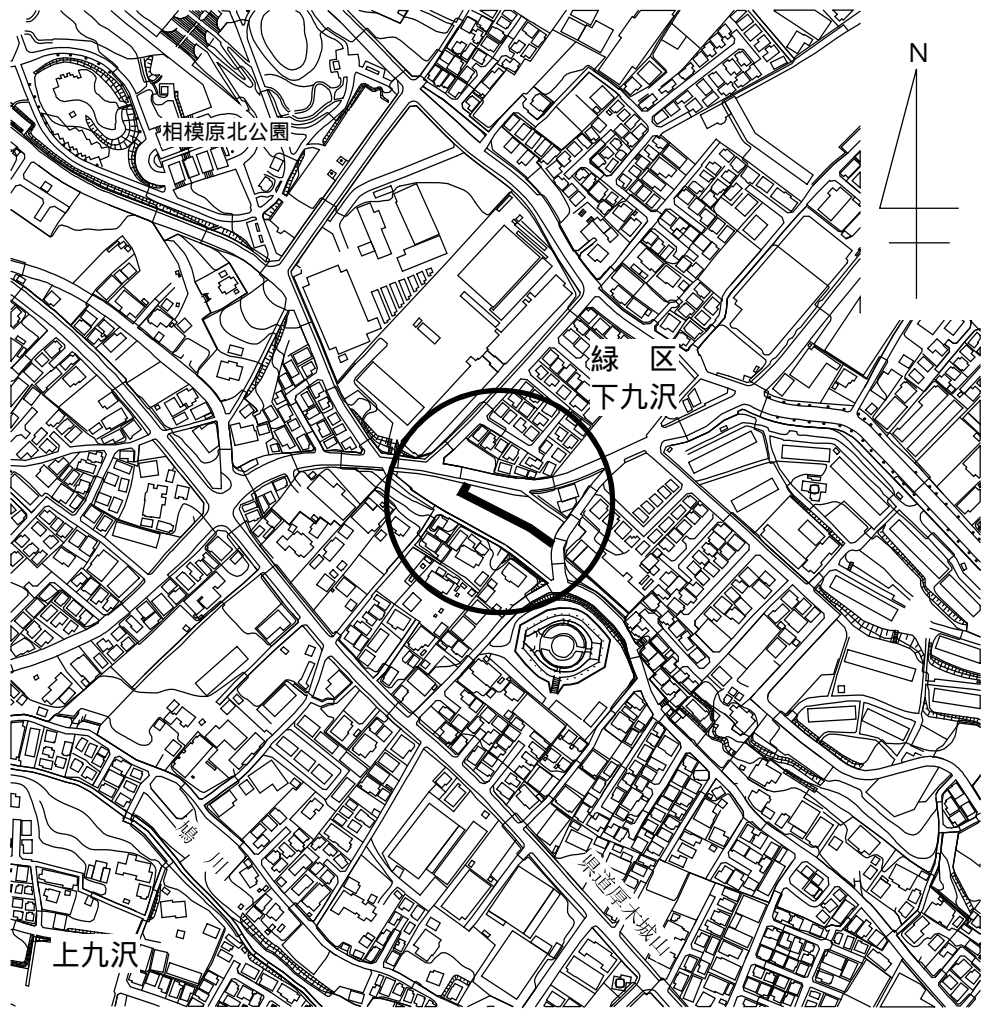


凡 例



別 図 3

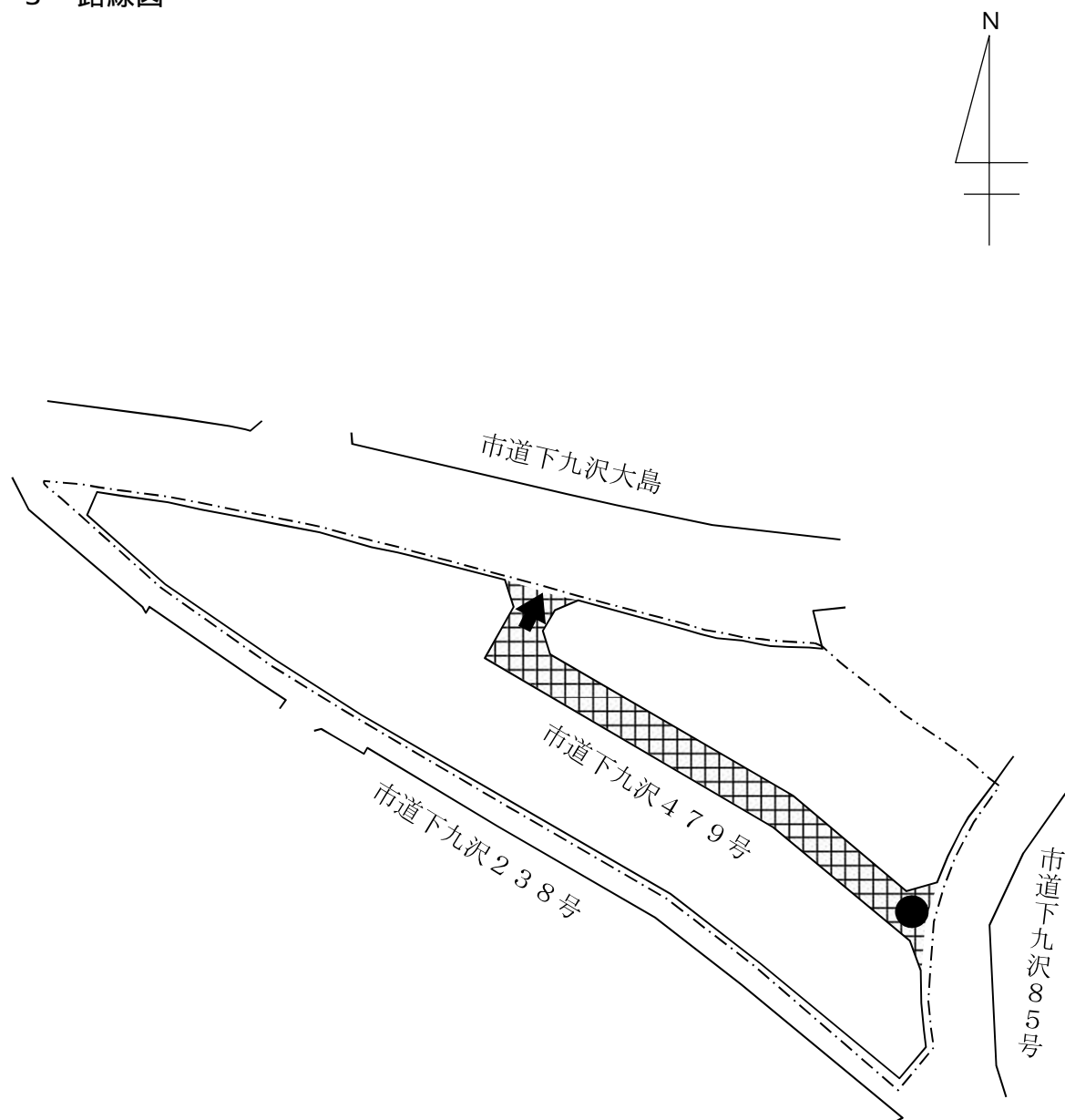
1 案内図



2 道路の概要

路線名	下九沢479号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区下九沢2028番1 外21筆
開発行為の面積	2,851.24㎡
予定建築物の用途等	専用住宅18宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 69m

別 図 4

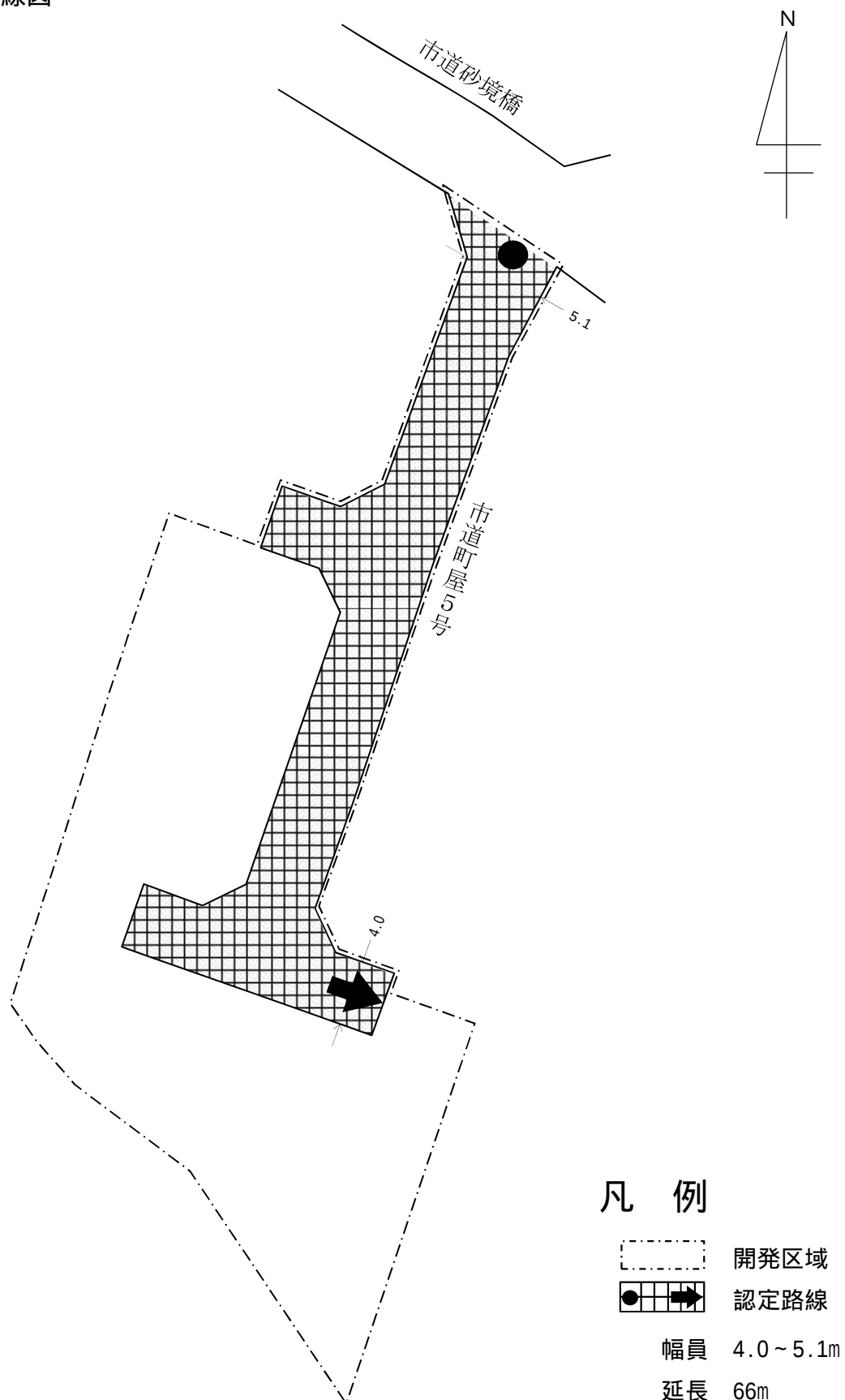
1 案内図



2 道路の概要

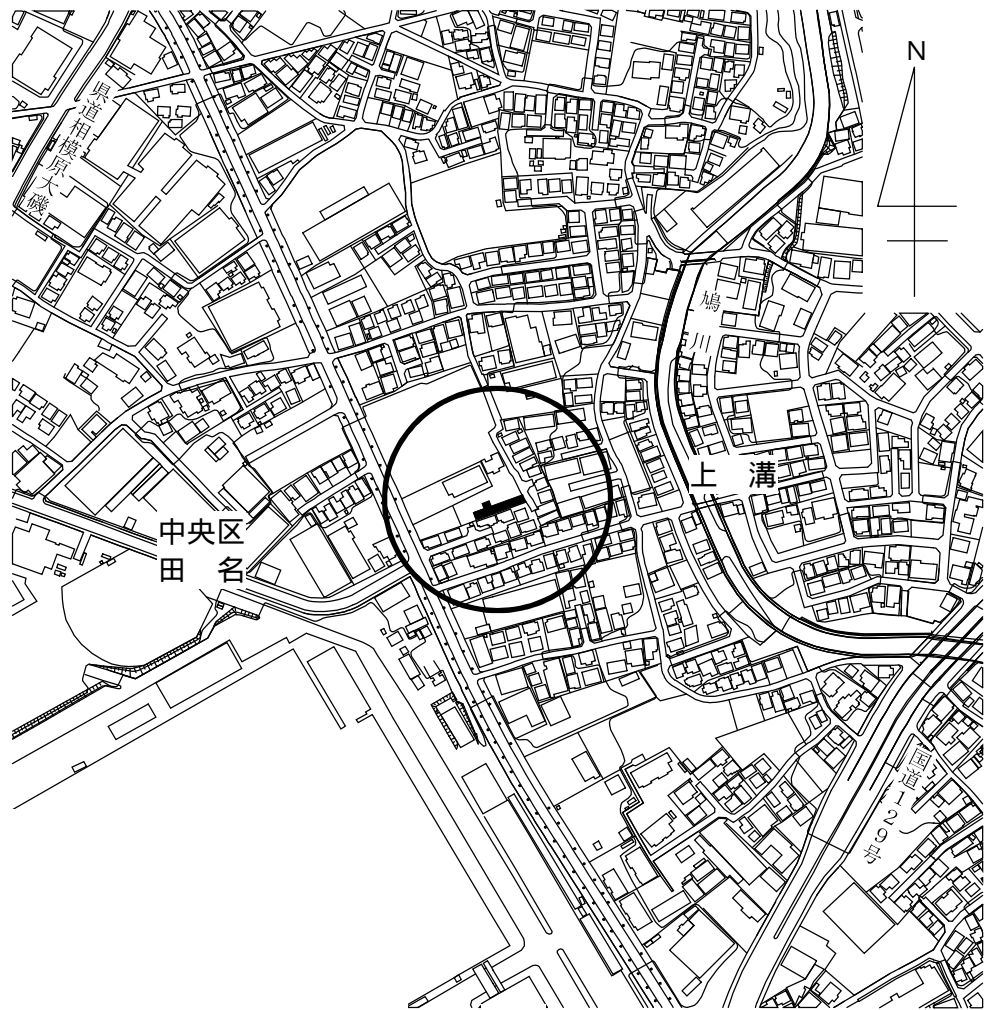
路線名	町屋5号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区町屋3丁目3455番4 外7筆
開発行為の面積	954.90㎡
予定建築物の用途等	専用住宅5宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり、片隅切

3 路線図



別 図 5

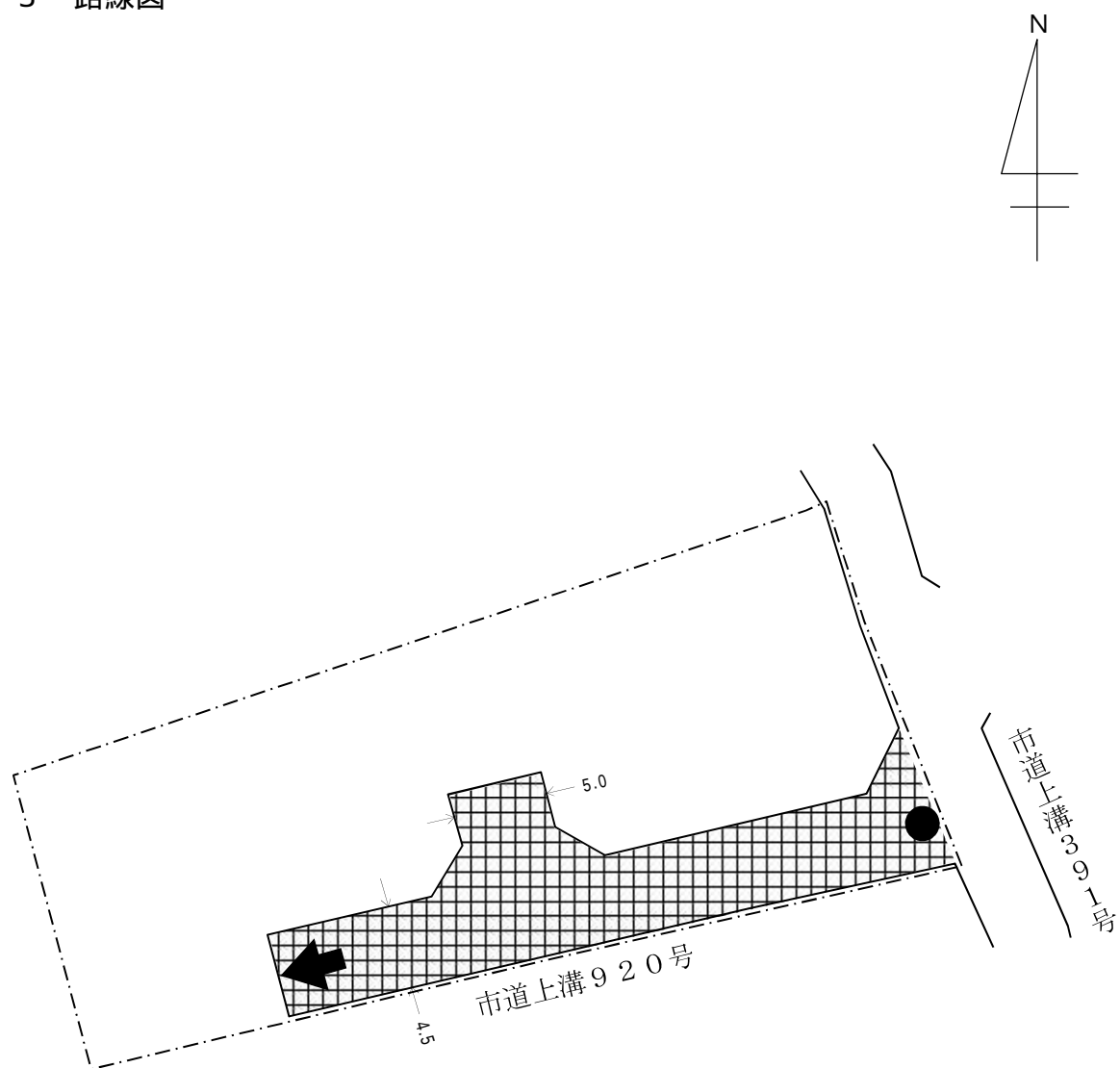
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上溝920号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝4478番1 外8筆
開発行為の面積	816.35㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり、片隅切

3 路線図

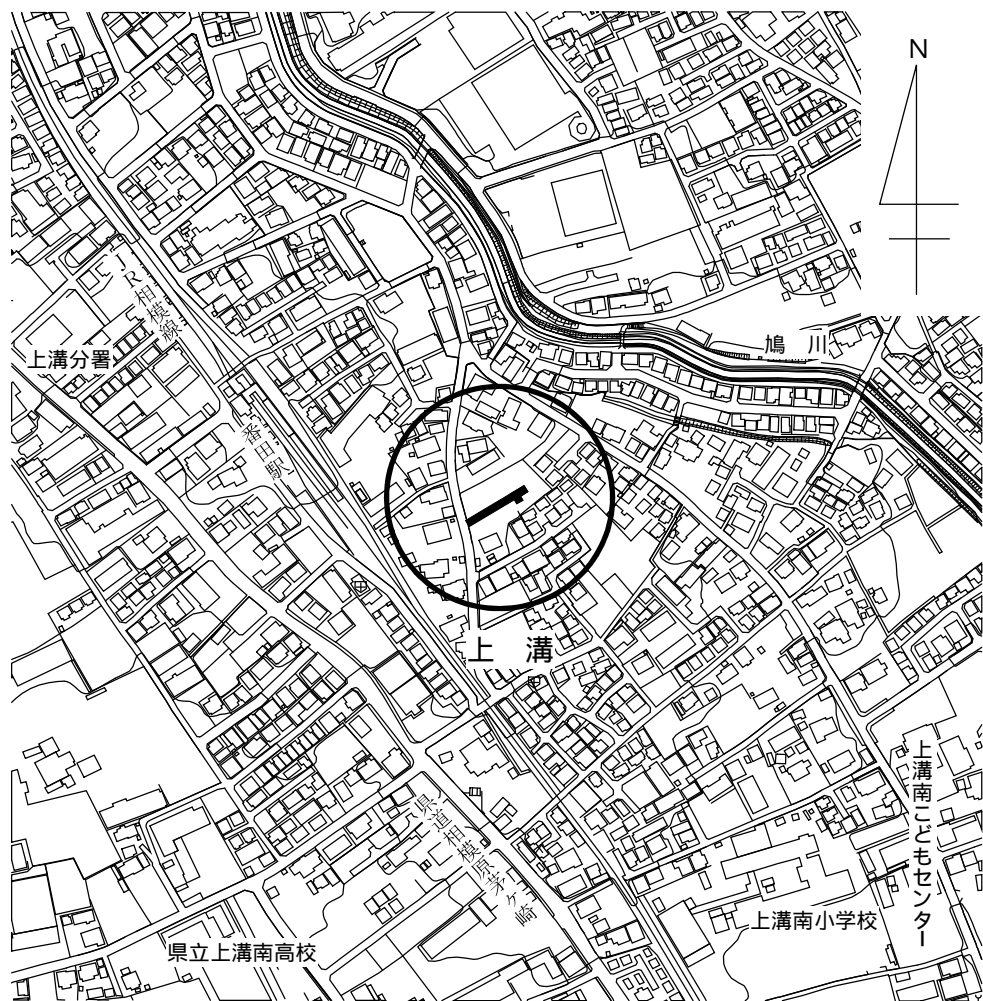


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 40m

別 図 6

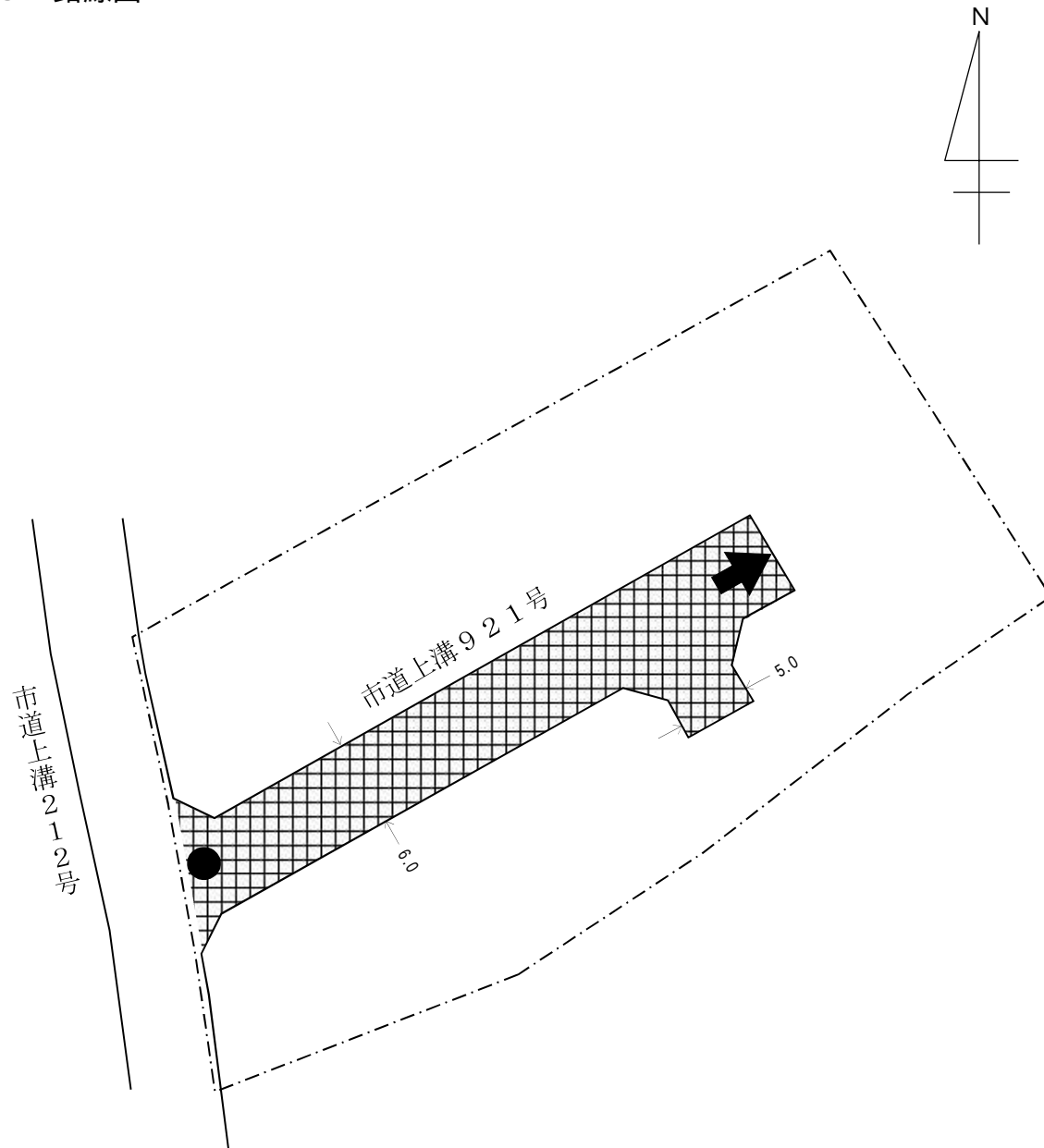
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上溝921号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝434番1の一部 外16筆
開発行為の面積	1,778.77㎡
予定建築物の用途等	専用住宅10宅地
区域区分等	市街化区域 (第2種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

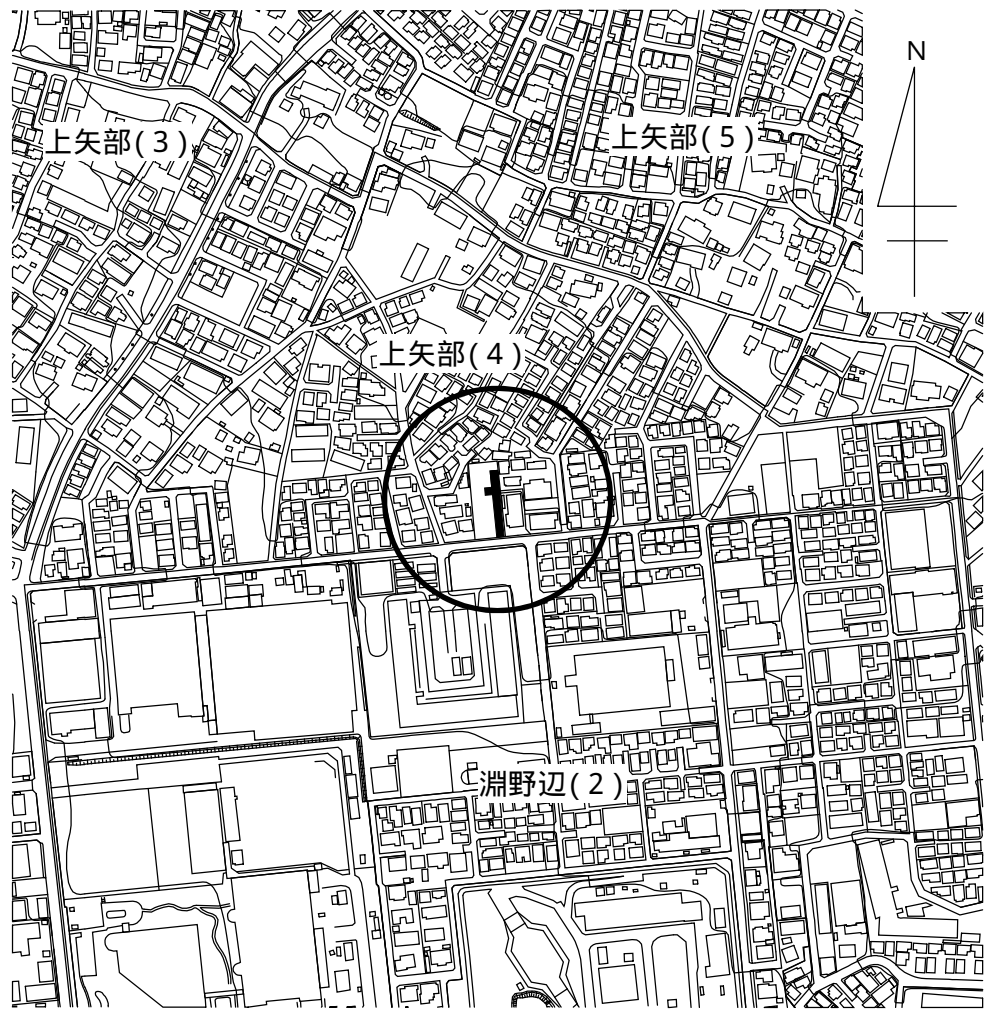


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0 ~ 6.0m
- 延長 49m

別 図 7

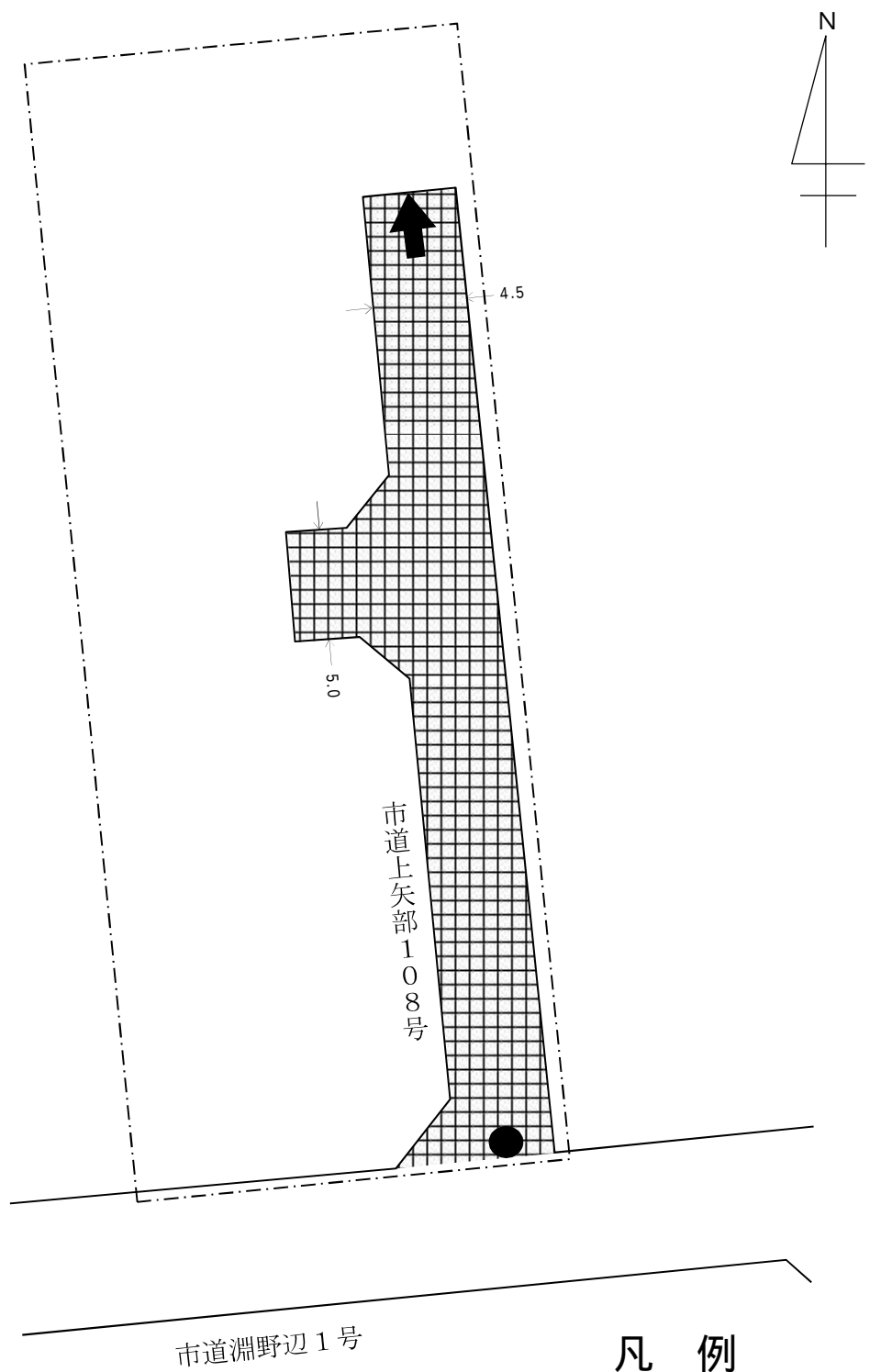
1 案内図



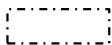
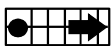
2 道路の概要

路線名	上矢部108号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上矢部4丁目1039番1 外8筆
開発行為の面積	995.88㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり、片隅切

3 路線図

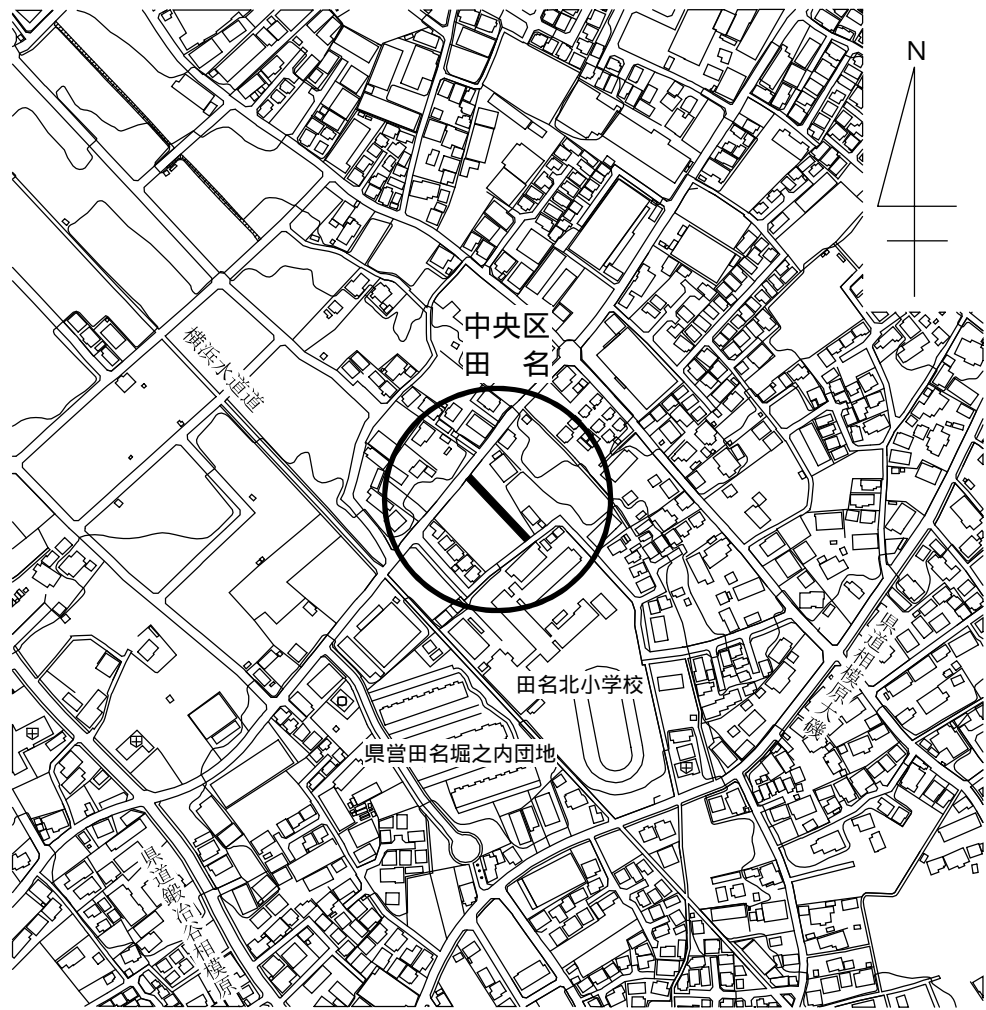


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 49m

別 図 8

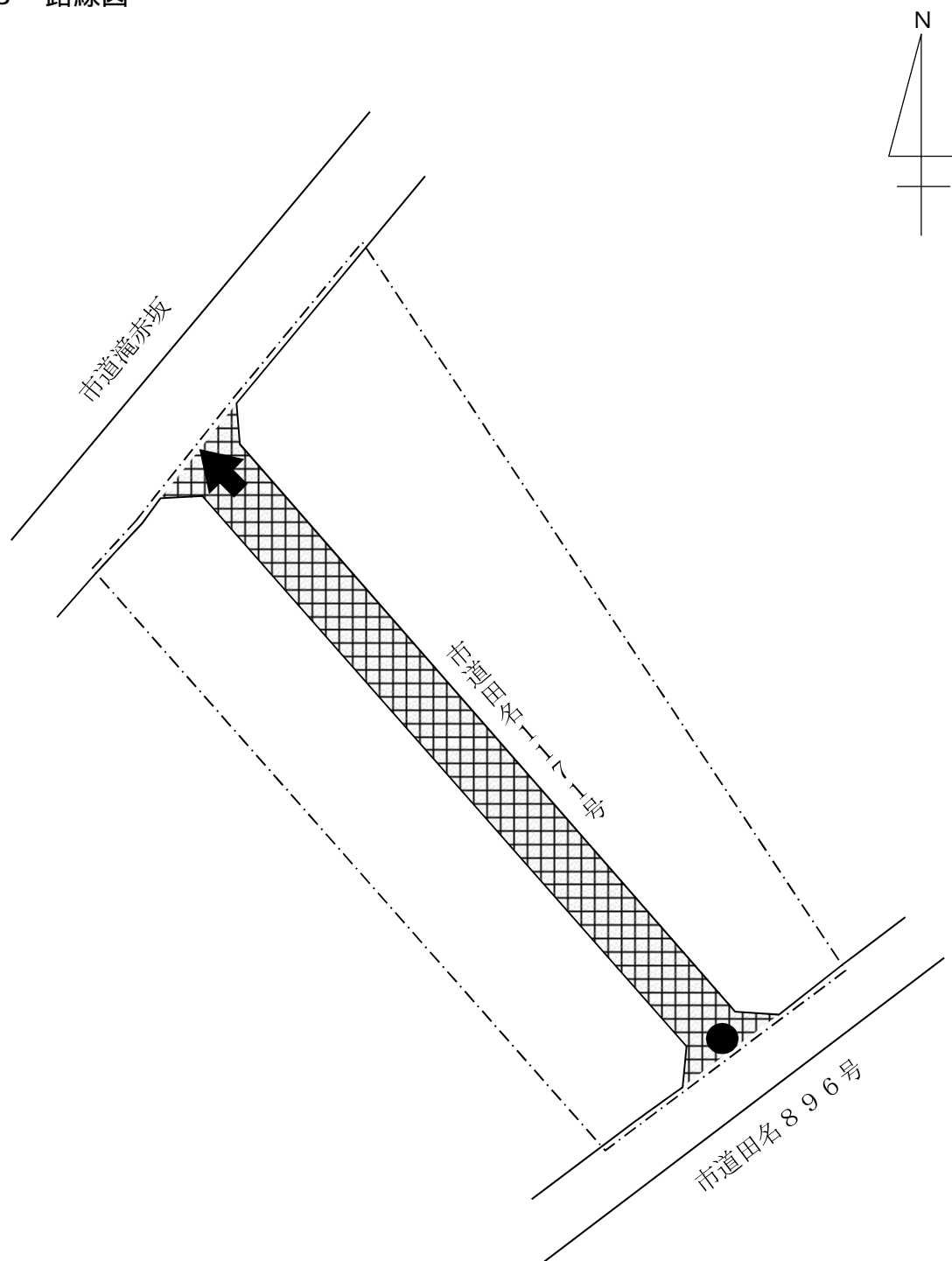
1 案内図



2 道路の概要

路線名	田名1171号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名3164番1 外12筆
開発行為の面積	1,520.99㎡
予定建築物の用途等	専用住宅11宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図

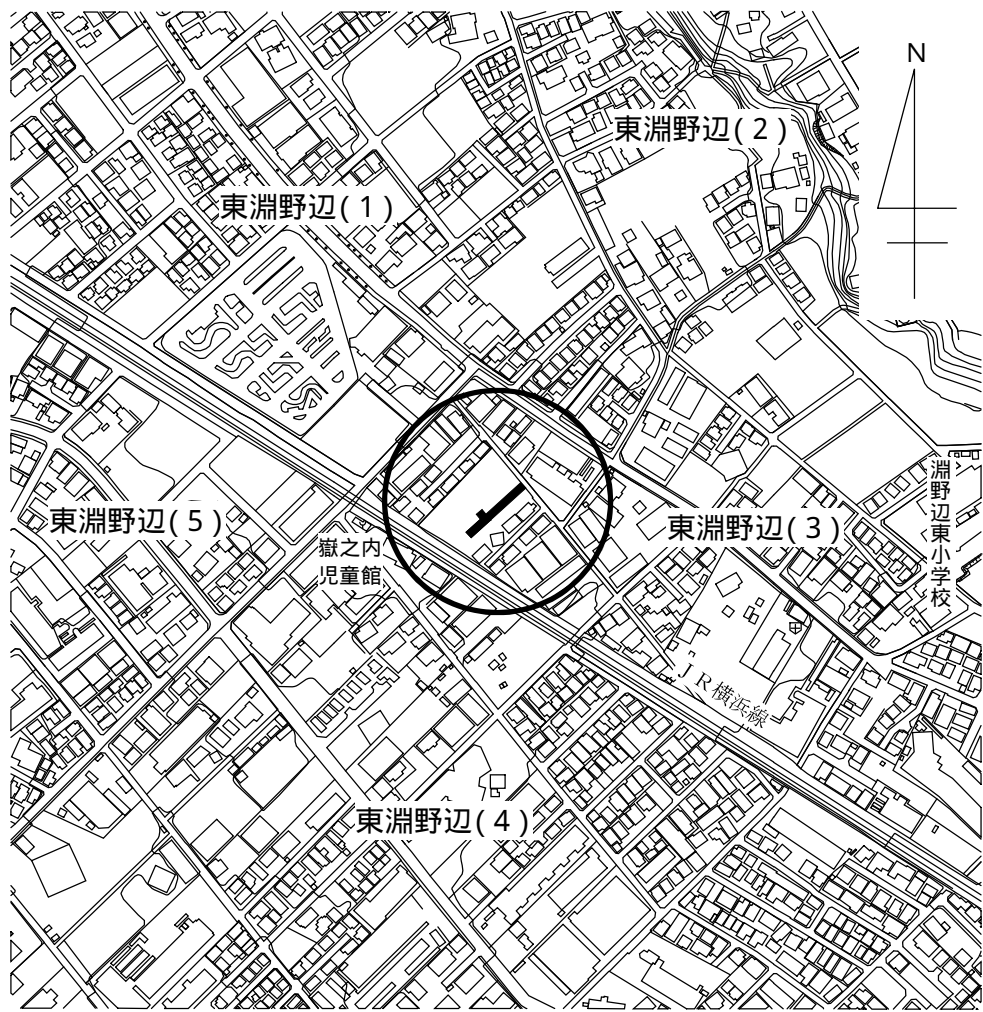


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 57m

別 図 9

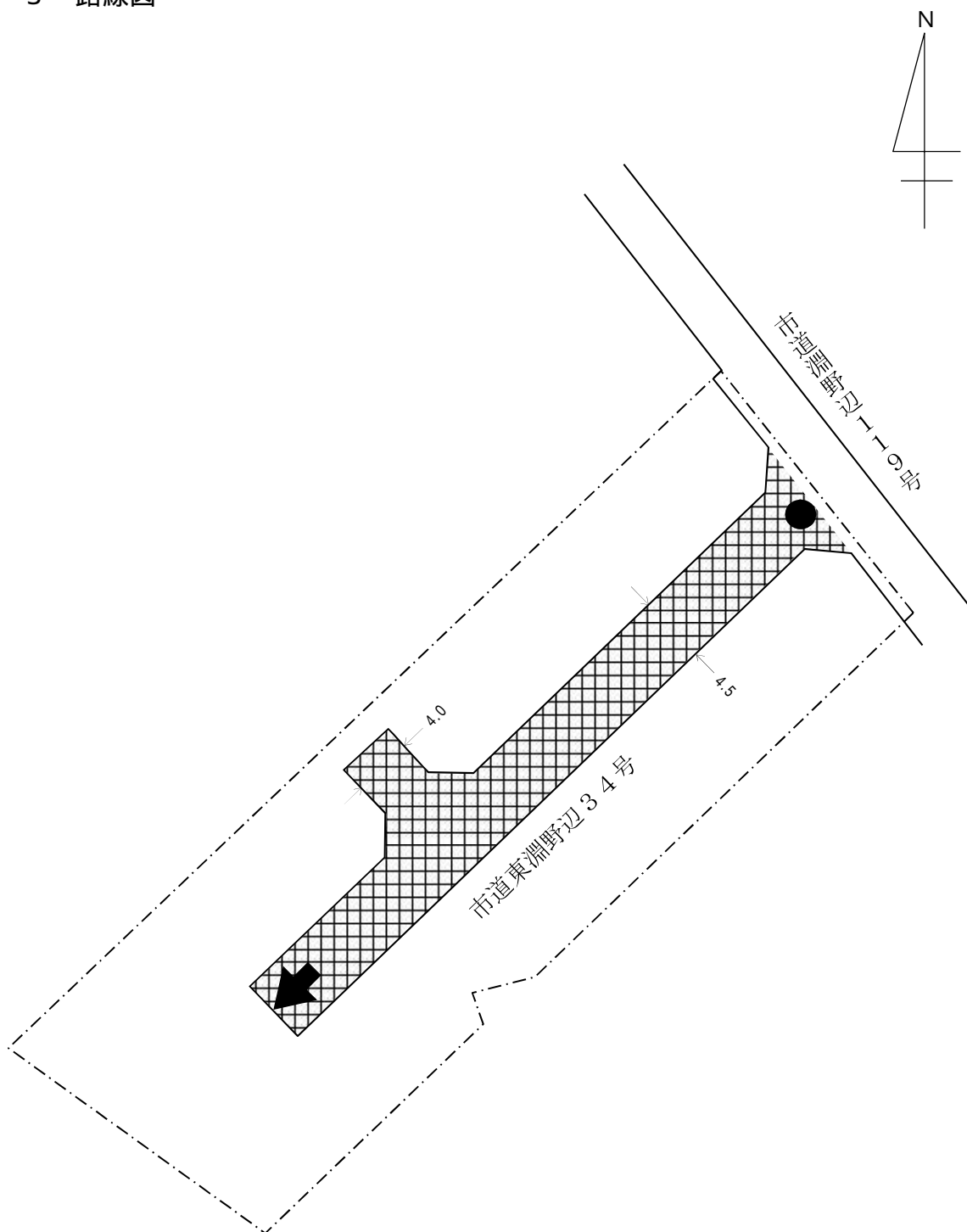
1 案内図



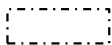
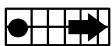
2 道路の概要

路線名	東淵野辺34号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区東淵野辺3丁目2095番1 外17筆
開発行為の面積	1,277.04㎡
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域・ 第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0 ~ 4.5m
- 延長 55m

別 図 1 0

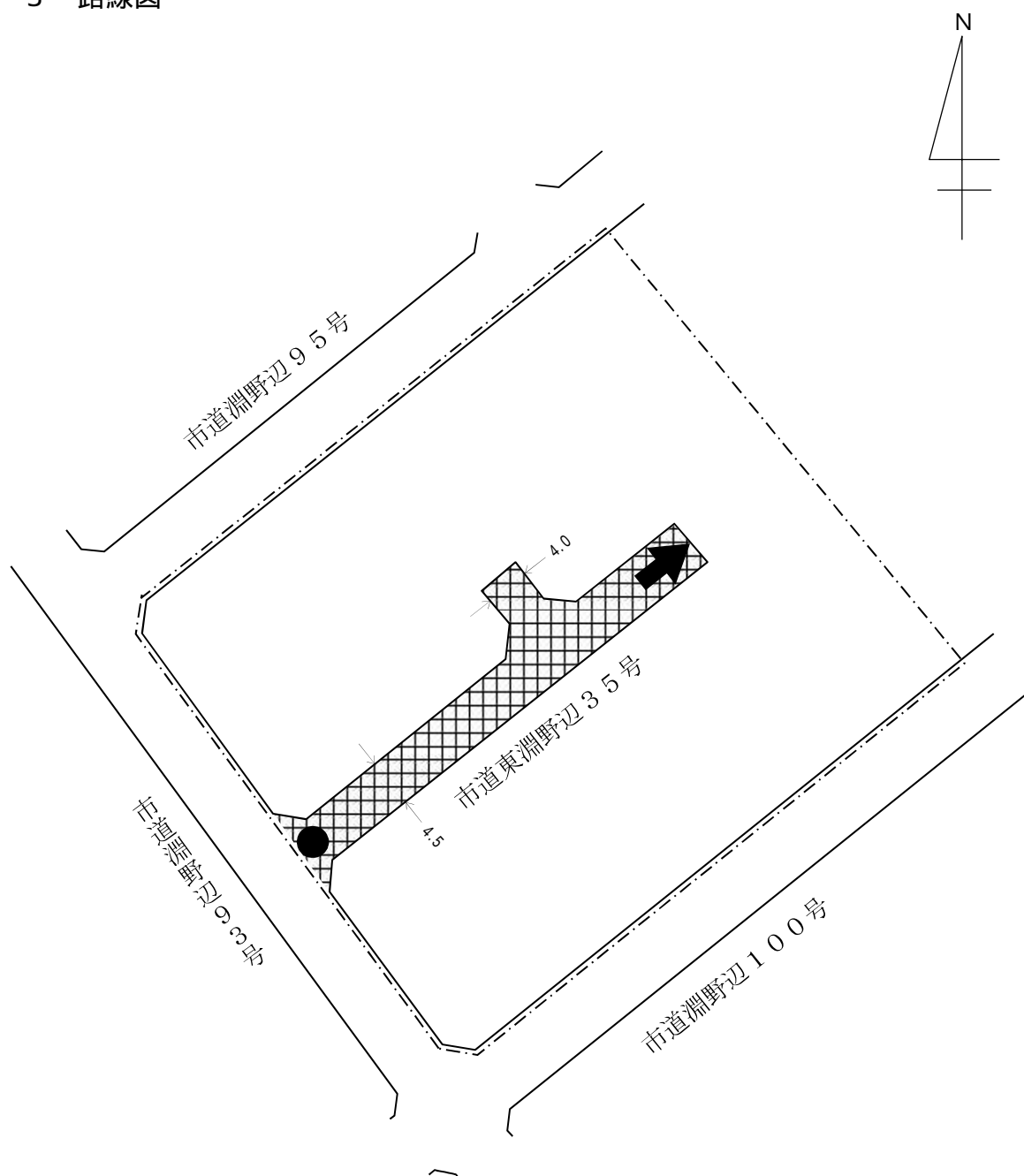
1 案内図



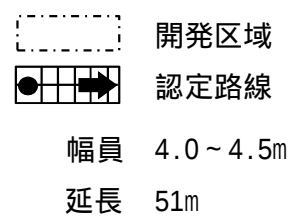
2 道路の概要

路線名	東淵野辺35号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区東淵野辺1丁目1049番2 外26筆
開発行為の面積	2,836.23㎡
予定建築物の用途等	専用住宅23宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

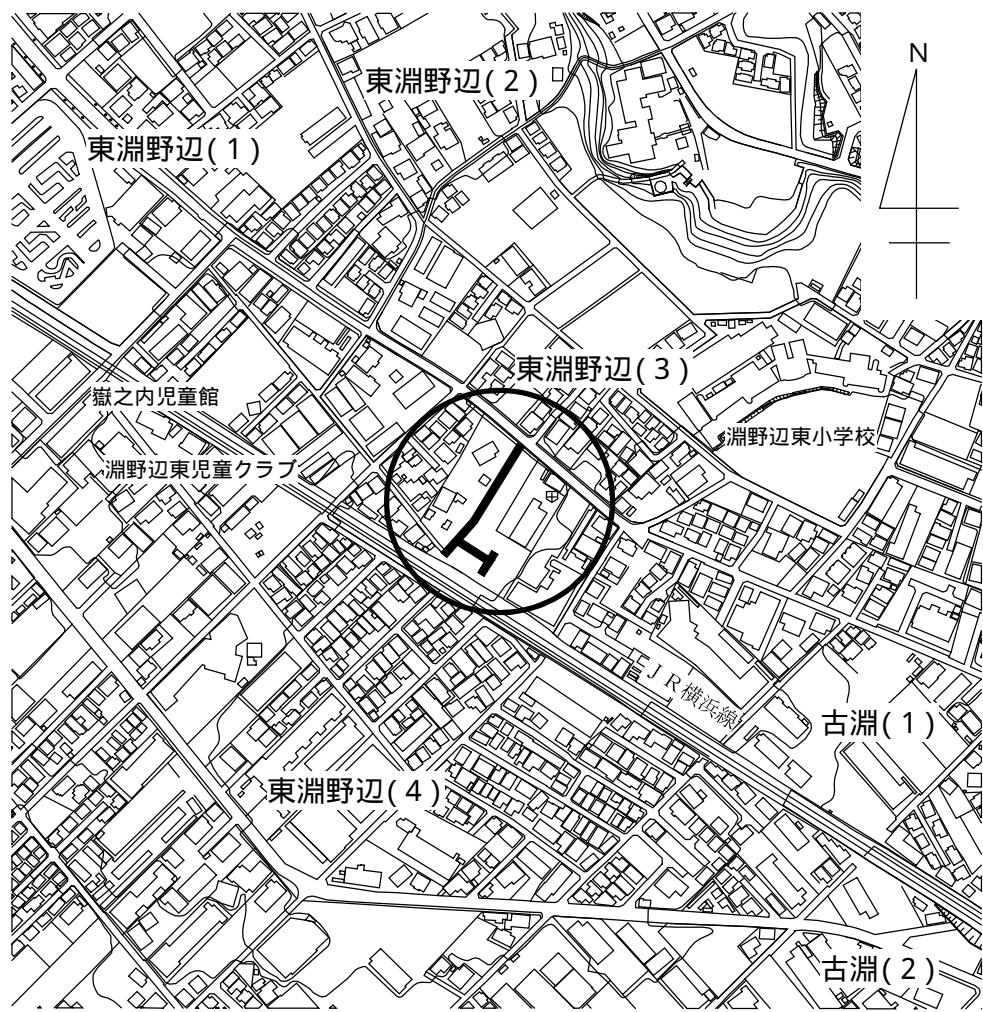


凡 例



別 図 1 1

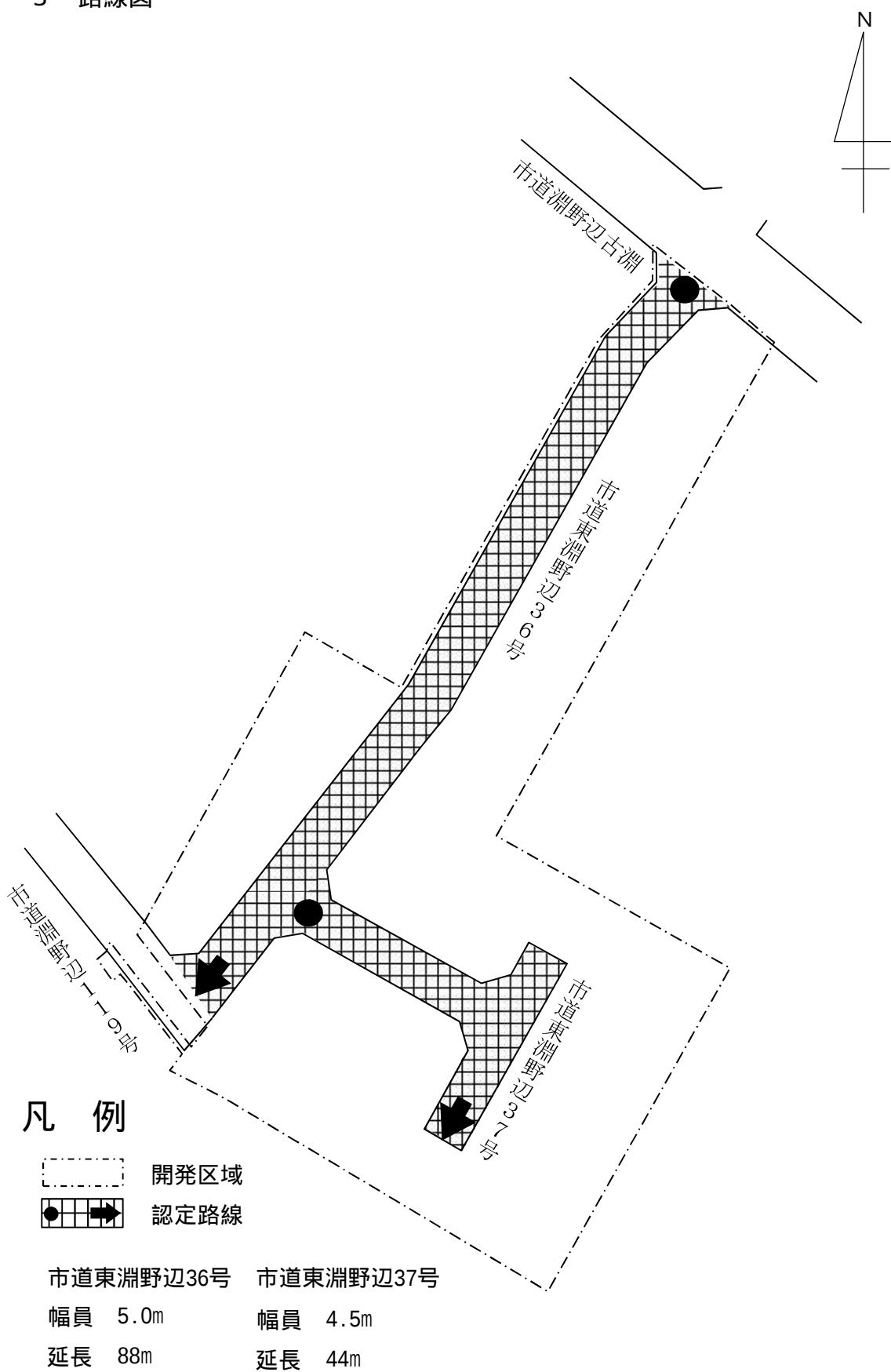
1 案内図



2 道路の概要

路線名	東淵野辺36号	東淵野辺37号
認定の理由	開発行為による帰属	
開発行為の所在	中央区東淵野辺3丁目2208番92 外28筆	
開発行為の面積	2,983.18㎡	
予定建築物の用途等	専用住宅20宅地	
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居 専用地域・第1種 住居地域)	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり	
備考		車返しあり

3 路線図



別 図 1 2

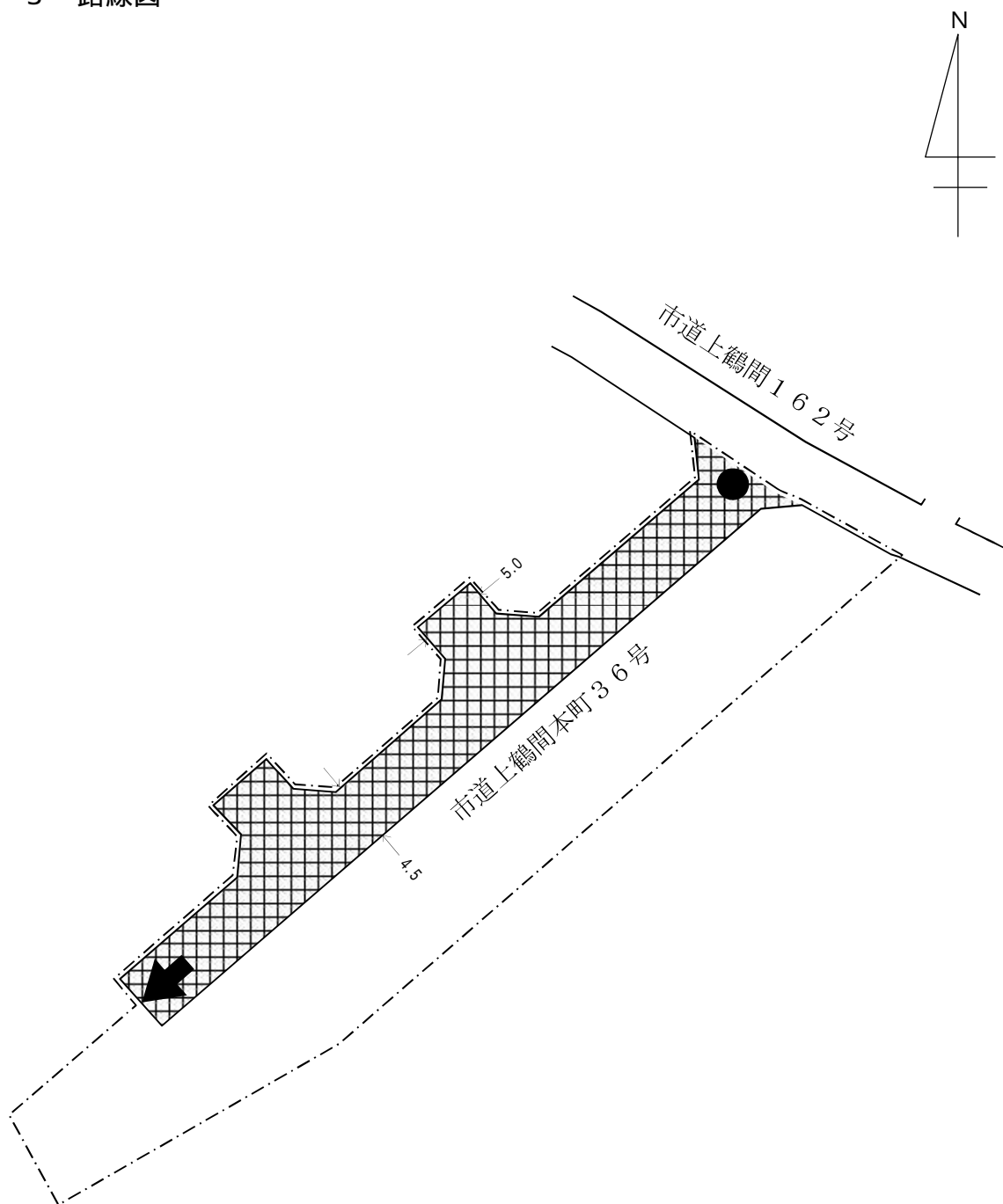
1 案内図



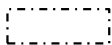
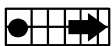
2 道路の概要

路線名	上鶴間本町36号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区上鶴間本町4丁目2241番4 外7筆
開発行為の面積	989.02㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 68m

別 図 1 3

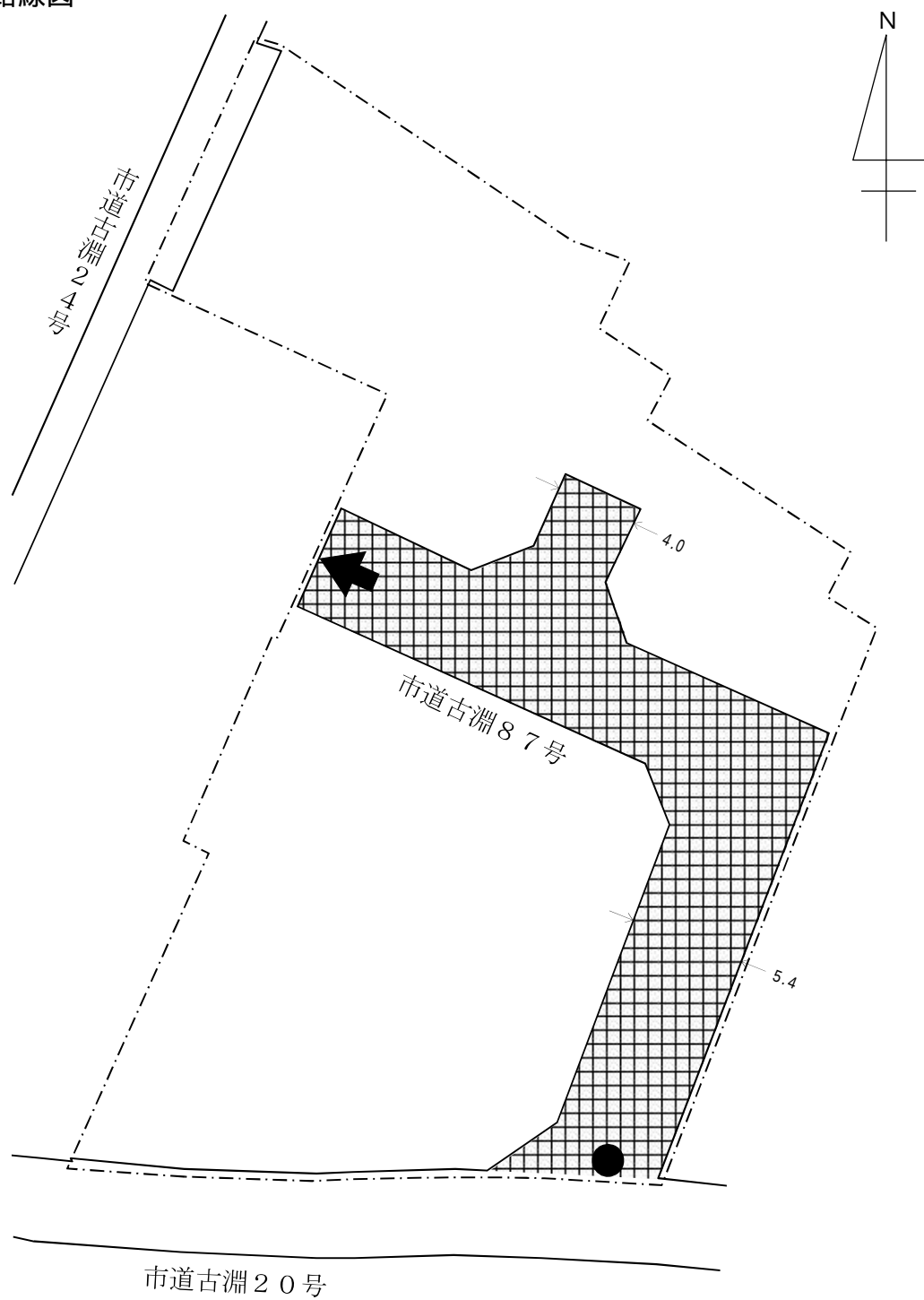
1 案内図



2 道路の概要

路線名	古淵87号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区古淵1丁目1467番1 外22筆
開発行為の面積	1,181.82㎡
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり、片隅切

3 路線図

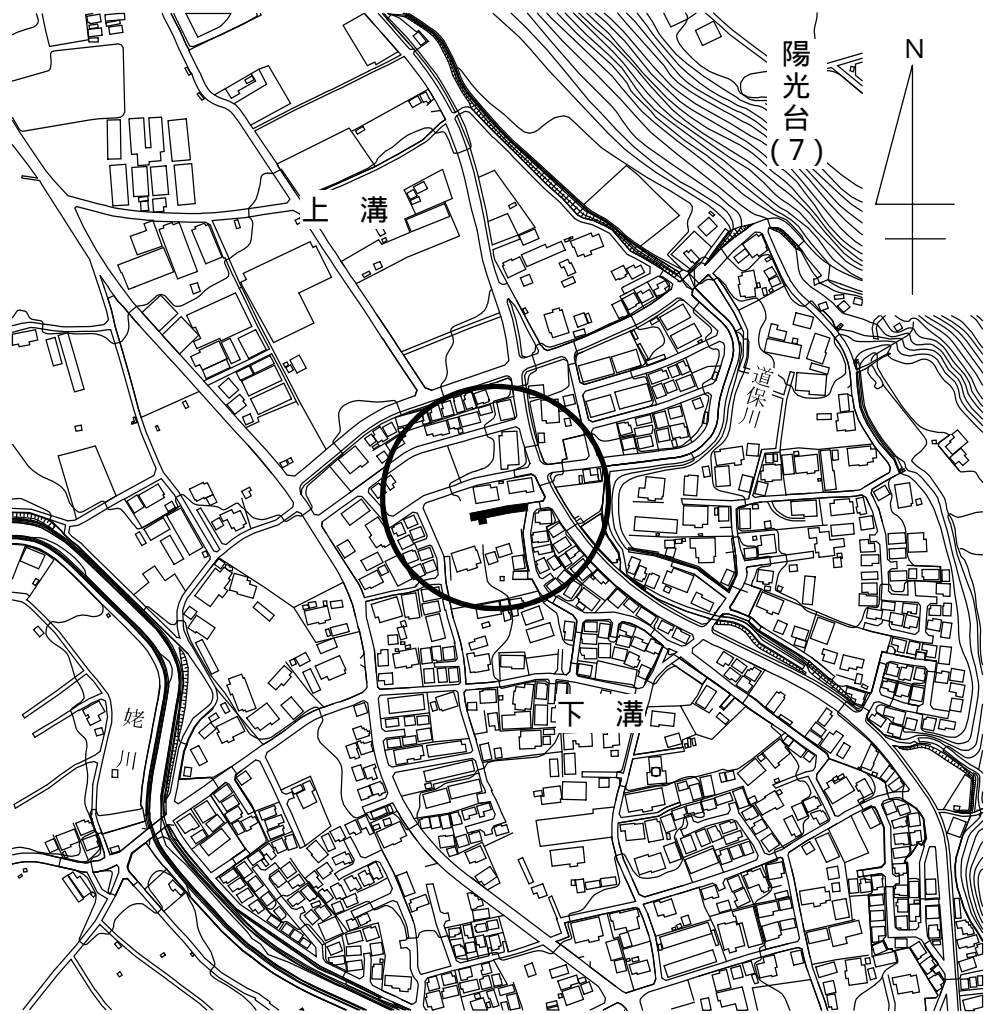


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0～5.4m
- 延長 50m

別 図 1 4

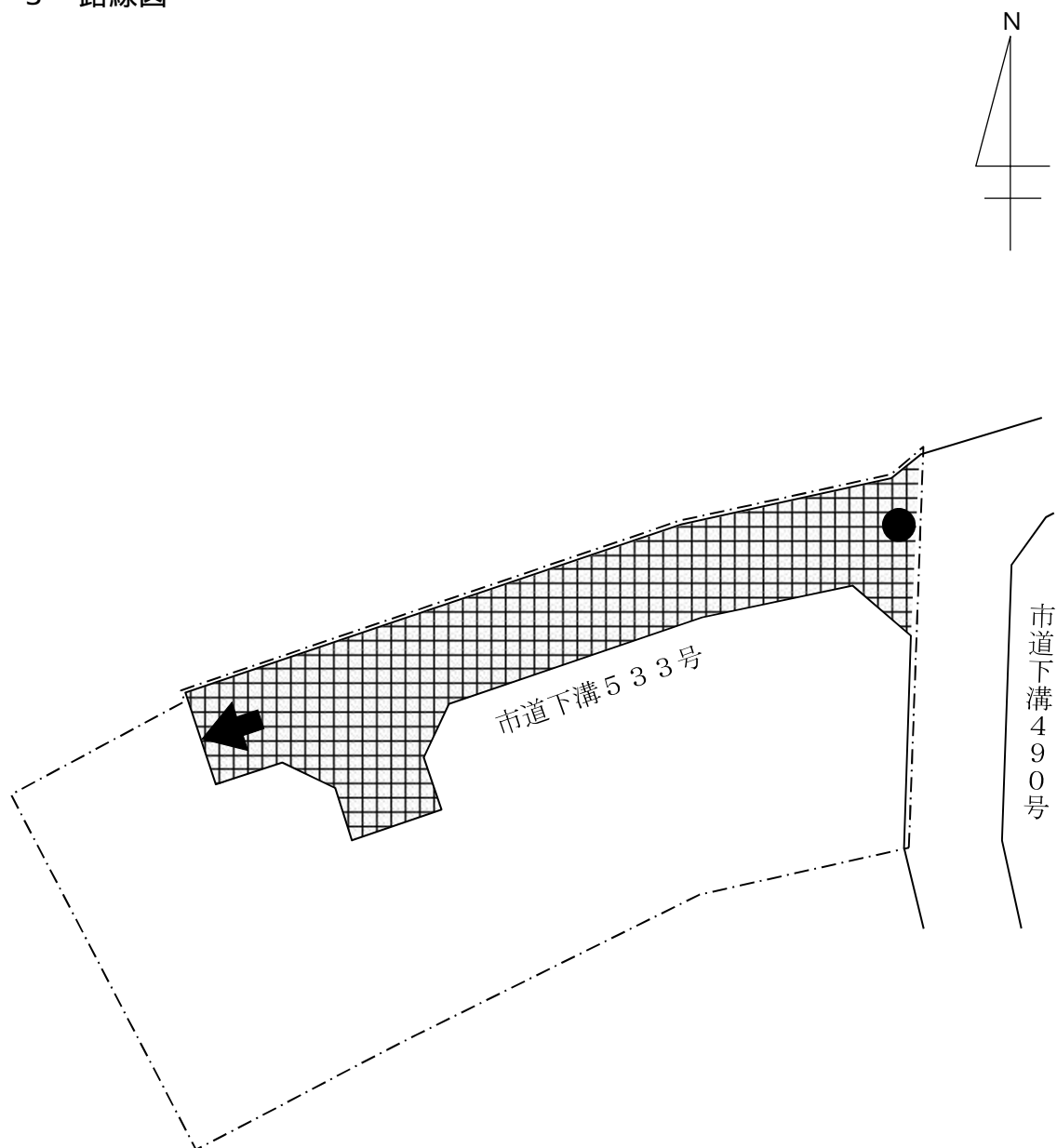
1 案内図



2 道路の概要

路線名	下溝533号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区下溝45番7 外8筆
開発行為の面積	901.41㎡
予定建築物の用途等	専用住宅5宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 44m

別 図 1 5

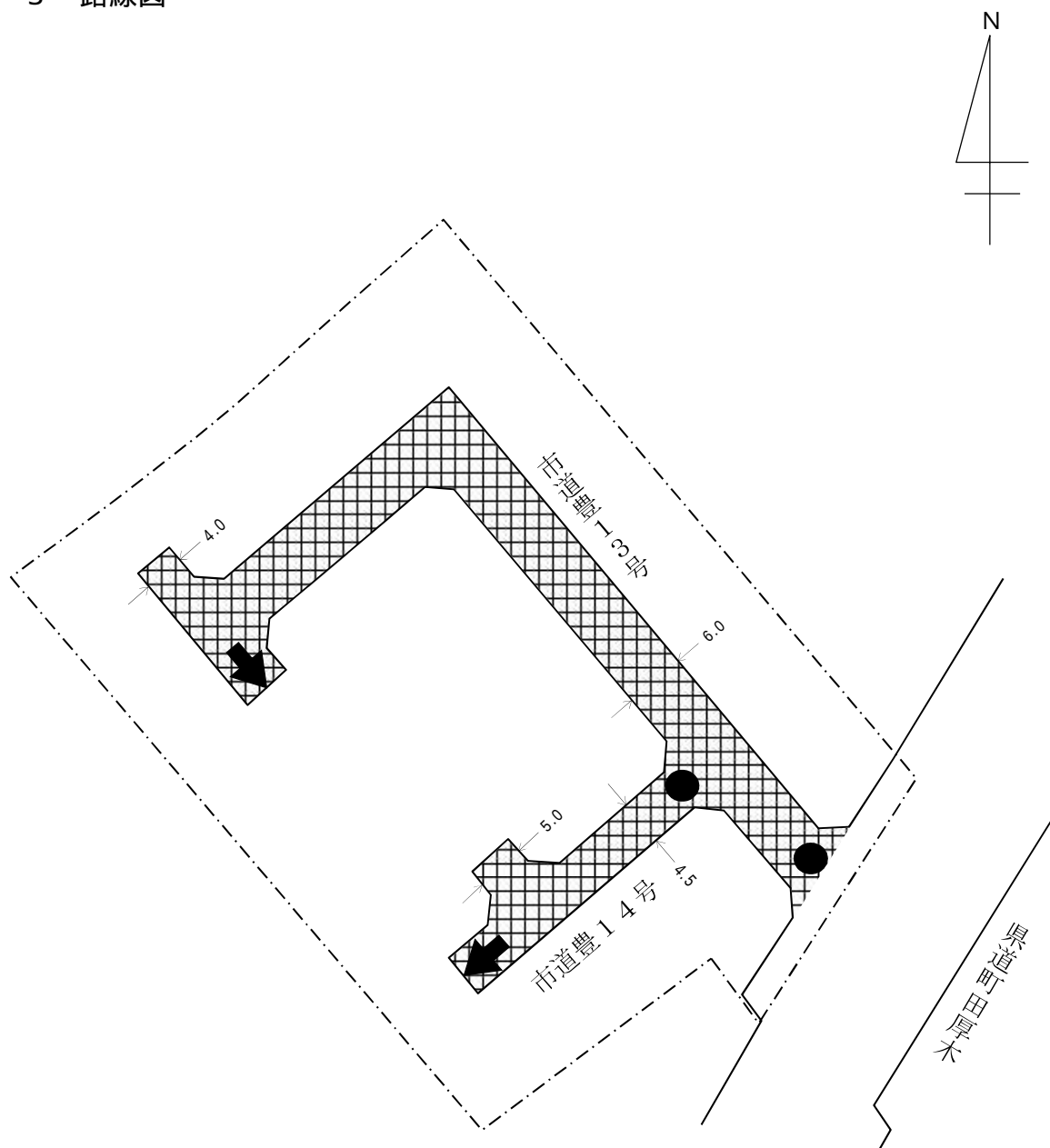
1 案内図



2 道路の概要

路線名	豊13号	豊14号
認定の理由	開発行為による帰属	
開発行為の所在	南区豊町4279番2 外33筆	
開発行為の面積	4,138.46㎡	
予定建築物の用途等	専用住宅28宅地	
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居 専用地域・第2種 住居地域)	市街化区域 (第2種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり	
備考	車返しあり	

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線

市道豊13号

幅員 4.0 ~ 6.0m

延長 101m

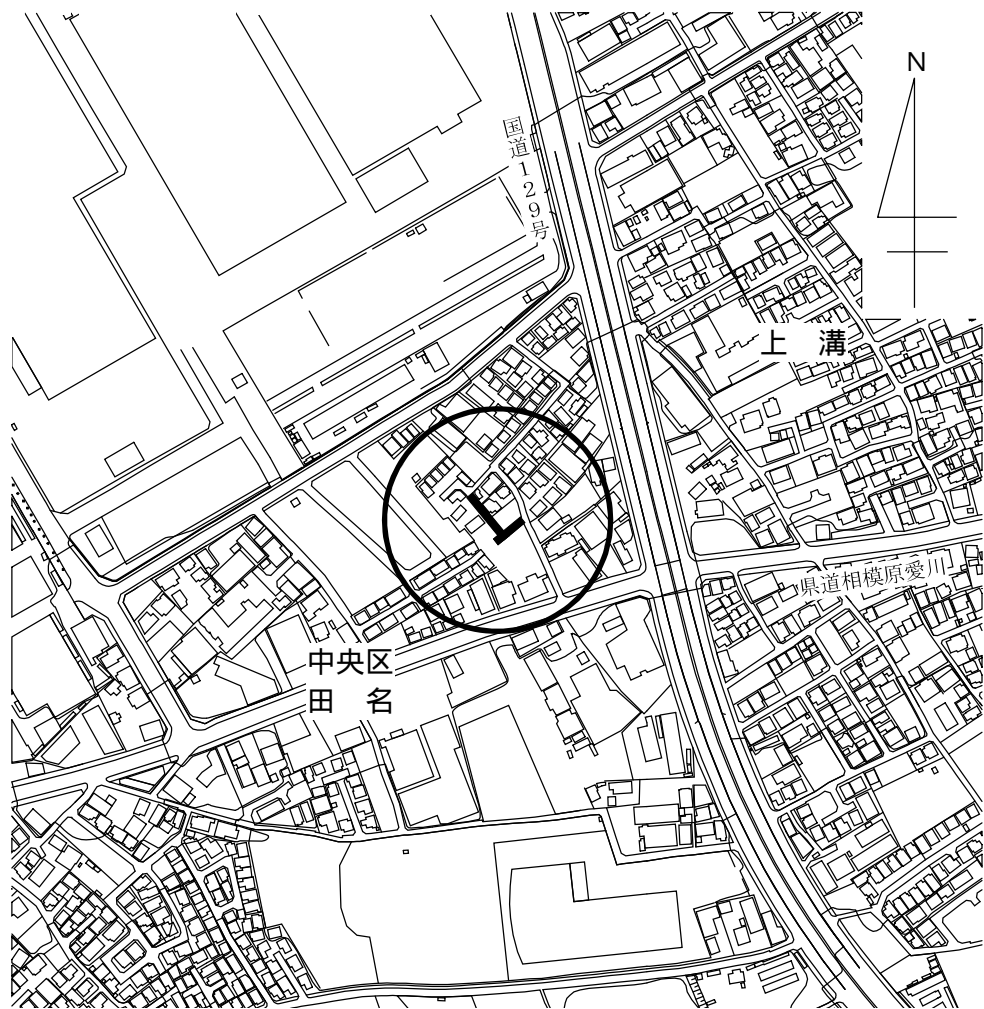
市道豊14号

幅員 4.5 ~ 5.0m

延長 35m

別 図 1 6

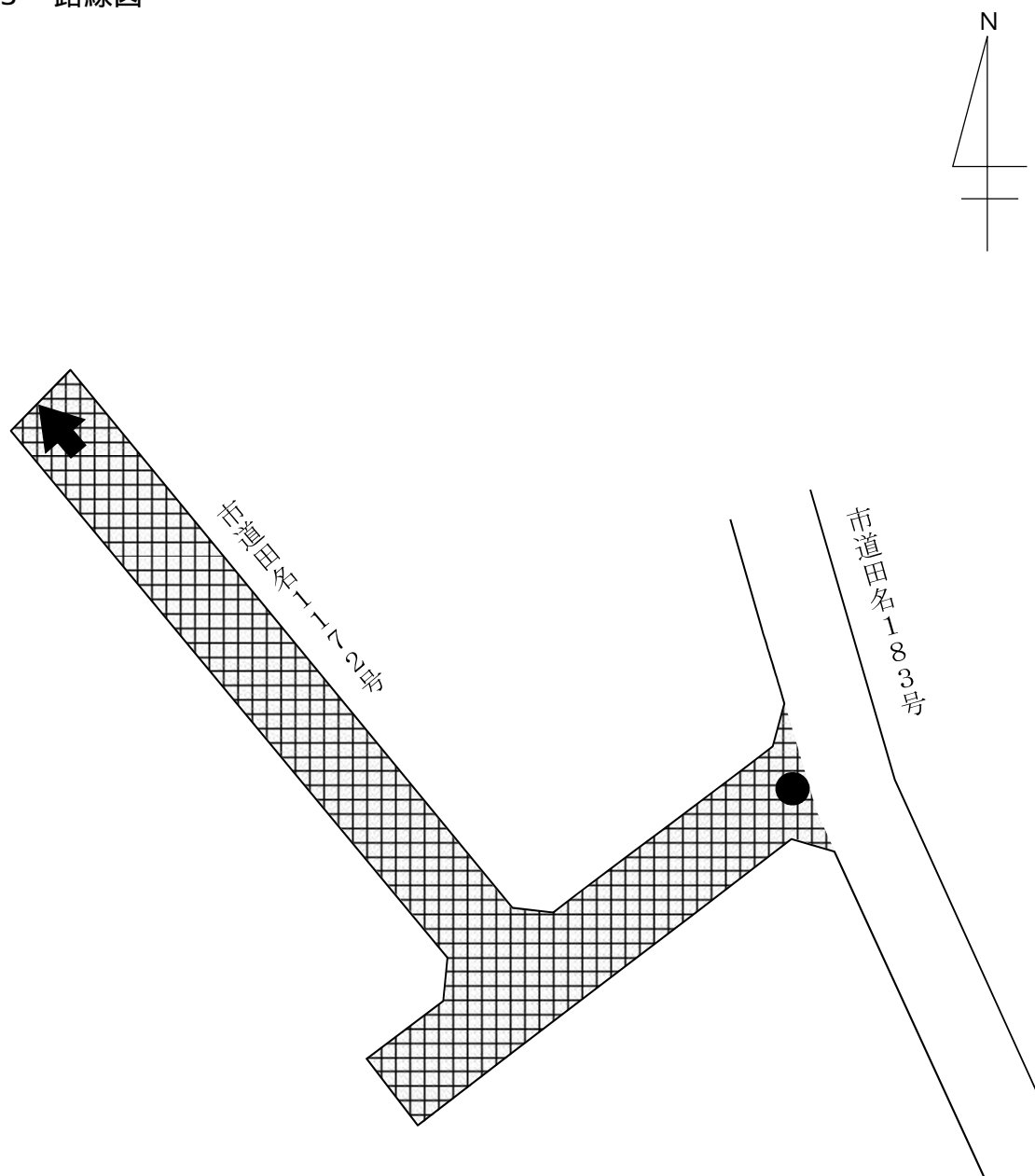
1 案内図



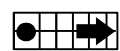
2 道路の概要

路線名	田名1172号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	中央区田名4061番8 外1筆
受納面積	240.30㎡
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝なし
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

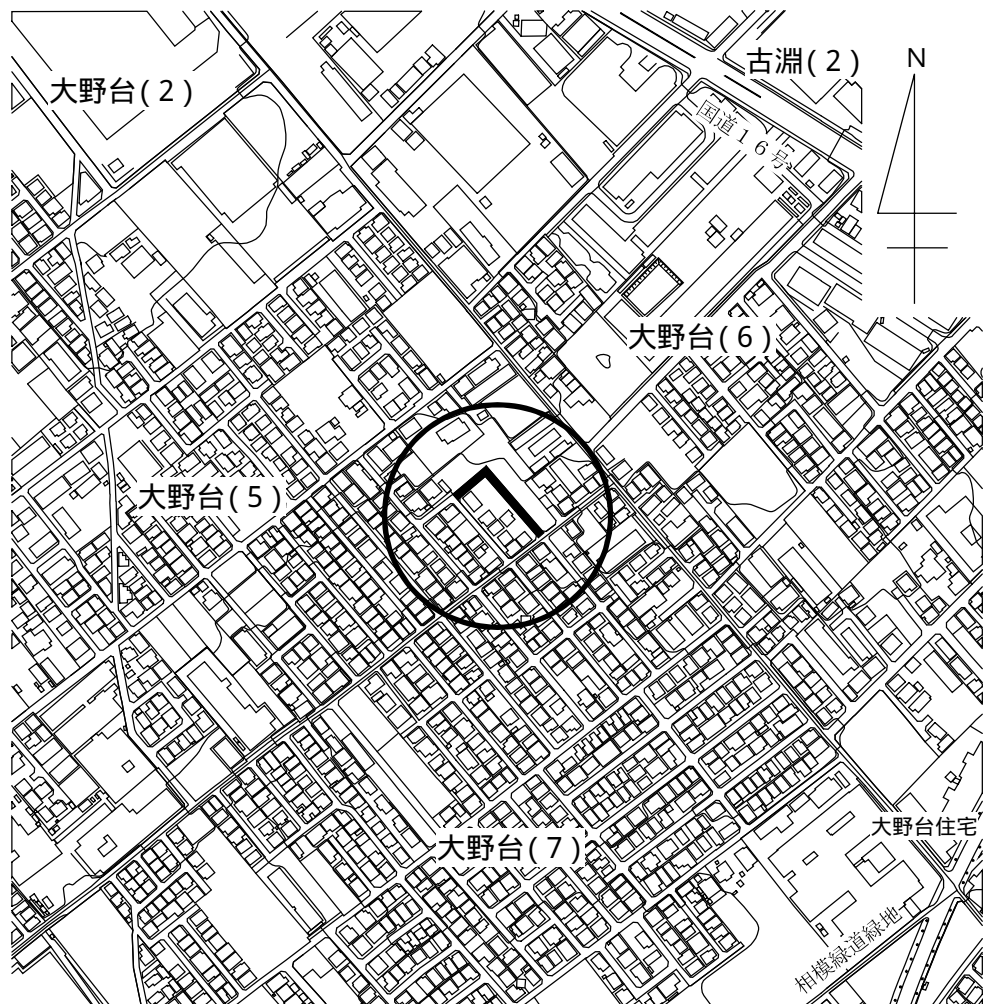
 認定路線

幅員 4.0m

延長 58m

別 図 1 7

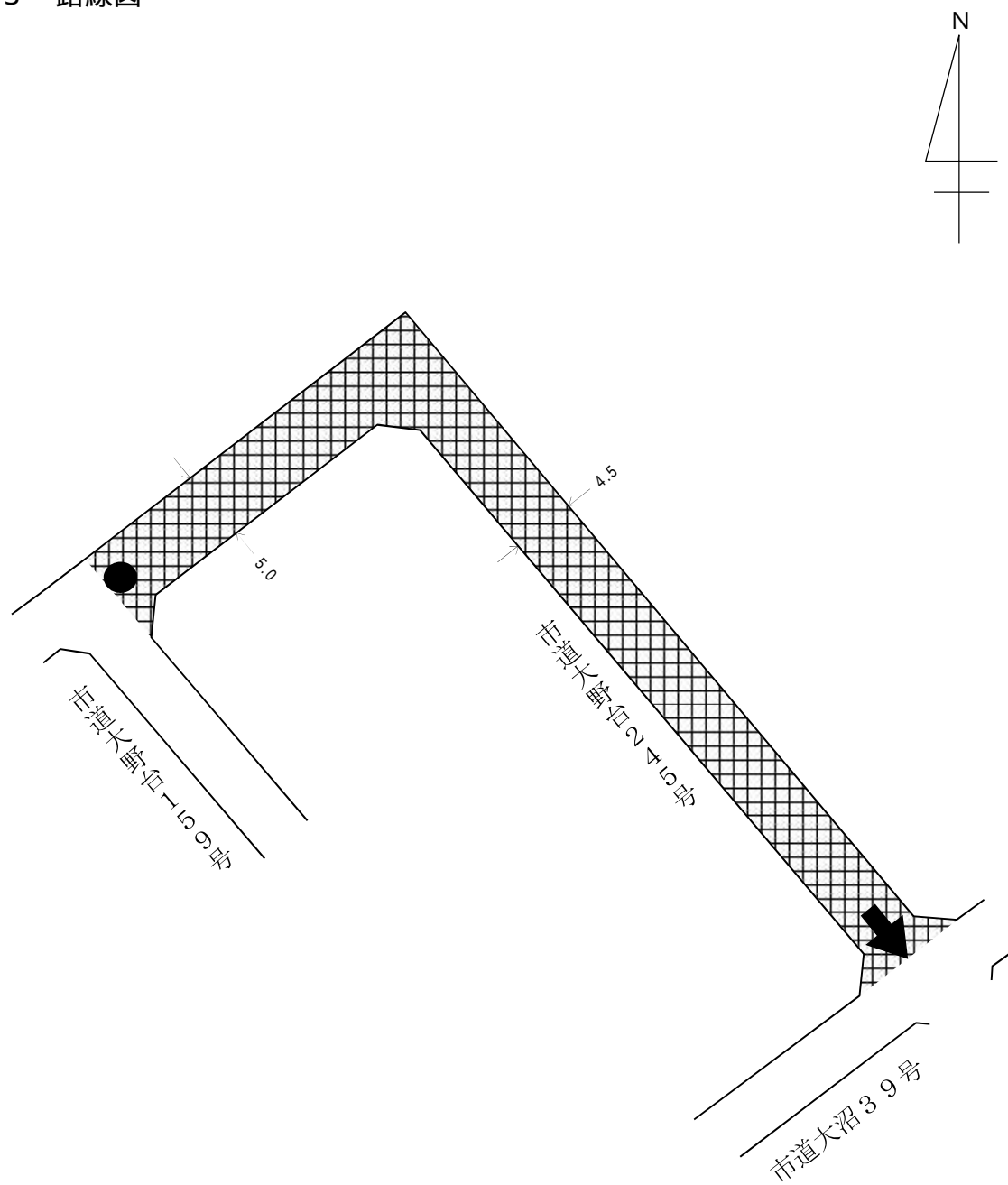
1 案内図



2 道路の概要

路線名	大野台245号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区大野台5丁目2545番21 外3筆
受納面積	388.65㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	砂利、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例

- → 認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 81m

別 図 1 8

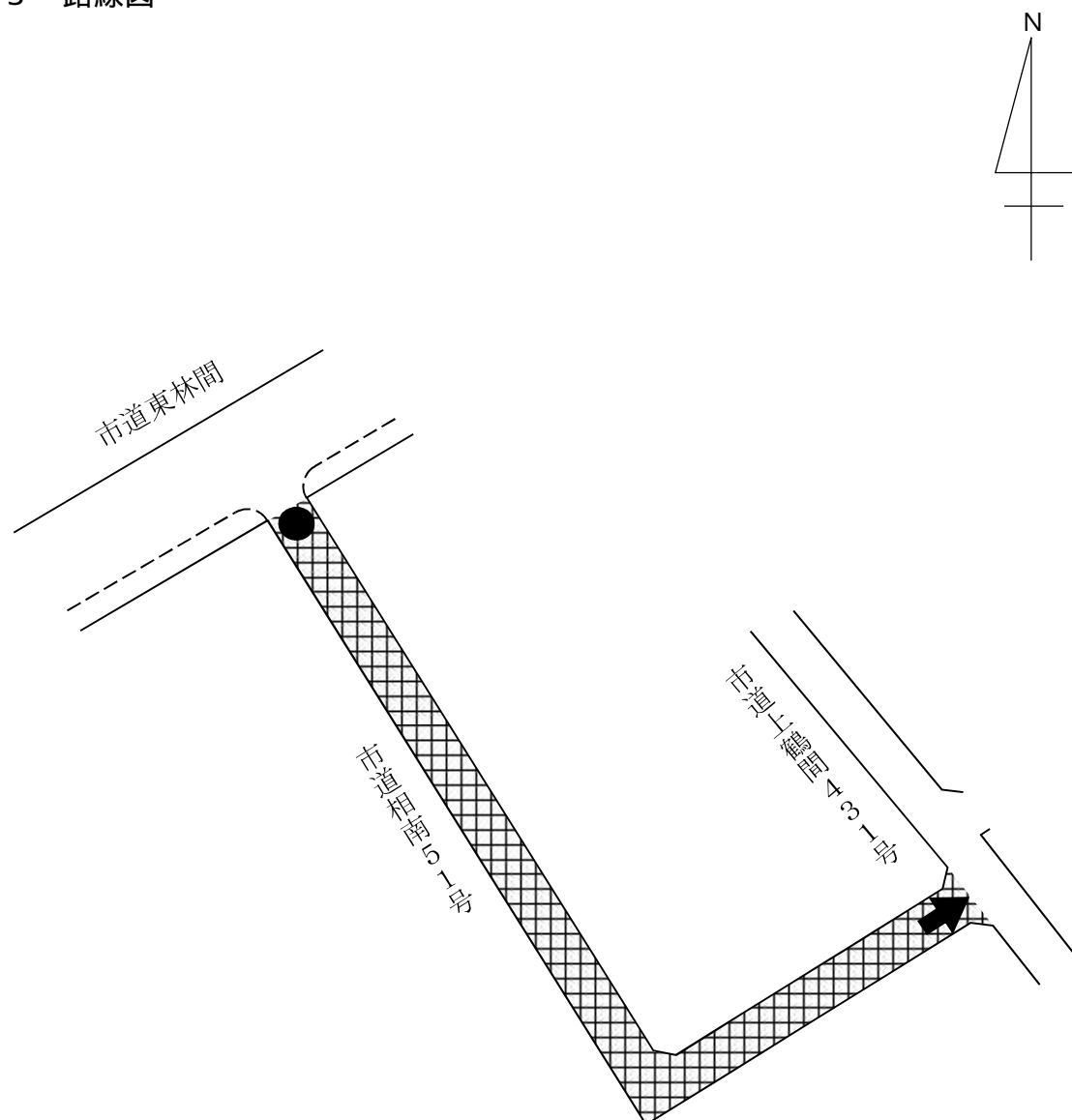
1 案内図



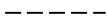
2 道路の概要

路線名	相南51号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区相南1丁目5206番88 外23筆
受納面積	395.36㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例

-  認定路線
-  歩道
- 幅員 4.0m
- 延長 96m

議案第 8 4 号

平成 2 8 年度相模原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
平成 2 8 年度相模原市下水道事業会計未処分利益剰余金 1 , 5 0 1 , 2 0 5 , 1 4 1
円のうち 1 4 2 , 6 7 8 , 6 8 5 円を資本金に組み入れる。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

提案の理由

平成 2 8 年度相模原市下水道事業会計における未処分利益剰余金の一部について、資本金に組み入れる処分をいたしたく、地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により提案するものである。

平成 29 年度相模原市一般会計補正予算(第 2 号)

平成 29 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 289,345,000 千円に歳入歳出それぞれ 670,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 290,015,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為補正)

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 29 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		千円 56,305,710	千円 94,467	千円 56,400,177
	10 国庫補助金	8,772,423	94,467	8,866,890
60 県支出金		14,749,343	25,987	14,775,330
	10 県補助金	3,175,513	25,987	3,201,500
80 繰越金		1,545,000	167,643	1,712,643
	5 繰越金	1,545,000	167,643	1,712,643
85 諸収入		17,816,676	119,403	17,936,079
	25 雑入	3,907,259	119,403	4,026,662
90 市債		24,666,800	262,500	24,929,300
	5 市債	24,666,800	262,500	24,929,300
歳 入 合 計		289,345,000	670,000	290,015,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 25,360,220	千円 2,578	千円 25,362,798
	5 総務管理費	16,011,717	2,185	16,013,902
	13 市民生活費	6,571,078	393	6,571,471
15 民生費		122,373,876	458,622	122,832,498
	5 社会福祉費	51,141,287	27,000	51,168,287
	10 児童福祉費	46,884,620	431,622	47,316,242
30 農林水産業費		713,237	14,869	728,106
	10 林業費	65,230	14,869	80,099
40 土木費		26,076,040	166,575	26,242,615
	5 道路橋りょう費	9,459,623	33,000	9,492,623
	15 都市計画費	14,275,246	133,575	14,408,821
50 教育費		43,388,995	27,356	43,416,351
	5 教育総務費	4,871,595	22,680	4,894,275
	20 社会教育費	2,815,931	4,676	2,820,607
歳 出 合 計		289,345,000	670,000	290,015,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
15 民生費	10 児童福祉費	橋本こどもセンター建設事業	431,622
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路改良事業（相模総合補給廠北側外周道路 道路改良事業）	33,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
相模原市まち・みどり公社事業 資金融資に対する損失補償 (平成29年度設定分)	平成29年度から 平成30年度まで	千円 借入金1,183,522千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
生活交通確保対策補助金 (平成29年度設定分)	平成29年度	0
	平成30年度	90,028
乗合タクシー運行事業 (平成29年度設定分)	平成29年度	0
	平成30年度	12,175
津久井生涯学習センター 管 理 運 営 費	平成29年度	0
	平成30年度	235
	平成31年度	282
	平成32年度	282
	平成33年度	282
	平成34年度	282
	平成35年度	47
施設維持管理費 (公民館分)	平成29年度	0
	平成30年度	6,342
	平成31年度	7,610
	平成32年度	7,610
	平成33年度	7,610
	平成34年度	7,610
	平成35年度	1,268

第4表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
(民生債) 児童厚生施設整備事業費	0	227,600	227,600
(土木債) 緑地保全事業費	101,000	17,900	118,900
(教育債) 教育施設整備費	62,900	17,000	79,900
計	24,666,800	262,500	24,929,300

平成 29 年度相模原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 29 年度相模原市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 29 年度相模原市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 主要な建設改良事業			
（1） 公共下水道整備事業(管渠)	4,030,419千円	1,444,105千円	5,474,524千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 公共下水道資本的収入	5,258,389千円	1,444,105千円	6,702,494千円
第 1 項 公共下水道企業債	4,160,200千円	979,900千円	5,140,100千円
第 5 項 公共下水道国庫補助金	414,078千円	464,205千円	878,283千円
	支	出	
第 1 款 公共下水道資本的支出	11,722,878千円	1,444,105千円	13,166,983千円
第 1 項 公共下水道建設改良費	4,304,127千円	1,444,105千円	5,748,232千円

（企業債）

第 4 条 予算第 6 条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

（起債の目的）	（既決限度額）	（補正限度額）	（計）
公共下水道建設費充当	3,485,500千円	979,900千円	4,465,400千円
合 計	4,576,900千円	979,900千円	5,556,800千円

平成 29 年 8 月 25 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

損害賠償額の決定について
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 損害賠償額

1 , 0 8 0 , 5 8 0 円

2 被害者

市内在住者

3 事故の概要

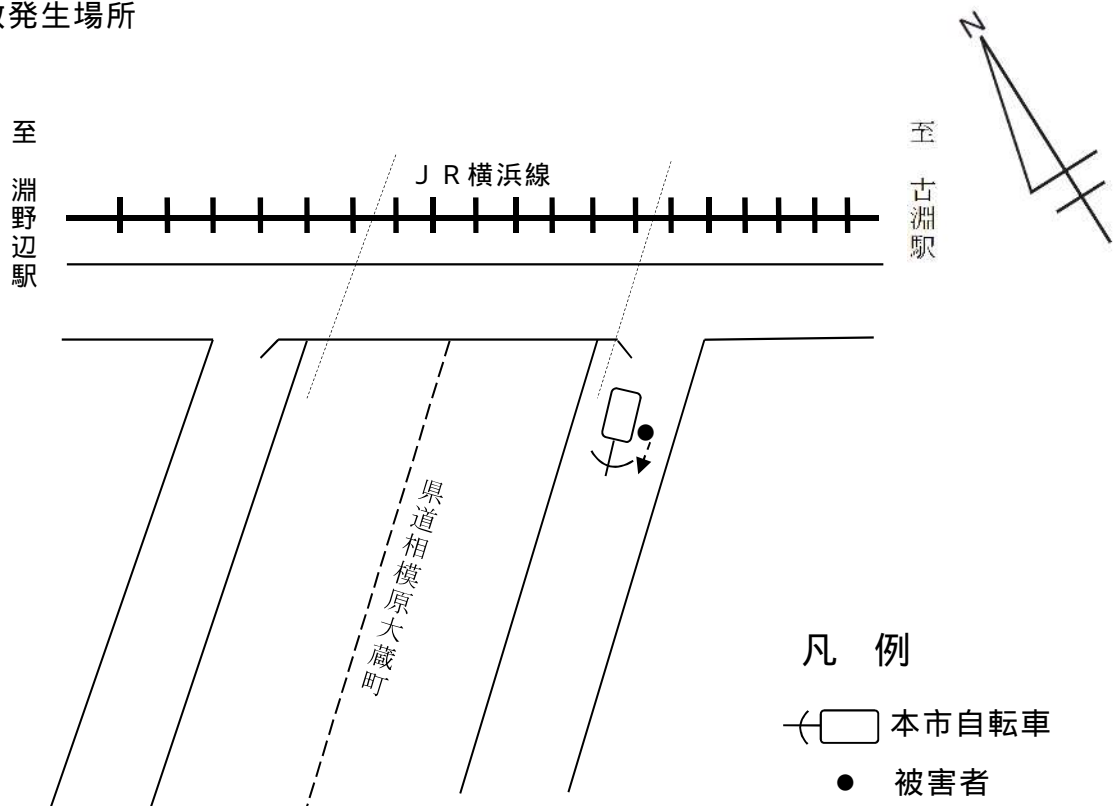
平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日午前 1 0 時 5 0 分頃、相模原市中央区共和 1 丁目 1 番先の県道において、本市自転車で走行していた児童相談所職員が前方を歩行していた被害者を避けようとした際、バランスを崩して転倒し、被害者に接触して転倒させ、負傷させたものである。

提案の理由

交通事故により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により議会の議決を経る必要による。

議案第 8 7 号関係資料

1 事故発生場所



2 相手方の被害

右眼球破裂、右外傷性虹彩離断、右眼窩底骨折

3 損害賠償額

1 , 0 8 0 , 5 8 0 円

副市長の選任について
次の者を、本市副市長に選任したいので同意されたい。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	湯 山 洋	

提案の理由

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を得る必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成29年8月31日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
	原 裕 子		

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	衣 川 佐 代 子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

議案第 9 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	池 亀 都	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

議案第 9 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████	島 崎 能 充	██████████	██████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	奈 良 信	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	八 木 真 澄	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

平成 29 年度相模原市一般会計補正予算(第 3 号)

平成 29 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額 290,015,000 千円に歳入歳出それぞれ 210,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 290,225,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 29 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
60 県支出金		千円 14, 775, 330	千円 210, 000	千円 14, 985, 330
	15 県委託金	1, 165, 639	210, 000	1, 375, 639
歳 入 合 計		290, 015, 000	210, 000	290, 225, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 25,362,798	千円 210,000	千円 25,572,798
	15 選挙費	117,225	210,000	327,225
歳 出 合 計		290,015,000	210,000	290,225,000